

秘

調書集

歐米局第一課編

昭和五年自一月至十二月

歐米局第一課

欧一
117
外史

調一0215

0137

目次

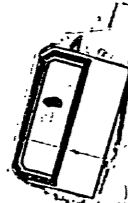
一 ベセドウスキー論文	昭和五年一月
二 世界ニ於ケル共産黨並關係団体員數	昭和五年一月
三 露墨外交關係事實上ノ斷絶	昭和五年一月
四 露墨外交關係ノ斷絶(其ノ二)	昭和五年二月
五 クートヴェー ト聯邦中央執行委員會トノ關係	昭和五年二月
六 クートヴェー ノ東洋研究科學協會移管ニ就テ	昭和五年二月
七 ベセドウスキー ニ對スルソ聯邦最高裁判所ノ判決並右ニ對スルベセドウスキーノ辯明	昭和五年二月

外務省

余作也ト

ハ クーテポフ將軍失踪事件	昭和五年二月
ニ ボグラニチナヤ露支國境赤衛軍守備隊長ベソソ	昭和五年二月
一 前上海駐在ソ聯邦副領事ウイリデノ身元證明	昭和五年三月
一 最近ニ於ケル「蘇聯邦友ノ會」ノ活動	昭和五年三月
一 世界主要港ニ於ケル國際海員俱樂部ノ所在地	昭和五年三月
一 在ソヴィエト聯邦帝國大使館ニ逃亡セル邦人主義者松元一徳ノ送還事情並費用ニ關スル件	昭和五年四月
一 英露暫定通商協定	昭和五年四月

外務省



「ベセドウスキー」論文(一)

「ソ」聯邦政府ノ二重性

(一九二九年十月廿二日「マタン」紙掲載)



(赤線紙) +

外務省

4.5

一 日本共産黨事件首腦者ニ對スル豫審決定
書内容要領 昭和五年四月

一 支那共産黨ノ現状 昭和五年六月

一 北樺太石油石炭利權關係調書集 昭和五年十月

一 ソヴェエト聯邦事情(一九三〇年) 昭和五年十二月

(赤線紙) +

外務省

5.5

調一0215



「ラコウスキ」ノ反幹部ノ檄文ニ對スル署名ト右ニ基ク露佛紛爭

露佛債務
決濟交渉

「ソ」聯邦政府ノ二重性

一九二七年秋在佛「ソ」聯邦大使「ラコウスキ」ハ聯邦共產黨反幹部派ノ檄文ニ署名シタルカ右檄文ハ「ソ」聯邦ト各國ト戦争ノ場合交戰國ノ共產主義者ハ自國ニ反抗シテ「ソ」聯邦ニ通ス可キ旨懲慝シタルモノナリキ
爾來「ラコウスキ」ノ佛國ニ於ケル地位ハ極メテ困難トナリタルカ「ソ」聯邦ハ「ラ」ヲ救フ爲露佛債務交渉ニ關スル從來ノ態度ヲ改メテ新ニ佛國ニ對シ同國カ「ソ」聯邦ニ信用ヲ與フルヲ條件トシテ「ソ」聯邦ハ年額六千萬金法六十六ヶ年賦ヲ以テ其ノ戰前債務ヲ決濟スル案ヲ提出シタリ

外務省

債務決濟ニ關スル「スターリン」ノ訓令

ノ電命ニ接シタルカ右ハ當時既ニ「ラコウスキ」ノ召還決定シ居リタルヲ以テ後任大使ノ着任（二三ヶ月後）迄余ヲ代理大使トスル爲ナリシナリ

（赤井氏）

莫斯科歸還後間モナク「スターリン」ニ招カレタルカ當時共產黨幹部ハ「トロツキー」ノ除名計畫中ナリシヲ以テ多忙ヲ極メ「スターリン」ノ如キ毎日十六時間乃至十八時間働キ居タルニモ拘ラス彼カ斯ク態々余ヲ引見シ會談三時間ニ亘リタルハ彼カ如何ニ余ノ任務ニ重キヲ置キタルカヲ證スルモノト云フ可シ
「スターリン」ノ談話ハ大要左ノ如キモノナリキ
「ラコウスキ」ヲ召還セサル可ラサルニ至リタルハ吾人ノ最モ苦痛トスル所ナリ「ラ」ハ佛國ニ於テ氣受甚々宜シク佛國議員間

外務省

並政黨間ニ多大ノ勢力ヲ扶植シ其ノ結果却テ巴里政府ノ危懼ヲ招クニ至レリ

余ハ彼ニ其ノ活動ヲ緩和ス可キ旨忠告スル所アリタルモ彼ハ常ニ佛國內ニ非常ナル勢力ヲ有スル西班牙大使「キノネズ、デ、レオン」ノ例ヲ引キテ其ノ態度ヲ改メントハセサリキ「ラ」ニ對スル排斥運動ハ英國ノ企テタル所ナルカ若シ「ボアンカレー」カ「ラ」ノ勢力ニ恐怖ヲ懷カサリシナランニハ尙彼ノ召還問題ハ起ラサリシナリ「ソ」聯邦外務人民委員部ハ小人ノ巢窟ニシテ有能人物ノ批難攻撃ヲ事トシ「チチエーリン」ノ如キ正ニ其ノ一人ニシテ「ラ」コウスキー」ノ失脚ヲ目論見タルハ實ニ「チチエーリン」自身ナリ即チ「マタン」紙カ九月二日ヨリ十四日ニ至リ「ラ」ニ對スル

(赤柳氏)

外務省

攻撃記事ヲ掲載シタル際「チ」ハ何等ノ措置ヲ採ラントセス「ソ」聯邦新聞紙亦何等「マタン」ノ記事ニ對抗スル所ナカリシヲ以テ佛國ハ「ソ」聯邦ヲ以テ「ラ」ヲ支援セサルモノトノ感觸ヲ有セシメタリ「チチエーリン」ハ駐露佛國大使「エルベツト」カ「チ」ニ對シ若シ「ラコウスキー」ヲ召還セサルニ於テハ佛國ハ「ソ」聯邦トノ國交ヲ斷絶ス可シト語リタリト「ボリト、ビユーロー」ニ報告シタルモ國交斷絶云々ノ點ハ全然「チ」ノ捏造ナリシコト「リトヴィノフ」ニ依リテ發見サレタリ

吾人ハ「ラコウスキー」ヲ救ヒ國交斷絶ヲ防止スル爲債務問題ニ關シ多大ナル犠牲ヲ拂ハサルヲ得サルニ至レリ然ルニ前述ノ如ク佛國ハ國交斷絶ヲ考ヘ居ラサリシコト判明セルヲ以テ吾人ハ債務

(赤柳氏)

外務省

決濟ニ關スル從來ノ提案ヲ適當ノ方法ニ依リ變更スル必要アリ
 余ハ「スターリン」ニ對シ一旦「ソ」聯邦側ノ提議シタル案ヲ撤回
 スルコト困難ナルヘシト述ヘタル處「ス」ハ更ニ余ニ對シ
 「ソ」聯邦ハ前記提案ヲ履行ス可キ資金ヲ有セス且巴里ハ既ニ世
 界金融市場ニ於ケル其ノ勢力ヲ失墜シタルヲ以テ吾人ハ敢テ巴里
 銀行家ノ機嫌ヲ取ル必要ヲ認メス貴官ハ佛國赴任後ハ何等カ政治
 的協定ニ依リテ其ノ好感ヲ得ルニ努メラレ度シ例ヘハ波蘭トノ關
 係ヲ良好ナラシムルモ或ハ「ベツサラビヤ」ヲ拋棄スルモ一策ナ
 ル可シ前者ハ必スヤ佛國側ノ好感ヲ贏チ得可キモ其ノ成數ハ極メ
 テ疑ハシキヲ以テ貴官ハ寧ロ後者ニ全力ヲ注カレ度シ但シ右ハ反
 幹部派ノ乘スル所トナル虞アリ旁々極メテ機微ノ關係ヲ有ス可キ

外務省

「ベセド
 ウスキ」
 ノ佛國着
 任後ニ於
 ケル活動

「ベセド
 ウスキ」
 ト「チチ
 エーリン」
 トノ阻隔

ニ付貴官ハ外務人民委員部ニ秘密ニ行動セラレ度シ
 ト告ケタリ
 余ハ巴里ニ到着後駐佛「リスアニア」公使「クリマス」ヲ知リタル
 ヲ以テ彼ヲ仲介トシテ羅馬尼側ト聯絡ヲ採ルニ決シタリ是レ「ベツ
 サラビヤ」問題落着セハ羅馬尼ハ從來ノ如ク波蘭ヲ援助セサル可ク
 從テ波蘭ハ「リスアニア」ニ對スル態度ヲ緩和スルニ至ル可ク旁々
 「リスアニア」トシテハ「ベツサラビヤ」問題ノ解決ニ依リ利益ス
 ル所アル可キヲ以テナリ余ハ「クリマス」ニ對シ余ト在佛羅馬尼公
 使「デアアマンデイ」トヲ會見セシムル様幹旋方依頼セリ
 二週間後「チチエーリン」ハ余ヲ長文ノ電報ヲ寄セ余ト「クリマス」
 トノ會談ノ内容ハ之ヲ在「コヴノ」「ゲ、ベ、ウ」ニ依リ全部了知

外務省



セル旨ヲ述ヘ右會見ノ理由ヲ訊シ且余ハ「ボリト、ビュロー」ノ
 裁判ニ附セラル可キ旨通告シタリ
 余ハ「チチエーリン」ニ對シ「クリマス」トノ會見ハ實ニ「ボリト、
 ビュロー」ノ訓令ニ出テタルモノナルコトヲ回答セリ
 余カ後日ニ至リテ知リタル所ニ依レハ「チチエーリン」ト「リトヴ
 イノフ」ハ余ノ右電報ヲ受領スルヤ直ニ相携ヘテ「スターリン」ヲ
 往訪シ前記事事件ヲ^詰共ニ辭職ヲ申出テタル處「スターリン」ハ當
 時「トロツキー」派トノ抗爭ヲ控ヘ居タルヲ以テ兩人ノ辭職ヲ恐レ
 余トノ會談ハ單ナル意見ノ交渉ニシテ何等訓令ノ意ニ非サリシト述
 ヘ以テ自己ノ責任ヲ回避セリ
 「スターリン」ハ間モナク余ニ暗號電報ヲ寄せ余ヲ以テ彼ト其ノ同

外務省

僚トノ阻隔ヲ計ル陰謀家ト稱シ余ヲ難詰シタルカ次テ余ハ友人ヨリ
 得タル情報ニ依リ「スターリン」ハ余ノ外交界隱退ヲ希望シ居ルコ
 ト余ハ「ボリト、ビュロー」ノ裁判ニ附セラル可キモ「スターリ
 ン」ハ余ヲ支援ス可キヲ以テ恐ルル必要ナキコト等ヲ知リタリ
 「ブラチアノ」内閣ハ余ノ企圖ニ對シ何等ノ反響ヲ示ササリシカ「デ
 イアマンデイ」亦余ニ「ベツサラビヤ」問題ニ關シ交渉ヲ開始スル
 モ利益ナカル可シト思考スル旨回答シ來レリ
 斯クシテ「ソ」聯邦一部ノ領土ヲ拋棄シテ在佛「ソ」聯邦大使館ノ
 地位ヲ鞏固ナラシメントスル企圖ハ遂ニ畫餅ニ歸シタリ
 其ノ後一ケ年經過シ露佛關係ハ益々阻隔シ行キタリ
 一九二八年夏余ハ再ヒ代理大使ニ任命サレタルカ余ハ此ノ機會ニ於

外務省

「ベツサ
 ラビヤ」
 問題



露國通商
代表部ノ
採用シ居
ル信用購
買制度ノ
不利

テ露佛關係ニ關スル長文ノ報告書ヲ莫斯科ニ提出セリ
余ハ右報告ニ於テ法貨ノ安定ト共ニ巴里ハ再ヒ大陸金融ノ中心トナ
リタル旨ヲ告ケタル後現在「ソ」聯邦通商代表部ノ採用シ居ル信用
購買制度ノ極メテ不利ナルコト即チ堅實ナル會社ハ何レモ通商代表
部ノ振出ス手形ヲ受領セス銀行亦之ヲ割引セサルヲ以テ通商代表部
ハ已ムナク或ル種ノ仲介者ニ依頼シ年少クトモ二四％時ニハ四五％
ニ達スル高利ヲ以テ割引セシメ居ルコト「ソ」聯邦カ右利子支拂ノ
爲蒙ル損失ハ每年少クトモ三億五千萬法ニ達シ居ルコト等ヲ説明シ
且「ソ」聯邦ハ佛國ニ對シ債務決濟交渉ヲ再開シ支拂年額ヲ一億五
千萬法ニ増額ス可キコト然ル上ハ「ソ」聯邦ハ佛國ニ於テ新ニ信用
ヲ獲得スルヲ得可ク之ニ依リテ從來ヨリモ毎年二億法ノ利益ヲ得可

外務省

(赤松氏)

赤化政策
ニ關スル
「ベセド
ウスキ」
ト「スタ
リン」
ノ意見相
違

キ旨説明セリ
余ハ舊債務（佛國ニ對スルモノハ「ソ」聯邦全債務ノ八〇％ヲ占ム）
ノ決濟ハ世界革命政策ノ拋棄ヲ意味スルモノニシテ政治的ニ見テ重
大ナル意義ヲ有シ居リ且「ソ」聯邦ハ今ヤ從來ノ赤化政策ヲ拋棄シ
テ專心生産事業ニ從事シ社會主義制度カ資本主義制度ニ優レルコト
ヲ事實ニ依リテ證明ス可キ時期ナリト思考セリ
余ノ報告ハ「ボリト、ビュロー」ノ審議ニ附セラレタルカ余ハ間
モナク莫斯科ヨリ余ノ提議ハ拒絕セラレ且余ハ歸朝ヲ命セラレタル
旨ノ電報ニ接セリ
一九二八年十月余ハ歸國シ「スターリン」ニ面會セル處彼ハ激越ナ
ル口調ヲ以テ余ニ對シ

外務省

余ノ提議ハ佛國ニ對スル債務支拂年額ヲ九千萬法増加セントスルモノニシテ「ベ」ハ一億五千萬法支拂ヲ提議セリ）言語同斷ナルコト藝ニ佛國ニ年額六千萬法支拂方提議シタルハ唯「ラコウスキ」ヲ救ハンカ爲ノ措置ナリシコト「ソ」聯邦ハ債務支拂ノ能力ナク又其ノ意思モナキコト歐洲トノ協調ヲ主張スルハ日和見主義者ノ囁語ニシテ「ソ」聯邦ハ適當ノ機會ニ於テ歐洲ニ革命運動ヲ勃發セシムル必要アルコト

等ヲ滔々時餘ニ亘リ述ヘ立テタルカ彼ハ飽ク迄世界革命政策ヲ遂行セントスルモノニシテ爲ニ蒙ル可キ「ソ」聯邦ノ損害如何ニ大ナリトスルモノハ彼ノ顧念スル所ニ非サリキ彼ヲシテ余ノ報告ヲ理解セシメントスル努力ハ從テ總テ徒勞ニ終レリ

外務省

佛國ニ歸任前余ハ「リトヴィノフ」ヲ往訪セル處彼ハ余ニ向ヒ事茲ニ至リテハ唯佛國ヲ捨ツルノ一策アルノミト語リタリ

外務省

「ベセドウスキー」論文(二)
 「スターリン」ノ專制政治

(一九二九年十月二十四日「マタン」紙掲載)

外務省

「スターリン」ノ
 「モロトフ」及「カガノ
 ヴイツチ」ノ
 三頭政治

右傾派ノ
 没落

「ソ」聯邦ハ獨裁者タル「スターリン」ノ掌中ニ在リ彼ハ補助者トシテ「モロトフ」及「カガノヴィイツチ」ヲ有スルヲ以テ「ソ」聯邦ハ一見三頭政治(露西亞ニ於テハ「トロイカ」(三頭立ノ稱)ト稱ス)ノ下ニアルカ如キモ事實ニ於テハ「スターリン」ノ專制政治ニシテ「モロトフ」及「カガノヴィイツチ」ハ唯「スターリン」カ過勞等ノ際臨時的ニ之ヲ補助スルニ過キス
 「スターリン」ハ「ボリト、ビュロー」(「コミンテルン」及「ソ」聯邦政府ノ指導機關)ノ首領ニシテ「ボリト、ビュロー」ハ形式上ハ合議制度ナルモ事實ニ於テハ萬事豫メ「スターリン」ニ依リテ決定サルモノトス一ヶ年前迄ハ「カリニン」ウ「オロシロフ」ル「ルズターク」等モ「ボリト、ビュロー」ニ於テ「スターリ

外務省

「スターリン」
力獲得ノ
原因

「スターリン」ニ對シ多少意見ノ開陳ヲ爲シタルモ今日ニ於テハ此等其ノ所見ヲ發表セス唯「スターリン」ノ意ノ儘ニ投票スル機關ニ過キス「トムスキ」ハ「ブハーリン」ハ既ニ除名セラレ「ルイコフ」亦其ノ占ムル「ソ」聯邦人民委員會議長ノ地位ヲ失ハサランカ爲「スターリン」ノ面前ニ昂頭スルニ汲々タルヲ以テ（「ルイコフ」ヲ既ニ露西亞共和國人民委員會議長ヨリ罷免シタリ）所謂反幹部派ナルモノノ牙城ハ今ヤ全ク潰滅セリ斯クノ如ク「ボリト、ビュローロ」ハ「スターリン」ノ諮問機關ト化シ彼ハ全ク絶對專制君主トモ稱ス可キ者トナリタルカ彼ノ勢力ハ「レーニン」生前ノ夫レヲモ凌ク有様ニシテ右ハ全ク彼カ其ノ理想ニ忠實ナルコト、彼ノ信念ノ鞏固ナルコト、彼カ組織力ヲ多分ニ有

（赤神 啓）

外務省

スルコト及彼ニ對シ一般カ恐怖心ヲ懷キ居ルコト等ニ基因スルモノトス

此ノ恐怖ハ當然ナリ「スターリン」ハ主要共產黨員ニ關シテハ詳細ナル書類ヲ有シ若シ黨員ニシテ多少トモ彼ニ對シ反抗ノ氣勢ヲ示ス場合ハ彼ハ直ニ此ノ書類ヲ調査シテ右黨員ノ過去ニ於ケル誤謬乃至失策ヲ摘出シ之ニ對シ罷免流謫或ハ死刑等自己ノ欲スル處罰ヲ課スルモノトス歐洲ニ於ケル如何ナル縣廳ト雖モ蓋シ「スターリン」ノ前記書類以上ニ完備セルモノヲ有スルモノナカルヘシ嘗テ「ウクライナ」共和國中執委員會議長「ベトロフスキ」「スターリン」ノ命ニ服セサリシカ「スターリン」ハ直ニ「ベトロフスキ」ヲ莫斯科ニ招致シ「ベ」ニ關スル前記書類中ヨリ「ベ」カ帝政時代一九〇

（赤神 啓）

外務省

「スター」
格並私生性

五年「ツアール」ノ旅團長ト接觸ヲ保チ居タル事實ヲ指摘シテ之ヲシテ顔色ナカラシメタリト云フ
「スターリン」ハ強度ノ「ヂョルヂヤ」訛ヲ有シ雄辯ナラサレトモ其ノ口調ト身振トハ聽衆ヲ魅スル力アリ
彼ハ莫斯科附近ノ「ゴルキー」村ニ居住シ居ル處其ノ居宅ハ「レイニン」カ晩年病ヲ養ヒタル處ナリ彼ハ余リ交友ヲ好マス其ノ交ハル者ハ唯「ウオロシロフ」「カガノヴ イツチ」「オルヂヨニキーゼ」「ミコーヤン」等トス彼ハ青年ノ間ニ人氣ヲ博セントシ屢々青年共産黨首腦者ヲ招致シテ好シテ之ト長時間會談ス彼ハ酒ヲ好マス又「カルタ」ヲ爲サス昨年突然英語ノ習得ヲ開始シタルカ驚ク可キ努力ノ結果遂ニ辭書ヲ使用セハ英字新聞ヲ讀ミ得ル程度ニ上達セリ

(赤井 啓)

外務省

「スター」
勤務振

「スター」
専制振

「ゴルキー」村ニ於テハ十五名ノ「ゲ、ベ、ウ」員彼ノ警護ニ任シ毎朝九時自働車ニ乗シ「ゲ、ベ、ウ」警備ノ下ニ莫斯科ニ通勤ス
彼ハ終日共産黨中央委員會事務所ニ立テ籠リ毎日十六時間乃至十八時間働クヲ常トスルヲ以テ從テ私的生活ノ時間極メテ少ク三年前彼カ新夫人ヲ迎フル爲メ老妻ヲ離婚シタル際モ自ラ離婚手續ヲ爲ス時間ナク給仕ヲシテ之ヲ爲サシメタル程ナリキ
彼ハ公的生活ニ於ケルカ如ク私的生活ニ於テモ絶対専制家ニシテ彼ノ新夫人ハ「ゴルキー」村ノ居宅ニ閉シ籠リ一步モ外出シタル事ナシト云フ
彼ノ友人「カモ」ナルモノ露テ自働車ニ轢カレテ死亡シタル際彼ハ直ニ「ゲ、ベ、ウ」ニ電報ヲ以テ運轉手ノ死刑ヲ命令セルカ運轉手

(赤井 啓)

外務省



世界革命ニ關スル「スターリン」ノ見解並其ノ原因

ハ事實右事件ニ於テ何等ノ責任ヲ有セサルモノナリシト云フ
國立銀行總裁「ピヤタコフ」嘗テ脚部ヲ病ミタル際「スターリン」
ハ醫師ヲ呼ビ二週間内ニ之ヲ癒ス可キ旨命令セリ二週間後「ピヤタ
コフ」ハ已ムナク政府ノ或ル會議ニ出席セルカ數日後再ヒ病床ノ人
トナレリ

十月革命ニ參加セル者ノ中今尙世界革命ノ近キヲ信スル者ハ蓋シ「
スターリン」アルノミ
彼ハ「ソ」聯邦内部ノ事態カ如何ナル變遷ヲ遂ケタルヤニハ全然留
意セス「ソ」聯邦ノ逢着シツツアル難關ノ原因ハ總テ當階者ノ責任
ニシテ主義制度ノ罪ニ非ストナシ世界革命勃發スルニ至ル迄現制度
ヲ其儘維持シ得ヘシト確信シ居レリ然ラハ彼カ最モ明白ナル事實ヲ

外務省

無視シテ斯カル誤レル信念ヲ抱クニ至レル所以如何ト云フニ是レ彼
ノ周圍ニ在ルモノ特ニ獨逸、日本、瑞典、伊太利、佛國（余ハ「ド
ヴガレフスキー」ノ報告ヲ讀ミタリ）駐在各大使カ常ニ其ノ報告ニ
依リ彼ヲシテ世界革命ハ着々進行シ資本主義ノ没落近キニ在リト信
セシメタルニ因ルモノトス此等大使ノ斯カル事實ヲ曲ケタル報告ハ
亦已ムヲ得サルニ出ツルモノナリ何トナレハ若シ事實ヲ其ノ儘報告
スルニ於テハ本國政府ヨリ直ニ「ブルヂョア」ニ買收サレタリトノ
批難ヲ受クルヲ以テナリ世界ニ於ケル事態ノ推移カ「ポリト、ピ
ーロー」ノ理論ニ合致セサル時ハ在外使臣ハ事實ヲ曲クルノ外ナシ
是レ彼等カ其ノ報告書作成ノ爲常ニ「ポリト、ピューロー」ノ最モ
新シキ理論ヲ知ラントスル所以ナリ

外務省



八月一日赤色「デー」ニ關スル報告ニ於テ「ドヴガレウスキー」ハ佛國「プロレタリア」大衆ハ進歩シ且ツ赤色「デー」ハ大成功ヲ收メ佛國革命運動ハ益々其ノ基礎ヲ鞏固ニセリト述ヘタルカ余カ事實ニ基キ八月一日二萬ノ警官ト二千ノ労働者市街ニ出テタリト報告シタル處政府ハ「ロイゼマン」ヲ巴里ニ派遣シ余ニ共產黨裁判所ニ出廷ス可キ旨命シタリ

莫斯科政府カ隨時外國ニ派遣スル者ハ事實ノ真相ヲ誤リ傳フル危険在外使臣ヨリモ更ニ一層大ナルモノアル處「スターリン」ハ後者ヨリモ此等ノ報告ヲ多ク信賴スルヲ常トス

昨年「スターリン」ノ友人ナル「テリアン」ナル者通商代表部ノ活動狀況調査ノ爲巴里ニ來リタルカ彼ハ余ト巴里市街ヲ散歩中時々余

外務省

4.13ナ

ノ腕ヲ取りテ「何タル革命的雰圍氣ソ」ト叫ヒタリ彼ハ莫斯科歸還後余ニ一書ヲ寄セ彼カ「スターリン」ト會談セルコト並「スターリン」ハ佛國ニ於ケル革命運動ノ進展ニ満足ノ意ヲ表シタルコトヲ報シタルカ彼「テリアン」ハ滯佛中純然タル労働者ト會談セルハ唯一同ニシテ而カモ其ノ相手ハ彼ノ下宿屋ノ主人ニシテ著名ナル主義者ナリキ「スターリン」カ現地位ヲ維持シ得ルハ彼カ世界革命ノ到來ヲ確信スルカ故ナリ

彼ノ死後彼ニ代テ「ソ」聯邦ノ中樞タル可キモノハ「モロトフ」「カガノヴィツチ」「ヴオロシロフ」「オルヂヨニキーゼ」「チユパール」「パウマン」ヲ以テ組織スル委員會ナルヘキモ斯カル事態ハ群雄割據ヲ來シ事務進捗セス「ソ」聯邦ハ没落ノ外ナカルヘシ

(余仲慈ナ)

外務省

4.5

「スターリン」ノ死後如何



「コミンテルン」内部ニ於ケル工業主義中心主義者ト農業者ト中心主義者ト右ニ抗爭者ト對外政策ノ變遷

英露關係ト「スターリン」ノ對英政策

一九二四年初頭ニ至リ「ソ」聯邦ハ始メテ獨逸ヲ以テ歐洲赤化政策ノ根據地ト爲サントスル企圖カ遂ニ失敗シタルヲ了解セリ

從來「コミンテルン」幹部内ニハ工業國ヲ以テ赤化政策ノ中心ト爲ス可シト主張スル所謂工業中心主義者ト農民ノ不平ヲ煽動シテ之ニ依リテ革命ヲ勃發セシメントスル所謂農業中心主義者トノ二者アリ

アンデユステユアリスト
アグラリアン

シ處前記對獨政策ノ失敗ニ依リ工業中心主義者没落シテ農業中心主義者之ニ代リテ擡頭シ其ノ結果「コミンテルン」ハ農業國タル羅馬、勃牙利ニ依リテ巴爾幹ヲ征服シ又伊太利ニ進出シ歐洲ノ東南地方ヲ包圍セントスル政策ヲ遂行スルニ至リタルカ是レ亦大ナル成果ヲ收ムル能ハス爲ニ「コミンテルン」内部ニ於テ再ヒ工業中心主義

外務省

「ベセドウスキー」論文(三)

英露關係ト「スターリン」ノ對英政策

(一九二九年十月廿六日「マタン」紙掲載)

外務省

調一0215

0151

「ソ」聯
邦ハ英國
ノ没落ヲ
以テ世界
革命達成
ノ必須條
件ト思惟
シト支那
英國植民
地ノ赤化
ニ全力ヲ
集中ス

ヲ採用スルノ已ムナキニ至レリ
「コミンテルン」カ是ニ及ヒテ着眼シタルハ英國ナリキ是レ同國ハ
海運界ノ不振、世界金融市場ニ於ケル勢威ノ失墜、「ドミニオン」
ニ於ケル獨立思想ノ進展、炭坑問題等幾多赤化ニ有利ナル事情存ス
ルノミナラス殊ニ最モ好都合ナルハ實ニ支那及印度ニ於ケル革命運
動ナリ
一九二四年夏余ハ莫斯科幹部ト會談シ「ソ」聯邦ハ英國ノ崩解ヲ以
テ世界革命達成ノ必須條件ト思考シ從テ爾後英國殖民地及支那ノ革
命ニ全力ヲ集中シテ英國ノ没落ヲ速ナラシメントスル政策ヲ遂行シ
ツツアルコトヲ知リタリ
右方針ハ實ニ「ボリト、ビュローロ」ニ於テ正式ニ樹立シタル所ノ

(余神誌ナ)

外務省

勞働黨内
閣ノ成立
ト「ソ」聯
邦政府
部内ニ於
ケル對英
政策ニ關
スル論争

「ジノ
イェフ」
書翰事件

モノナルカ英國勞働黨内閣成立スルニ至リ露國幹部間ニ右政策ニ關
シ意見ノ相違ヲ來スニ至レリ
即チ「ルイコフ」及「クラシン」一派ハ勞働黨内閣成立ノ機會ニ於
テ經濟上並財政上ニ於テ英國トノ提携ヲ計リ以テ露國ノ經濟組織ヲ
鞏固ナラシメント主張シタルガ之ニ對シ「スターリン」一派ハ此ノ
機會ニ於テ赤化宣傳ヲ盛ナラシムルト共ニ英國勞働黨ノ分解ヲ助長
シテ同黨ヨリモ更ニ急進的且革命的ナル左翼政黨ノ組織ヲ速カナラ
シメサル可カラスト主張シ此等二派ノ抗争ハ共產黨ノ會議ニ附議セ
ラレ後者即チ「スターリン」ノ主張勝ヲ占ムルニ至レリ
「ジノイェフ」書翰事件ハ正ニ此ノ時ニ突發セリ「ソ」聯邦政府
ハ大ニ驚キタリ「ボリト、ビュローロ」ハ「チチエーリン」ノ要請

(余神誌ナ)

外務省

ニ基キテ會合シ其ノ席上「ジノヴイ エフ」ハ「チチエーリン」ニ説
明ヲ要求セラレタルカ彼ハ大ニ當惑ノ色ヲ示シ久シク所謂「書翰」
ヲ眺メタル後「斯カル信書ヲ口授シタル覺無シ」ト述ヘ「然レ共此
ノ信書ハ如何ニモ巧妙ニ書キ上ケラレ其ノ内容ハ「コミンテルン」
ノ對英方針ニ適合スルカ故ニ若シ斯カル文書ニ署名ヲ求メラレタリ
シナランニハ余ハソカ後日外交上ノ紛争ヲ惹起スニハ氣附カス直ニ
之ニ署名シタリシナルヘシ」ト附言セリ

「チチエーリン」及「ゲ、ベ、ウ」長官「チエルヂンスキー」ハ更
ニ確實ナル答辯ヲ要求シタルカ「ジノヴイ エフ」ハ是レ以上言明ス
ルヲ拒絶セリ當時ニ於テ彼ハ「ボリト、ビユーロー」ノ中心勢力ナ
リシヲ以テ彼ハ「余ハ署名シタル覺無シ唯ソレノミ」ト放言シタル

(赤 林 紙) イ

外 務 省

4.3

ノミニテ答辯ヲ打切りタリ

右ノ事實ニモ拘ラス「ゲ、ベ、ウ」ハ「コミンテルン」ノ三名ノ書
記ヲ死刑ニ處シタリ其ノ中一名ハ「ジノヴイ エフ」ノ女秘書ニシテ
書翰ノ署名ヲ「ジノヴイ エフ」ニ求メタルハ實ニ彼女ナリシナルカ
「ジノヴイ エフ」ハ彼女ヲ救助セントセサリキ

「チエルヂンスキー」ハ書翰ノ真正ナルコト及「ジノヴイ エフ」カ
右書翰ヲ讀マス又其ノ重要性ヲ悟ラスシテ之ニ署名シタル筈ナキコ
トヲ知り居タルモ彼ハ「ジノヴイ エフ」ヲ攻撃スル能ハサリキ「ジ
ノヴイ エフ」ノ權勢ハ餘リニ大ナリシナリ斯クシテ「ジノヴイ エフ
」ノ過誤ハ三名ノ部下ノ命ニ依リテ償ハレタリシナリ
勞働黨内閣ニ代リテ保守黨内閣成立シタルモ若ハ「コミンテルン」

(赤 林 紙) ナ

外 務 省

4.5

保守黨内閣ノ成立ト對英宣傳本部ノ移動

「リトヴィノフ」
「コミンテルン」
赤化宣

傳ヲ阻止セントス
駐日大使「コツプ」
「ハ本國」
政府ニ宛
若シ赤軍
哈爾賓地
方ニ出現
セハ日本
ハ開戦ス
電可シト打

ノ對英方針ノ根本ニハ何等ノ變化ヲ來サシメス唯宣傳ノ本部ヲ駐英大使館ニ置ク從來ノ方針ヲ改メテ之ヲ通商代表部ニ置クニ決定シタルノミ是レ英國ハ露國トノ通商ヲ重シシ通商代表部ニ對シテハ比較的寛大ノ取扱ヲ爲スヘシト思料セラレタルカ故ナリ

「コミンテルン」ハ支那及英國殖民地ノ赤化運動ヲ繼續シタルカ之ト同時ニ「トムスキ」ハ英露委員會ヲ設立シ「ソ」聯邦ノ職業組合ト英國勞働者ノ左傾分子トノ提携ヲ計ルト共ニ又之ニ依リテ保守黨内閣ノ英露國交斷絶ヲ未然ニ阻止セントセリ
支那及英國殖民地ニ對スル「コミンテルン」ノ赤化運動ニ對シ「ソ」聯邦外務人民委員部内ニ於テ「リトヴィノフ」等ノ溫健分子ハ之ヲ阻止セントシテ種々ノ小策ヲ弄シタリ其ノ一例ヲ舉クレハ「リト

(本報誌)

外務省

(本報誌)

「リトヴィノフ」ハ支那ニ於ケル「カラハン」ノ露骨ナル革命運動ヲ阻止スル爲ニ「リトヴィノフ」ノ友人タル駐日大使「コツプ」ヲシテ若シ赤軍カハ爾賓地方ニ出現スルニ至ラハ日本ハ之ヲ以テ對露開戦ノ理由(「カジユス、ベリ」)ト爲ス可キ旨打電セシメタリ然ルニ幣原外務大臣ハ「コツプ」トノ會談中唯長春地方ト述ヘタルニ止マリ
哈爾賓地方ト云ヒタルニハ非サリシナリ
「コツプ」ハ別ニ「リトヴィノフ」ニ私信ヲ以テ前記電報ニ依リ故意ニ「ポリト、ビュロー」ヲ誤ラシメタル旨ヲ報シタリ余ハ右書翰ヲ「コツプ」大使ノ金鋼ノ中ニアリシ秘密綴込中ニ發見セリ
支那ノ革命運動ニ對スル「ソ」聯邦ノ援助ハ遂ニ英露斷交ノ原因トナリタリ

外務省

「ベセド
ウスキ
「佛國赴
任後ニ於
ケル對英
接近運動

一九二七年秋余ハ佛國ニ赴任シタルカ出發ニ際シ余ハ政府ヨリ英國保守黨方面ノ人士ト接近ス可キ旨ノ訓令ヲ受ケタリ是レ來ル可キ總選舉ニ於テ保守黨ノ勝利ヲ豫想シタルカ故ニ豫メ之ニ備ヘントシタル爲ナリ然レトモ余ノ受ケタル訓令ハ實行極メテ困難ニシテ一九二八年秋ニ至リ始メテ余ハ「イングリッッシュ、レヴェュー」編輯長「レムナント」ト會見スルヲ得タリ當時余ハ本國政府ヨリ何等詳細ナル訓令ヲ受クル所ナク唯余ニ「レムナント」トノ會見ヲ許可セルニ過キサリキ「レムナント」ハ余ヲ「グルネル」街（在佛「ソ」聯邦大使館）ニ來訪シタルカ余ハ彼ニ英露國交恢復ヲ希望スル旨申入レタル後兩國ノ經濟的提携ニ關スル詳細ナル「プラン」ヲ提示シ其中ニ於テ「ドニエーブル」ノ堰、「ヴオルガ」「ドン」間ノ運河、鐵道

（亦詳見ナ

外務省

ノ敷設、汽船ノ取換、商船隊（此等總額約五十億留ニ達ス）等ヲ説キ若シ英國ニ於テ「ソ」聯邦ニ右資金ノ信用ヲ供與スルニ於テハ赤化宣傳ノ問題ハ直ニ消滅ス可シト附言セリ
「レムナント」ハ右「プラン」ヲ以テ興味アリト稱シ英國銀行家及議員ヲ以テ訪露團ヲ組織ス可キ旨余ニ告ケタリ英國實業家代表訪露ノ考ハ實ニ斯クノ如クシテ生レタルモノナリ
然ルニ余ノ前記行動ハ莫斯科政府ヲ驚愕セシメ「スターリン」ハ余ニ手紙ヲ以テ「余ハ「ポリト、ビュロー」ノ方針ヨリ脱線シタルコト直ニ英國實業家代表^表トシテ訪露ス可キ者トノ關係ヲ絶ツヘキコト若シ英國カ「ソ」聯邦ニ五十億留ニ達スル莫大ナル資金ヲ供給セハ其ノ結果タルヤ「ソ」聯邦ノ經濟組織ヲ變化セシメ之ヲシテ資本主

（亦詳見ナ

外務省

昨年労働
党内閣ノ
成立ト英

義國タラシムヘキコト「ソ」聯邦カ社會主義的ニ成功シツツアリト
ノ輿論ハ直ニ覆サルヘキコト等述ヘ立テタリ
余ハ本國政府ノ右態度ニ對シ嫌氣ヲ起シタルモ之ニ服従スルノ外ナ
カリキ從テ「ロバート、ホーン」卿、「キンダースレー」氏及「バ
ルフ、オーア」氏（「バルフ、オーア」「ベツ、チー」會社ノ「バルフ、
オーア」）等ノ巴里ニ來リタル際余ハ同氏等歓迎ノ意味ヲ以テ晚餐會
ヲ催シタルカ余ハ既ニ復交問題ニ關シ一切ノ熱心ヲ失ヒ居タルヲ以
テ此等ヲ夜ノ街ニ案内シタルニ過キサリキ斯クシテ訪露團組織問題
ハ一先ツ不可能トナレリ
労働党内閣ノ成立ト共ニ「リトヴィノフ」ハ「ポリト、ビュロー
」ニ極メテ樂觀的報告ヲ提出シ「マクドナルド」ハ在野當時ノ主張

（赤林誌）ナ

外務省

露復交問
題

ニ從テ一二週間内ニ直接莫斯科ニ向テ復交ヲ提議シ來ルヘシト述ヘ
「スターリン」及「モロトフ」ハ英露ノ復交ハ「ソ」聯邦ヨリモ英
國ニ對シヨリ以上重要ナリト主張セリ「イズベスチヤ」及「ブラウ
ダ」ハ一週間右趣旨ノ社説ヲ掲載セリ
然ルニ「リトヴィノフ」ノ豫想ハ裏切ラレ「ワイズ」「カウト」等
英露復交論者ハ再ヒ活動ヲ開始シ「モロトフ」ハ狼狽シテ頻リニ電
報ヲ以テ余ニ對シ「ソ」聯邦ハ最早ヤ「アルコス」搜索ニ對スル賠
償ヲ要求セサルヘク英露懸案ノ商議ハ國交恢復後ニ非サレハ之ヲ開
始セストスル「ソ」聯邦從來ノ主張スラ亦之ヲ拋棄セサルニ非サル
旨訓令シ來レリ其ノ結果「ソ」聯邦ハ遂ニ國交ノ正式恢復前英露懸
案商議ニ關スル豫備交渉ヲ爲スニ同意セサルヲ得サルニ至リ「ドヴ

（赤林誌）ナ

外務省

「ドヴガ
レフスキ
ンダーソ
ン」第一
回會議

ガレフスキ「ヲ全權ニ任命セリ
一九二九年七月「ドヴガレフスキ」
「ヘンダーソン」第一回會見
行ハレタルカ「ド」ハ將來ノ交渉ニ
關スル英國政府ノ意嚮ヲ内偵ス
ル使命ヲ帶ヒタリ
第一回會議ハ人モ知ル如ク英國側カ
國交恢復ノ條件審議方要求シタ
ルニ對シ露國政府ハ「ドヴガレフ
スキ」ニ對シ交渉打切ヲ命令セ
リ「モロトフ」ノ狼狽セル訓電ヲ
讀ミ居タル余ハ莫斯科ノ斯カル
態度ヲ理解スル能ハサリキ「ド
ヴガレフスキ」ノ余ニ語リタル所
ニ依レハ本國政府カ斯カル態度ヲ
執リタルハ(イ)八月一日ノ赤色
「デー」直前ニ於テ勞働黨内閣ノ
信望ヲ失墜セシメントセルコト
(ロ)英國政府部内ニ意見ノ分裂
ヲ來シ「ヘンダーソン」ハ莫斯科
以上ニ國交ノ

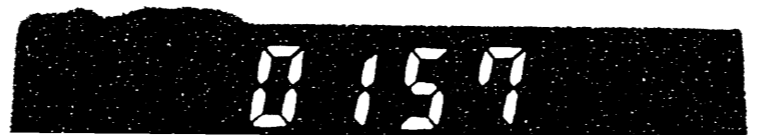
外務省

英露協定
ノ調印

恢復ヲ希望シ居ルコトヲ露國政府ニ於テ知リタル結果ナリト云フ「
ワイズ」等ノ復交論者ハ活動ヲ再開シ「ポリト、ビュロー」ノ會
議トナリ其ノ結果九月二十三日「ドヴガレフスキ」再ヒ倫敦ニ赴
キタルカ今回ハ「ヘンダーソン」讓歩シテ「ポリト、ビュロー」
ノ樹立シタル形式ニ於テ英露協定調印サレタリ
然レドモ右協定ハ世界革命成就ノ手段トシテ英植民帝國ヲ覆ヘサン
トスル「スターリン」ノ政策ヲ何等變更スルモノニ非ス「ソ」聯邦
政府カ最早世界革命遂行ノ可能ナルヲ信セサルニ至レリト思考ス
者アラハソハ大ナル誤解ナリ多クノ共產主義者ハ懷疑的態度ヲ採ル
ニ至リタルモ「スターリン」ハ革命運動當初ニ懷抱セル信念ヲ今尙
持シツツアルナリ

外務省

調一0215



「ソ」コミン
テ「ソ」ノ當
組ニ於テ
初「ソ」ハ
聯邦政府
ハ之ト一
身同体ナ
ルヲ否定
セザリキ

「ベセドウスキー」論文（四）
「ソ」聯邦政府ト「コミンテルン」トノ一身同体

（一九二九年十月廿八日「マタン」紙掲載）

外務省

「ソ」聯邦政府ト「コミンテルン」トノ一身同体

「コミンテルン」組織ノ當初ニ於テハ「ソ」政府ハ之ト密接ナル關係ヲ有スルコトヲ敢テ否定セス人民委員モ公然「コミンテルン」ノ爲ニ活動スルヲ誇トシタリ

「コミンテルン」ノ幹部ハ中央執行委員會員ニ選舉サレ財政人民委員部ハ「コミンテルン」ノ發スル傳票ニ依リテ國庫ヨリ支出セリ「コミンテルン」議長「ジノヴィエフ」ハ同時ニ「ソ」聯邦ニ於テ最重要ナル北西地方（「ベトログラード」地方）ノ執行委員會議長ナリキ「レーニン」亦人民委員會議議長ニシテ「コミンテルン」ノ一員ナリキ當時ニ於テハ革命ノ意氣尙熾ニシテ「ソ」聯邦政府ハ世界革命遂行ノ光輝アル希望ニ燃ヘ「ブルジョア」國ト外交關係ヲ結フ

外務省

(赤林紙)

カ如キコトハ夢想タモセサリキ
然ルニ歐洲赤化ノ企圖ハ思ハシカラス「ソ」聯邦ハ已ムナク從來ノ
態度ヲ變シテ條約締結修好開始等ノ手段ヲ取ルニ至レルカ當時ノ標
語ハ「條約ハ之ヲ革命運動ノ目的ニ利用シ得ル範圍ニ於テノミ其ノ
遵守ノ義務ヲ認ム」ト云フニ在リキ
一九二三年形勢ハ益々「ソ」聯邦ニ不利トナリ國內ニ於テハ新經濟
政策ノ採用ヲ餘儀ナクセシメラレ國外ニ於テハ「カーゾン」卿ノ最
後通牒ヲ初トシ各國ハ「ソ」聯邦ニ對シ警戒ノ度ヲ加フルニ至レリ
外務人民委員「チチエーリン」ハ是ニ於テ「ポリト、ビュロー」
ニ對シ「コミンテルン」派遣員ノ活動ヲ隱蔽シ在外大公使館カ治外
法權ノ特權ヲ濫用スルノ攻撃ヲ受ケサラシムル必要アル旨力説セル

外務省

(赤林紙)

處「ポリト、ビュロー」ハ猛烈ニ之ニ反對シ滿場一致ヲ以テ「コ
ミンテルン」ノ活動ヲ益々大ナラシムル旨決議シ其ノ結果「コミン
テルン」ハ從來ヨリモ多數ノ宣傳員ト多クノ自由ト多額ノ資金トヲ
有スルニ至レリ
一九二三年秋總テノ通商代表部ハ機密通牒ヲ受領セルカ右通牒ハ人
民委員會議議長及内外商等人民委員署名ノ下ニ通商代表部ハ爾今政
治活動ヲ開始ス可キコト通商代表部ハ普通ノ商業事務ヲ止メテ獨逸
革命成功ノ際獨逸無產階級ヲ援助スル爲メ金塊及麩麵ノ基金ヲ準備
ス可キコト内外商業人民委員部ノ「ソ」聯邦國內ニ於ケル機關ハ國
境地帯及「ベトログラード」ニ六千萬布度ノ穀類ヲ至急移送シ其ノ
外國ニ設置セル機關ハ支出緊縮、輸入縮少、輸出増加等ノ手段ニ依

外務省

一九二三年「コミンテルン」ハ獨逸革命ヲ援助ス



「ラデツク」ノ獨逸人ト對スル獨逸ノ抗議

リ獨逸革命援助資金トシテ二億金留ヲ準備スルコト爾後内外商業人民委員部ニ勤務スル官吏ノ成績ハ獨逸革命助長ニ效果アリタリヤ否ヤノ點ニ於テノミ檢討サルヘキコト等ヲ通告シタルモノナリキ
一九二三年十一月「ラデツク」(當時彼ハ「ソ」聯邦中執委員會員ナリキ)ハ獨逸ニ赴キ獨逸共產主義者ノ間ニ委ヲ晦シタルカ「プロクドルフ、ランツアウ」伯ハ「チチエリン」ヲ往訪シ獨逸革命運動ニ策動シツツアル「ラデツク」ノ召還方嚴重ニ要求セリ「チチエリン」ハ之ニ對シ「ラデツク」ハ獨逸ニ非ス露西亞ニ旅行中ナル旨回答シタルヲ以テ「ランツアウ」ハ直ニ「ラデツク」カ目下露西亞ノ如何ナル都市ニ在リヤ之ト會見セントセハ其ノ「アドレス」如何ト詢問セル爲メ「チチエリン」ハ狼狽シ「ラデツク」ハ「アドレス」

外務省

ヲ通知セスシテ露國內ヲ旅行スル惡習アリト辯明シタリ依テ「ランツアウ」ハ敢然トシテ「ソ」聯邦政府員全部ハ自身ノ「アドレス」ヲ通知セスシテ露西亞ノミナラス獨逸ヲモ旅行スル惡習アリト云フヲ適當トス可シト擲論シ更ニ語ヲ次キテ斯ノ如キ政府員ノ惡習ヲ拋棄セシメサレハ獨逸ハ國交ヲ斷絶セサルヲ得サルニ至ルヘシト警告セリ「チチエリン」ハ直ニ「ボリト、ビユーロー」ニ馳付ケ「ラソツアウ」ノ談ヲ報告セリ是ニ於テ「スターリン」ハ「トリツク」ヲ發案セルカ右ハ中執委員會會議ニ「ラデツク」ニ紛シタル者ヲシテ報告演說ヲ爲サシメ其ノ議事録ヲ新聞ニ掲載セシメムトスルモノナリシモ獨逸警察ハ伯林ニ於ケル「ラデツク」ノ所在ヲ發見シ爲メニ彼ハ逃亡スルニ至リタルヲ以テ「スターリン」ノ前記計畫ハ

外務省



伯林通商
代表部搜
索事件以
來「ソ」
聯邦ハ「
ミンテル
ン」運動
ヲ秘密運
動トシ之

ヲ大公使
館等合法
機關ト區
別セシム
ルコトト
セリ

一九二六
年露國ノ
支那革命

遂ニ實行ニ至ラサリキ
當時獨逸ニ潜入シ居タル政府員ハ「ラデック」ノミナラス「ウンシ
リヒト」「ビヤタコフ」「マルフレフスキー」「ベルジン」「ヤゴ
ダ」「ペテルス」「ラリサ」「レイスネル」「ラリオン」「ツハチ
エフスキー」「ゲ、ベ、ウ」員「クルイロフ」(其ノ後「レイブチ
ツヒ」「ゲ、ベ、ウ」事件ニテ「スコベレフスキー」ノ名ノ下ニ死
刑ニ處セラレタリ)等亦偽造旅券ヲ以テ獨逸ニ潜入シ十一月末迄獨
逸革命ヲ待チ居タリ

伯林通商代表部ニ對スル獨逸警察ノ手入ハ所謂「秘密室」ノ所在ヲ
知ラサリシ爲何等ノ結果ヲ齎ラササリキ右搜索事件ノ結果「チチエ
ーリン」ノ主張ニ從ヒ爾後「コミンテルン」ノ代表ハ依然トシテ大

外務省

(赤林紙)イ

使館及通商代表部ニ殘存セシムルコトトスルモ彼等ノ活動ハ之ヲ秘
密運動トシ其ノ事務ハ大使館及通商代表部等合法機關ノ事務ト完全
ニ分離セシムルコトトセリ
爾來「コミンテルン」代表ハ大使館「タイビスト」、新聞通信係等
下級官吏トシテ派遣サレ上級官吏中ヨリ一名ヲ選ヒテ此等「コミン
テルン」派遣員ト大使館トノ聯絡ニ當ラシメタリ
右聯絡員ハ伯林ニ於テハ「ツローフ」巴里ニ於テハ「ロゾフスキー」
之ニ當レリ而シテ聯絡員ト「コミンテルン」派遣員トノ間ニ意見ノ
合致ヲ見サル場合ハ聯絡員ハ何等決定權ヲ有セス必ス「ポリト、ビ
ューロー」ノ意見ヲ徵スルヲ要スル規定ナリキ
一九二六年ニ至リ支那ニ於テ新ナル革命的狀態發現セリ一九二六年

外務省

運動援助

七月「ポリト・ビュロー」ハ財務人民委員部ニ對シ「コミンテルン」ノ駐支派遣員ニ支出ス可キ資金トシテ二千五百萬弗ヲ準備ス可キ旨命令シタルカ人民委員會議ハ別ニ支那ニ對シ軍需品、飛行機、教官ヲ派遣セリ

「ウオイ
チンスキ
」及「
」
「ボロヂン」
ノ支那派
遣

次テ「ウオイチンスキー」ハ「プロフィンテルン」ノ代表トシテ又「ボロヂン」ハ「コミンテルン」代表トシテ支那ニ派遣サレ在支「ソ」聯邦外交機關（「カラハン」大使ヲ含ム）ハ總テ此等派遣員ノ指揮下ニ置カレタリ

露國外交
官ハ新ニ
「コミン
テルン」
ノ命令ニ
服スルコ
トナレ

一九二六年八月在外大使ハ「極秘、讀了ノ上ハ燒却ノコト」ト記シタル一命令ヲ受ケタリ余ハ在東京代理大使トシテ右命令ヲ受領シタルカ其ノ内容ハ外交官ハ總テ「コミンテルン」派遣員ノ命令ニ從ヒ

外務省

各國共產
黨員ニ對
スル資金
供給方法

其ノ必要トスル資金ヲ之ニ供給スヘシト云フニ在リキ右命令ハ張作霖ノ北京「ソ」聯邦大使館搜索及英國ノ在倫敦「アルコス、ハウス」手入事件ニ至ル迄實行サレタリ一九二七年九月「コミンテルン」ノ在外機關ハ獨逸、瑞典、奧太利ヲ除キ他ノ總テノ國ニ於テハ廢止サレタリ獨逸ハ目下對歐宣傳ノ中心地ニシテ瑞典ハ「スカンヂナヴィア」半島、維納ハ巴爾幹及洪牙利ニ對スル策動ノ各根據地ナリ「コミンテルン」ノ獨逸派遣員ハ三名ヨリ成ル幹部（大使館一等書記官「ヤクボウイツチ」及通商代表部員「レンギール」等幹部員ナリ）ヲ有シ此等ハ資金供給機關トシテ表面「ソ」聯邦機關ト無關係ナル會社ヲ設立シ之ヲ通シテ諸外國ニ在ル同様ノ會社又ハ銀行ニ商取引ノ形式ニ於テ資金ヲ供給シ各國共產黨員ハ此等會社又ハ銀行ヨリ資

外務省

(赤杉紙)

金ノ供給ヲ受クルモノトス
獨佛英等諸國共產黨ノ政治的指導ハ移動派遣員ニヨリテ行ハレ此等
派遣員ハ多クハ露國人ニ非ス而シテ數ヶ國語ヲ話シ(例ヘハ「ベラ
クーン」ノ如シ)偽造旅券ヲ以テ何等ノ嫌疑ヲ受クル事ナク各國間
ヲ旅行スルモノトス

「コミンテルン」ト人民委員會議トハ表面別個ノ機關ナルモ事實ニ
於テハ二者共ニ「ポリトビ ユーロー」ノ配下ニ立チ前者ハ對外國係
後者ハ對内關係ニ於テ各々其ノ命令ヲ實行スルモノトス

外務省

(赤杉紙)

「ベセドウスキー」論文(四)
奇怪ナル「ソ」聯邦ノ外交(全譯)

(一九二九年十月卅日「マタン」紙掲載)

外務省

調一0215



重要外交
政策ハ「ボ
リトビュ
ーロー」
ニ於テ樹
立スルモ
ノトス

奇怪ナル「ソヴイェト」聯邦ノ外交

無能ナル者狡猾ナル者ハ諷ヒ聰明ニ過グル者ハ流謫サル
「ソ」聯邦外務人民委員部ハ他ノ人民委員部ト其ノ趣ヲ異ニス「ブ
ロレタリヤ」獨裁制樹立ノ當初ヨリ「レーニン」ハ一ノ原則ヲ樹テ
タルカ右ハ爾來十二年間嚴格ニ勵行サレタリ該原則トハ多少トモ重
要性ヲ帶フル問題ニ關スル外交文書ハ總テ外務人民委員部ニ非ラス
共產黨「ボリト、ビュロー」殊ニ「ビュロー」員中ノ外交問題
報告者之ヲ起案スルヲ要スト爲スモノナリ（報告者ハ最初「レーニ
ン」ノ占ムル所トナリ、後「ラデツク」「トロツキー」ヲ經テ現在
ノ「モローロフ」ニ至レリ）

外交問題報告書ノ起草スル案文ハ「ボリト、ビュロー」ノ審議ヲ

外務省

「ソ」聯邦
政府ハ
外交政策
ニ容喙ス
ル能ハス

經テ正文トナリタル後之ヲ外務人民委員部ニ移牒シ同所ニ於テ翻譯
ノ上之ニ所謂外交文書ノ形式ヲ與フルモノトス

右ノ外「レーニン」以來存在スル他ノ一ノ原則アリ人民委員會議（
即チ正式政府）ハ外務人民委員部ノ政策ニハ何等容喙スル能ハサル
コト是ナリ是レ當然ナリ何トナレハ外交政策ハ「ボリト、ビュロー
」ニ於テ樹立サレ外務人民委員部ハ單ニ之ヲ執行スル爲移牒ヲ受
クルニ過キササルヲ以テ同委員部ハ其ノ行動ニ關シ責任ヲ有セス即チ
人民委員會議ニハ外交政策樹立ノ事實上ノ責任者ハ出席セサルヲ以
テ人民委員會議ハ外交問題ニ關シ何等討議スル能ハサル次第ナリ
右ノ結果トシテ外務人民委員部ハ變シテ「ボリト、ビュロー」附
屬ノ一外交事務局トモ稱スヘキモノトナレリ外務人民委員部ハ「ソ」

外務省

「チチェ
ーリン」
ノ人物並
政策

聯邦内ニ於テ全然特殊ノ地位ヲ有スルコトハ周知ノ事實ナリ現外務
人民委員部ノ職員ハ帝政時代ノ外務省官吏ト異リタル各種方面出身
ノ人物ヨリ成立シ居レリ帝政時代ノ外務省官吏約一千名中「チチ
ーリン」ニ依リ殘留ヲ許サレタル者ハ僅々四名ニ過キス此等四名ノ
中一名ハ「ボリシエヴィキー」ノ不得意トスル「プロトコール」ヲ
取扱ヒ他ノ三名ハ法律問題ヲ擔任シ居レリ帝政時代ノ外交官ニシテ
「ソ」聯邦ノ外交代表タル者一名モナシ
一九二四年外務人民委員部ハ稍々規則的ニ活動スルニ至リタルカ當
時其ノ幹部タリシ者ハ「チチエーリン」「リトヴィーノフ」「カラ
ハン」及「アラーロフ」ノ四名ナリキ
此等四名ノ中外國人ト折衝スル素養アリシハ「チチエーリン」一人

外務省

(余特撰)ナ

ナリキ彼ハ數ヶ國語ヲ操リ音樂ノ才ヲ有シ大學教育ヲ受ケ外交技術
ニ多年ノ經驗ヲ有シタルヲ以テ「ブルジョア」國ト新「プロレタリ
ア」國トヲ聯結スヘキ歴史的使命ヲ有スル者ト思惟サレ彼自身モ亦
此ノ役割ヲ演セントセリ
彼ノ方針ハ要スルニ共產制度ト「ブルジョア」制度トノ軋轢ヲ減シ
此ノ兩制度間ニ最後ノ爭鬭來ル日迄自己ノ假面ヲ剝カサルニアリキ
彼ハ「ソ」聯邦カ領土廣大ニシテ外國ニ知レ居ラス從テ種々ノ手段
ニ依リ其ノ實狀ヲ外國人ニ隱蔽シ得ルヲ知リタルヲ以テ彼ハ「ソ」
聯邦ニ關スル外國ノ輿論ヲ誤ラシムルハ難事ニ非サルヘキヲ信シタ
リ彼ハ例ヘハ「ソ」聯邦ノ外交政策カ第三「インターナショナル」
ノ指導スル所ナル事ヲ諸外國ノ外交官ニ隱蔽シ得ヘシト確信シ居タ

(余特撰)ナ

外務省



リ「ジノヴェエフ」ハ「ベトログラード」ノ市長ニ過キスト主張シタルハ彼ナリキ（此ノ文句ハ駐英「ソ」聯邦大使ニ宛テタル彼ノ手紙ニ使用サレタリ）彼ハ「ジエース」ノ僧侶トノ會見ニ彼ノ意見ニ依レハ法王廳トノ友好關係ヲ回復スルニハ此ノ會見ニテ充分ナリキ
 Iノ小芝居ヲ仕組ミタリ
 但シ彼ハ決シテ自由ニ手腕ヲ揮フ能ハサリキ「ポリト、ビユーロー」ハ彼ヲ信用セサリキ一九〇五年「ベトログラード」ノ街頭ニ赤旗ヲ掲揚セル者ハ縱令一小労働者ト雖モ矢張り一九〇五年時代ノ「ポリシェヴィキー」トシテ認メラレタリ彼ハ戰前如何ニ革命運動ニ功アリトスルモ公然「ポリシェヴィキー」トナリタルハ僅ニ一九一八年以後ノ事ナリ

（赤旗）ナ

外務省

「チチエ
 「リリン」
 「リトヴ
 「イーノフ」
 間ノ暗闘

彼ヲ監督スル意味ニ於テ「リトヴィーノフ」ハ外務人民委員代理ニ任命セラレタリ
 「チチエーリン」ト「リトヴィーノフ」トノ如ク總テノ點ニ於テ相異ル者ヲ發見スルハ困難ナリ
 前者ハ前貴族所謂旦那ニシテ西歐文化生活ノ複雑ナル内容ヲ總テ理解シ得ルニ反シ後者ハ「ワルソヴィー」ノ小商人ニシテ全クノ野人且ツ驚クヘキ無作法ナリ「リトヴィーノフ」ハ今日迄幾多ノ經歷ヲ經來リタルモ外交的方面ノ經驗ハ殆ト有セス彼ハ戰前盜品武器ノ隱匿偽造銀行券ノ使用密輸入者トノ接觸等ヲ爲シ居タリ彼ハ飽ク迄冒険家ナリ然レトモ後半生ノ爲メ計ヲ立ツルヲ忘レサル良キ種類ノ冒険家ナリ

（赤旗）ナ

外務省



「チチエ
「リリン」
「カラン」
「対ハ」
「リトヴィ
「イノフ」
「コツブ」
ノ抗争

「チチエーリリン」ト「リトヴィーノフ」トハ共ニ働ク能ハス殊ニ「リトヴィーノフ」ノ「チチエーリリン」ニ對スル攻撃ハ常軌ヲ逸シタルモノナリ彼ハ「チチエーリリン」ヲ其ノ屬僚ノ面前ニ於テ罵倒シ或ハ「チチエーリリン」カ其ノ外國ヨリ受領シタル文書ニ記入セル「ノート」ヲ抹消シ或ハ「チチエーリリン」ノ私的生活ノ缺點ヲ詳細ニ「ポリト、ビユーロー」ニ報告セリ「チチエーリリン」ハ酒ヲ好ミ夜ハ働カス而シテ時々年若キ使傭人ニ極端ナル友情ヲ感シタリ「ポリト、ビユーロー」ハ此等「リトヴィーノフ」ノ書翰ヲ喜ビ之ヲ保存セリ其ノ理由ハ簡單ナリ

二人ノ葛藤カ大ナレハ大ナル程「ポリト、ビユーロー」ハ外務人民委員部ノ内情ヲ知ルヲ得タレハナリ

(赤林氏)ナ

外務省

二人ノ暗闘ハ遂ニ紛糾ヲ齎ラセリ「リトヴィーノフ」ハ「アラローフ」ヲ免シテ友人「コツブ」ヲ以テ之ニ代ヘタリ是ニ於テ外務人民委員部ノ幹部ハ「チチエーリリン」「カラハン」對「リトヴィーノフ」「コツブ」ノ相反目スル二派ニ分裂セリ

事務ノ進行ヲ助クル爲「ポリト、ビユーロー」ハ此等二派ノ間ニ「ロートシユトテイン」ナル者ヲ入レタリ彼ハ相當ノ教育ヲ有スルモ全然無能ナリ二派ハ間モナク妥協セリ

是レ「ロートシユトテイン」ヲ外國ニ追放セサル限り二派共ニ意ヲ安ニスル能ハサルヲ以テナリ伊太利ハ彼ノ流謫地トシテ選ハレタリ

一九二七年末頃彼ハ駐伊大使ニ任命サレタリ然レトモ此ノ任命ハ僅カナル行違ノ爲中途取止メトナリタリ

(赤林氏)ナ

外務省



「コツプ」ノ人物及經歷

「ソ」聯邦政府カ「ウイルナ」訴訟事件ニ關スル有名ナル通牒ヲ波蘭ニ送付セル前夜在露伊太利大使「ケルチ」ハ「ロートシュテーン」ヲ訪ヒ「ソ」聯邦側カ波蘭政府ニ抗議スヘキヤ否ヲ質シタリ「ロートシュテーン」ハ平生外國人ト會談スルヲ恐レ居タリカ伊太利大使ノ質問ニ對シ否ト答ヘタリ「ケルチ」ハ直ニ此ノ旨羅馬ニ電報セリ
翌日「ケルチ」ハ「ソ」聯邦ノ新聞紙上ニ莫斯科政府ノ波蘭ニ對スル通牒ノ正文ヲ讀ミタリ其ノ日「ロートシュテーン」ノ駐伊大使ハ沙汰止ミトナリタリ
「リトヴィーノフ」ノ友人タル「コツプ」ハ「ロートシュテーン」ニ比スレハ遙ニ微温的ニシテ同時ニ又遙ニ不正直ナリ

外務省

(赤井氏)ナ

「カラハン」ノ人物及「ビューロ」トノ關係

一九二一年彼ハ伯林通商代表部長タリシカ當時彼ハ多額ノ公金ヲ費消シ「コツプ」ノ帳簿検査ニ派遣サレタル「ルートヴィーノフ」ナル勞働者ハ之ヲ見テ文字通り氣絶セリ費消セル公金ハ總額實ニ五千萬留ニ達セリ
「コツプ」ハ召還サレタルモ友情ニ厚カリシ「リトヴィーノフ」ハ彼ヲ駐日大使ニ任命セリ
「カラハン」ハ差シテ聰明ニハ非ラサルモ快活ニシテ風貌良ク常ニ上機嫌ニシテ屬僚ノ人心收攬ニ長シ居レリ彼ハ外交政策ニ關シテハ何等ノ理解ヲ有セス彼ハ要スルニ「ポリト、ビューロー」ノ欲スル所ヲ正確ニ理解シ其ノ方針ニ從ヒ行動スルノミ
然ルニ「ポリト、ビューロー」ハ彼ヲ好マス「スターリン」ハ彼ヲ

(赤井氏)ナ

外務省

駐外各大
公使ノ人
物月旦

獨逸大使
「クレスキ
チンスキ
」

「此ノ馬鹿野郎」ト呼ヒ居レリ
「ソ」聯邦ノ大使ハ勢力ヲ有スル者ト然ラサル者トノ二種ニ區別ス
ルヲ得前者ニ屬スル者ハ駐獨大使「クレスキ」及駐土大使
「スーリツツ」トス

「クレスキ」ハ極メテ聰明ニシテ柏林當局ト親善關係ヲ樹
立スルニ成功セリ然レトモ彼カ「ポリト、ビユーロー」ヨリ受クル
訓令ハ餘リニ實現困難ニシテ爲ニ彼ノ地位ハ動搖ヲ來セリト思惟セ
ラル最近彼ハ「ストレーゼマン」ノ「ロカル」政策及「ヤング」
案ヲ破壊スヘキ旨ノ訓令ヲ受ケタリ
彼ハ獨逸ノ「ナシヨナリスト」及「ラシスト」以外ニハ此ノ政策ニ
對スル同情者ヲ見出ス能ハス彼ハ右訓令ノ執行ニ極力努メツアル

外務省

(赤特紙)ナ

駐土大使
「スーリ
ツツ」

モ遂ニ露獨ノ國交ハ斯ル冒險ニ依リテ阻害セララルヘキ旨ヲ莫斯科ニ
申送ラサルヲ得サリキ此ノ一事ハ「スターリン」及「モロトフ」
ノ彼ニ對スル不興ヲ買フニ充分ナリキ
駐土大使「スーリツツ」ハ極メテ古參ノ「ポリセヴィキー」ナリ然
レトモ彼ハ爾カク聰明ナラス其ノ見界亦廣カラス彼ハ余ヲシテ田舎
ノ小學校教員ヲ想起セシム彼ハ「カナリヤ」ヲ愛シ屬僚ノ無駄話ヲ
好ム、、、、「ポリト、ビユーロー」方面ニ於ケル自己ノ地位ヲ
向上セシムル爲彼ハ關係筋ニ就キ兒戲ニ等シキ運動ヲ爲スニ躊躇セ
ス「モツスール」紛争ノ起リタル當時彼ハ本國ヨリ列強トノ協定成
立ヲ阻止スヘキ旨ノ訓令ニ接セリ彼ハ右ニ對スル回答中左ノ如ク記
述セリ

(赤特紙)ナ

外務省

一夜余ハ外務省前ヲ通過セル處同省ノ窓ハ開キ居リ二人ノ次官「モツスール」問題ニ關シ討論中ナリキ余ハ中ニ入り討論ニ參加シ彼等ヲシテ余ノ忠告ヲ實行スル旨誓約セシメタリ

駐坤大使「ユーレネフ」ハ當初旭日ノ勢ナリシモ駐伊大使當時馬鹿馬鹿シキ事件ニ遭遇セリ即チ彼ハ或宴會ヲ催シ「ムツソリニー」之ニ出席ノ筈ナリキ招待狀ハ既ニ發セラレタリ恰モ此時「マテオツチー」ノ暗殺事件起レリ伊太利共產主義者ハ代表者ヲ「ユーレネフ」ノ許ニ派遣シ最後通牒ノ形ニ於テ「宴會ノ開催ハ可ナルモ「ムツソリニー」ハ出席セシム可カラス」ト要求セリ「ユーレネフ」ハ之ヲ拒絶セリ此ノ一事ニ依リ彼ハ「テヘラン」ニ流謫サレタリ

波蘭駐在公使「ボゴモーロフ」ハ大技術家ナリ彼ハ「ソ」聯邦ノ爲

(東特誌)ナ

外務省

ニ盡サハ有能ノ士ナルヘキモ「ポリト、ビユーロー」ハ彼カ帝政時代ノ將校タル故ヲ以テ彼ヲ信用セス

「ラトヴィア」公使「ローレンツ」ハ老練ナル技術家ナルモ「チエカ」ノ容疑人物ナルヲ以テ充分能力ヲ發揮スル能ハス彼ノ兩親ハ波蘭ノ「ロツツ」ニ在リ彼ハ絶エス之ト書信ノ往復ヲ爲シタリ「チエカ」ハ彼ヲ召還セシメタリ

尙第三流ノ人物數名ヲ舉クレハ「テヘラン」駐在公使「ダブチャン」ハ前佛蘭西大使館參事官ニシテ彼カ今日アルハ全ク「スターリン」トノ個人關係ニ基クモノトス

「コロンタイ」夫人ハ目下外國ニ流謫中ナリ是レ夫人カ反幹部派ニ屬スルヲ以テナリ

(東特誌)ナ

外務省



駐白大使
トロヤ
ノフスキ

丁抹駐在公使「ソベツキー」ハ好人物ニシテ「ジノヴィエフ」ノ秘
書タリシコトアリ
「クルスキ」ハ前司法人民委員ニシテ政府ハ其ノ處置ニ窮シ之
ヲ羅馬ニ派遣セリ
最後ニ「トロヤノフスキ」ハ「スターリン」ノ友人タル「ミコヤ
ン」ト争ヒ日本ニ流謫サレタリ、
「ソ」聯邦外交界ニハ中心トナルヘキ人物ナシ是レ當然ナリ「ボリ
ト、ビューロー」ノ要求スル所ハ獨自ノ見解モナク推理力モ有セス
反對意見モ開陳セス又反抗モセス唯「ボリトビューロー」ノ命令ヲ
唯々諾々トシテ執行スル人物ナリ「ソ」聯邦ニハ此ノ種ノ共產主義
者少カラス然ルニ之等ノ者ト雖モ一度外國ニ出ツレハ六ヶ月ヲ經ス

(赤神氏)ナ

外務省

シテ「スターリン」ノ外交政策カ如何ニ罪惡ニシテ且狂氣シミタル
モノナルカヲ知ルヲ常トス是レ「ソ」聯邦大使館員ノ更迭頻繁ナル
所以ナリ

(赤神氏)ナ

外務省

「ベセド
ウスキ」
ノ東京赴
任ニ際シ
「チチエ
」リシ
ノ彼ニ與
ヘタル訓
令

「ソ」聯邦ト極東

支那革命及印度ニ依リテ英國ヲ攻撃セントスル計畫ハ失敗セリ但
シ「スターリン」ハ再ヒ之ヲ開始スヘシ
在東京「ソ」聯邦大使館參事官ニ任命サレテ莫斯科ヲ出發シタルハ
一九二六年五月七日ナリキ余ノ出發數日前「チチエーリン」ハ余ヲ
其ノ自邸ニ招キ二三ノ訓令ヲ與ヘタルカ此等ハ餘リニ一般的ノモノ
ニシテ何等實際的意義ヲ有セサリキ彼ハ日本ニハ海軍ノ薩摩陸軍ノ
長州ナル二個ノ閥アルコト日本ノ政策ハ此等兩閥ノ争鬭ニ依リテ左
右セラルルコト前者即チ薩閥ハ米國トノ戦争ヲ豫想シ「ソ」聯邦ニ
ハ寧ロ好感ヲ有シ居リ北樺太石油ニ關スル協定モ此ノ一派ヨリ出テ
タルモノナルコト後者即チ長閥ハ大陸ニ野心ヲ有シ滿洲及支那ニ於

(赤穂氏)ナ

外務省

「ベセドウスキ」論文(六)
「ソ」聯邦ト極東(全 譯)

一九二九年十一月一日「マタン」紙掲載

(赤穂氏)ナ

外務省



「スターリン」ノ訓令

「ソ」聯邦ノ極東政策ニ關スル「コッブ」ノ意見

テハ「ソ」聯邦ヲ以テ其ノ直接ノ敵ト思惟シ居ルコト等ヲ教ヘタリ
 「スターリン」ノ訓令ハ更ニ簡單ナリキ即チ彼ハ「ソ」聯邦ノ目的
 トスル所ハ支那ニ於テ「プロレタリア」革命ノ成就セントスルニ際
 シ支那ニ於ケル日英兩國ノ協調ヲ極力防止スルニアリト述ヘタリ
 東京ニ於テハ「コッブ」大使ハ本國召還ノ近キヲ知り悲觀シ居タル
 カ其ノ意見ハ左ノ如クナリキ
 「ソ」聯邦ハ汎ユル手段ニ訴ヘテ達成セサルヘカラサル極東政策
 ナルモノヲ有ス即チ「ソ」聯邦外交官ハ總テ支那革命ヲ煽動シ其
 ノ性質ヲ益々過激ナラシメ以テ支那ヨリ英國ノ勢力一切ヲ驅逐ス
 ルニ努力セサルヘカラス斯クノ如クニシテ吾人ハ能ク印度ニ對ス
 ル直接ノ脅威ヲ形成シ得ヘシ然レトモ支那ハ未タ發達セス「ブル

(赤旗)ナ

外務省

「ポルト」ビュロト
「ト」人民委員
「ト」外務部

「ジョア」ノ民主主義政治スラ尙早ナリ然ルニ「スターリン」ハ支
 那ニ「ソヴイェト」革命ヲ起サシメント欲ス彼ハ支那民衆ノ蜂起
 カ單ニ英國ニ對シテノミナラス日本及米國ニ對シテモ亦危險ナル
 所以ヲ理解セス素ヨリ日本ハ英國ノ利益ヲ擁護スル爲之ト提携ス
 ルコトナカルヘキモ日本ハ日本獨自ノ權益ヲ有シ日本トシテハ右
 權益ハ中部支那ニ於テモ將又滿洲ニ於テモ飽迄之ヲ擁護セントス
 ヘシ
 數日後「コッブ」ハ莫斯科ニ向ツテ出發セリ余ハ彼ノ事務室ノ金庫
 ノ中ニ彼ニ宛テタル「スターリン」ノ電報及「リトヴィノフ」ノ書
 翰ノ綴込ヲ發見セリ右ハ「ポルト」ビュロ「ロー」ト外務人民委員ト
 ノ激烈ナル軋轢ヲ示スモノニシテ實ニ余ヲ戰慄セシメタリ

(赤旗)ナ

外務省



「スターリン」ヨリ彼ニ宛テタル電報ヲ殆ント原文ノ儘採録セハ左
ノ如シ

同志「コッブ」ヘ「スターリン」ヨリ

貫下ハ「カラハン」及其ノ對支政策ヲ非難シ「カラハン」ヲ以テ

冒險家及山師ト呼ハルル由然レ共「カラハン」ハ唯「ボリド」ヒ

ユ「ロー」ノ訓令ヲ執行シ居ルニ過キス貫下ハ「カラハン」ニ含

ム所アル趣ナレトモ私怨ヲ以テ國事ヲ無視スルカ如キハ余ノ默過

スル能ハサル所ナルヲ承知アリタシ

「リトヴ」ノ「フ」ノ書翰ハ「チチエーリン」ニ關スルモノナリキ之

ニ依レハ「チチエーリン」ハ共產黨中央委員會員ニ選任サレテ以來

次回大會ニ於テ落選センコトヲ虞レ意見ラシキモノハ一切之ヲ吐カ

外務省

4.12

(赤神様ナ)

サルニ至リタリト云フ「チチエーリン」ハ「カラハン」ノ政策ニハ
反對意嚮ヲ有シ居ルニモ拘ラス「ボリト、ビユロー」ニ於テ公然
之ヲ主張スル勇氣ナク是ニ於テ彼ハ假病ヲ使ヒ其ノ書齋ノ「ソフ
ー」ニ横臥スルコト月餘ニ及ヒタリト云フ「ボリト、ビユロー」
ハ彼ノ所謂病氣ニ乘シーノ委員會ヲ組織シテ對支外交ヲ委ネタルカ
該委員會ノ委員ハ「ボリト、ビユロー」員中ヨリ之ヲ選任シ委員
長ハ陸海軍人民委員代理「ウンシリヒト」ヲ以テ之ヲ充テタリト云
フ「リトヴ」ノ「フ」ハ「ウンシリヒト」ヲ以テ「白痴ノ藥劑師」ト
稱シ「ウンシリヒト」ノ政策カ英國トノ戰爭ヲ勃發セシメンコトヲ
虞ルト結ヘリ「リトヴ」ノ「フ」ノ第二ノ書翰ハ「カラハン」自身ニ
關スルモノナリキ彼ハ「カラハン」ヲ以テ惡漢、冒險家、「ボリト

外務省

4.6

「リトヴ」
「イ」ノ「
「カ」ノ「
「ラ」ノ「
「ハ」ノ「
「シ」ノ「
「ン」ノ「
「支」ノ「
「政」ノ「
「策」ノ「
「ヲ」ノ「

阻止セシ
トス

ビュロー「ノ小使等ト呼ヘリ「リトヴィノフ」ハ日本ヲ通シテ「
スターリン」附新「ラスブーチン」タル「カラハン」ノ政策ヲ出来
得ル限リ妨害スル必要アルコトヲ「コツブ」ニ通告セリ「リトヴィ
ノフ」ハ「コツブ」ニ對シ日本ノ新聞ヲシテ「カラハン」ニ反對セ
シムヘキ旨促シタルカ是此ノ方面ヨリノ壓迫大トナレハ「スターリ
ン」ハ恐レヲナシテ「カラハン」ノ召還ニ同意スヘシト思考シタル
ニ依ル

他ノ書翰モ總テ之ト同種類ノモノナリキ

余ハ此ノ緩込ノ内容カ餘リニ下劣ナルニ嫌氣ヲ起シ直ニ汽車ニ乗り
莫斯科ニ歸還セントセリ余ハ「リトヴィノフ」カ「カラハン」ヲ嫌
ヒ彼ヲ失脚セシメンカ爲ニ斯カル名狀シ難キ陰謀ヲ廻ラシタルコト

外務省

「ソ」邦ノ日本
ニ對スル
保障條約
締結方ニ
關スル申
入レ

ヲ知レリ然レトモ結局理性勝チテ東京ニ留マルコトトセリ即チ「リ
トヴィノフ」ハ茲ニ發表スル能ハサルモ或方法ニ依リ余ト同様對支
不干涉政策ヲ遂行シ居タリシナリ余ハ諦メタリ
此ノ間支那ノ革命ハ進行シタリ一九二六年秋余ハ「ポリト、ビュ
ロー」ヨリ露獨間ニ締結シタルカ如キ不侵略、仲裁裁判條約ヲ日本
トノ間ニ締結スヘキ旨ノ訓電ニ接セリ余ハ此ノ種交渉ハ大ニ時間ヲ
要シ且技術的ニモ亦多大ノ準備ヲ要スヘキ旨回電セリ日本ハ國際聯
盟ノ一員ニシテ且其ノ近隣諸國トモ友交關係ヲ有スルヲ以テ日本ヲ
シテ急速ニ不侵略條約ニ調印セシムルコトハ不可能ナリキ余ハ「ポ
リト、ビュロー」ヨリモ人民委員自身ヨリ技術的訓令ニ接センコ
トヲ欲スル旨附言セリ之ニ對スル回答トシテ「ポリト、ビュロー」

(余作註ト)

外務省

ハ余ニ支那革命ハ數週間内ニ「ソヴェエト」化セラル可キコト此ノ爲ニハ必スヤ日本ヨリ直接莫斯科ニ向ケラル可キ反對運動ヲ極力阻止スル必要アルコトヲ通告シ來レリ

余ハ駐日獨逸大使「ゾルフ」博士及當時ノ獨逸大使館書記官ニシテ現駐支公使タル「フオン・ポルヒ」ト會談ノ上余ニ課セラレタル使命ハ少クトモ當時ハ全然實現不可能ナル旨莫斯科ニ電報セリ右ニ對シ「スターリン」ハ自身「ヒステリー」ノ女ニモ相應シキ調子ヲ以テ日本トノ協定ハ如何ナル種類ノモノナルニモセヨ絶對ニ必要ニシテ右協定ハ已ムヲ得スンハ對支干涉ノ共同拋棄ヲ意味スルモノニテモ可ナル旨回答シ來レリ余ハ日本外務省ニ赴キタルコト（余トシテハ是ハ全ク無用ナリト思考セリ）及日本政府ハ余ノ申入ニ對シ未タ

4.12

外務省

出淵次官
「ベセド
ウスキ
」ノ會談

何等回答セサルコトヲ「スターリン」ニ申送リタル處彼ハ更ニ前記趣旨ノ訓令ヲ繰返ス長文ノ電報ヲ寄セ來レリ

外務次官出淵氏（現駐米大使）ハ余ノ申入ニ驚キテ長時間之ヲ眞面目ニ受取ラサリキ氏ハ斯ノ如キ條約ノ締結ニ伴フ技術的困難（此ノ困難ハ曩ニ余カ「スターリン」ニ指摘シタルモノ）ヲ説明シタル後何故斯カル條約ヲ必要トセララルヤ日本ハ貴國ヲ攻撃スル意圖ナシ貴國亦日本ニ關シ同様ノ意嚮ヲ有セラレンコトヲ望ム

ト結ヘリ

余ハ即座ニ莫斯科政府ハ日本ニ對シ最モ平和的意嚮ヲ有シ居ルコト及余ハ喜ンテ次官ノ聲明ヲ「テイク・ノート」スル旨答ヘタリ

同夜余ハ「スターリン」ニ宛テ不侵略條約カ口頭聲明ノ形ニ於テ日

外務省

4.5



「ソ」聯
邦ノ對支
宣傳ニ關
スル日本
ノ態度

本トノ間ニ締結セラレタル旨電報シタル處余ハ彼ヨリ此ノ大成功ヲ
祝賀スル旨ノ電報ヲ接受セリ
支那革命ノ「ソヴ イェト」化ハ進行セリ此ノ「ソヴ イェト」化ノ爲
吾人ノ支那ニ於ケル勢力ハ凋落シ國民黨ハ次第ニ莫斯科政府ニ敵意
ヲ表スルニ至レリ日本モ亦支那ノ事態ヲ喜ハサリキ出淵氏ハ「ボロ
ジン」ノ活動ニ執拗ニ言及セリ而シテ氏ハ余ニ向ツテ「日本ハ支那
ニ「ボルシェヴ イズム」ノ存在スルヲ好マス吾人ハ「ボルシェヴ イ
ズム」ニ對シ飽ク迄戰フ可シ」ト語レリ
張作霖ハ「カラハン」及「ボロジン」ノ失敗ニ乘シテ東支鐵道回收
ノ準備ヲ爲セリ
一時「ボロジン」ハ蔣介石軍ノ崩解並敗退ヲ目的トスル訓令ヲ同軍

(余林氏)

外務省

在
本
邦
「
ソ
ヴ
イ
ェ
ト」
ノ
對
支
宣
傳
ニ
關
ス
ル
日
本
ノ
態
度

ニ屬スル「ソヴ イェト」將校ニ傳達シタルカ蔣ハ此ノ計畫ヲ探知シ
間モナク「ボロジン」ト絶チタリ之ニ依テ莫斯科ノ計畫ハ全然晝餅
ニ歸シタリ
而カモ「ソ」聯邦ハ尙暫ラク賀龍及葉挺ト稱スル共產主義將軍(孫
傳芳ノ軍事裁判ヲ逃レタル二人ノ惡漢)ニ望ヲ囑シ在東京一等書記
官「アスタコフ」及三等書記官「オーストリン」ヲ上海ニ特派シテ
二百萬弗ヲ前記「ソヴ イェト」ノ傀儡ニ交付セリ余ハ恰カモ此ノ際
東京ヲ去リタルヲ以テ右資金カ其ノ後如何ニナリタルヤハ之ヲ知ラ
ス
余ハ「スターリン」ニ面會スルヤ彼ニ東支鐵道カ危險ニ瀕シ居ルコ
トヲ説明シ縱令間接ノ方法ニ依ルモ滿洲ニ於ケル「ソ」聯邦ノ權益

(余林氏)

外務省

「チチエ
「リレン
「ベセド
「ウスキ
「ノ意見

ヲ擁護スル方策ヲ講スル必要アルヲ述ヘ第三國人例ヘハ佛蘭西人ノ加入スル商事會社ノ設立ヲ語レリ然ルニ「スターリン」ハ平然タルモノアリキ彼曰ク「東支鐵道ヲ所有スルコトハ共產黨ノ一般方針ニ反ス「ソ」聯邦ハ同鐵道ヲ拋棄シ得ルモ唯体面ヲ傷ケサル必要アリ右鐵道ヲ日本ニ賣却スルハ不可能ナリヤ斯クセハ之ニ依リテ日米間ノ軋轢ヲ更ニ大ナラシムル效果アルヘシ不取敢「チチエ「リレン」ノ意嚮ヲ聞カレヨト

「チチエ「リレン」ハ本問題ニ關シ大ナル興味ヲ有セサルカ如ク見受ケラレタリ彼ハ「最善ノ策ハ蓋シ此ノ呪ハレタル鐵道ヲ賣却スルニ在リ多分之ニ依リ三億弗位ハ入手スルヲ得ヘシ」ト語りタルノミナリキ

外務省

一九二八年末頃佛亞銀行ニ關係アル二名ノ個人來リ余カ嘗テ「スターリン」ニ進言セル提案ヲ示セリ右ハ東支鐵道ヲ變シテ露、支、佛三國ノ資本ニ依ル商業的企業ト爲サントスルモノトス余ハ右提案ヲ莫斯科ニ取次キタルモ政府ハ之ニ應セサリキ

數ヶ月後同鐵道ハ支那ノ掌中ニ歸セリ

支那革命ヲ「ソヴェト」化セントスル政策ハ無慘ナル失敗ニ終リ永年露國カ支那ニ扶植シタル勢力ハ遂ニ悉ク掃蕩サレタリ

「スターリン」ハ支那ノ「ソヴェト」化ニ多大ノ執着ヲ有シ居ルヲ以テ彼カ此ノ考ヲ拋棄スルコトヲ期待スルハ不可能ナリ

彼ハ狂人ノ如ク只管極東及印度ヲ通シテ英國ヲ攻撃セントシツツアリ

外務省

歐洲

トニア	「エス」	丁抹	勃牙利	白耳義	奧太利	獨逸	國名
						一、二、四、七、二、九	共產黨員數
非		八、三、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	六、二、五、〇		
						一、八、七、六、八	青年共產黨員數
非		一、五、〇	非	二、五、〇	一、三、〇、〇		
						一、〇、〇、〇、〇	「プロファイン」加入員數
二、五、〇、〇、〇	一、五、〇、〇、〇	八、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、五、〇、〇、〇	一、五、〇、〇、〇		
						五、五、〇、〇、〇	「モーブル」加入員數
					一、〇、二、七、四		

左記調査ハ在壽府第三「インターナショナル」反對國際同盟カ「ソ」聯邦側ノ資料ニ依リ作成シタルモノニシテ（非）ハ（非合法的存在）ヲ意味ス

(参考)ナ

外務省

4.5

外務省

4.3

歐米局長

第二課長

世界ニ於ケル共產黨並關係団体員數

(赤紙)イ

愛 蘭	「ラト ウ イア」	「リス アニア」	洪 牙 利	「ルク サ ンブル	諾 威	波 蘭	羅 馬 尼
(非)	(非)	(非)	(非)		五二〇八	七〇〇〇 (非)	一〇〇〇 (非)
	非)	(非)	(非)		三〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
二〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	四〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇
						一〇〇〇	

外
務
省

(赤
棒
紙)

4.9

西 班 牙	芬 蘭	佛 國	英 國 (愛 蘭 ヲ 除 ク)	希 臘	和 蘭	伊 太 利
一五〇〇 (非)	二〇〇〇 (非)	四〇〇〇	四〇〇〇	八〇〇 (非)	一〇二〇〇 (一九二六年)	二六〇〇〇 (非)
非	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	二〇〇〇	五〇〇	一六〇〇〇 (一九二六年)
四〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	九〇〇〇	五〇〇〇	一四〇〇〇	一〇〇〇〇
						一三〇〇〇

外
務
省

(赤
棒
紙)

4.9

調一0215



米 國

比律賓	印度	蘭領印	日本	蒙古	波斯	土耳其	亞爾然	伯刺西爾
三 五 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	二 五 〇 〇 〇 〇	四 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	四 〇 〇 〇 〇 〇
	(非)		(解散命令前)	八 〇 〇 〇 〇			四 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇
	一 八 〇 〇 〇 〇 乃至	(一九二六年前)	(非)	一 三 〇 〇 〇 〇		(非)	三 二 〇 〇 〇	一 二 〇 〇 〇

外 務 省

亞 細 亞

瑞 典	瑞 西	「チエマ スロヴァ キア」	「ユーゴ スラヴ イア」	「ソ」	支 那	朝 鮮
一 四 〇 〇 〇 〇	一 二 〇 〇 〇 〇	一 三 七 八 九	二 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇
(一九二七年)	(一九二八年)		(解散命令前)	(一九二七年)	(一九二七年)	(非)
一 五 四 七 九	四 〇 〇 〇 〇	八 一 四 三 二	六 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 〇	五 七 九 六 七	

外 務 省

調一0215



三

昭和五年一月

露魯外交關係事實上ノ斷絶

歐米局第一課

外務省



(赤押紙)

阿弗利加
濠洲

濠洲	埃及	南阿	墨西哥	米國	加奈陀
濠洲 國体 五五〇	(非)	六〇〇	五〇〇	一九六八五	四〇〇〇
		三〇〇	一、一〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇
一、三〇〇〇〇	二、五〇〇〇	一、〇〇〇〇	三、〇〇〇〇	二、五〇〇〇	一、〇〇〇〇
				一、三、五〇〇〇	

外務省

(赤押紙)

露露外交關係事實上ノ斷絶

→先般露西哥政府ハ外國共產主義者ヲ國外ニ追放セルカ右ニ對シ最近華府、「ブエノスアイレス」、「リオデジヤネイロ」等ニ於テ共產主義者ノ反露示威運動アリ露國政府ハ之ヲ以テ「ソ」聯邦側ノ差金ニ基クモノト見シ之ニ抗議ノ意味ニテ在「ソ」聯邦露國公使並領員全部ヲ召還スルニ決定シタル旨一月廿三日發表セルカ露外相ハ在露青木公使ニ對シ駐露「ソ」聯邦公使ノ引揚ケヲモ期待スルカ如キ口吻ヲ漏ラセル感ナリ

→今露露關係從來ノ經過ヲ見ルニ兩國カ國交ヲ恢復シタルハ一九二四年ニシテ即チ同年七月下旬在獨露國公使「ルビオ」ヨリ同地「ソ」聯邦大使「クレステンスキー」ニ對シ露國ハ「ソ」聯邦ノ無

外務省

條件承認ニ同意スル旨ノ通牒ヲ發シタル結果八月一日正式承認成立スルニ至リタルモノトス

→「ソ」聯邦駐露第一回公使トシテ露國ニ赴任シタルハ「ベストコウスキー」ニシテ同公使ハ着任以來（十一月七日國啓券品）一面露國共產黨（註）及左翼分子ト密接ナル聯絡ヲ保チテ主義ノ宣傳ヲ爲スト共ニ他國共産主義ノ及帝國主義的政策ニ反對スル運動ヲ開始シタリト稱セラル前者ニ對スル機關紙ハ週刊「エル、マチエテ」ニシテ後者ニ對スルモノハ月刊「エル、リベルタド」ナリ

（註）露國共產黨ハ「ホーセアレン」及「ラミレス」等一九一八年露部ニ創立シタルモノニシテ各地ニ支部ヲ置キ機關紙ハ週

外務省

刊新聞「エル、マチエテ」(錠)ナリ(發行部數約五千)

四「ベストコウスキー」ノ活動ハ相當效果アリタルモノノ如ク一九二六年秋同公使隨任ノ際ノ如キ勞働者百餘名停車場ニ移築シ第三「インターナショナル」ヲ合唱シテ同公使ヲ送リ公使ハ勞働者ヲ一々抱擁接吻シテ之ニ應ヘタル趣ナルカ更ニ同公使ノ「ヴエラクルス」港乘船ノ際ハ再ヒ勞働者ノ親露的一大示威運動アリタリト云フ

五「ベストコウスキー」公使ノ後任トシテ「コロンタイ」女史着任シタルカ(一九二六年十二月二十四日國書ヲ替呈ス)同公使ハ赴任ノ際米國上院ヲ拒絕セラレタルヲ以テ海路「ヴエラクルス」灣ニ上陸セリ同女史ノ墨國公使任命ニ關シ露國ハ之ニ依リ對露宣傳

(赤井氏ナ)

外務省

(赤井氏ナ)

ヲ一肝盛ナラシメントスルモノナリトノ風説傳ハリタル爲同公使ハ汎ユル機會ニ於テ極力之ヲ否定シ居タルカ其後露國ハ墨國ヲ根柢トシテ中南米ニ反米運動ヲ起シツツアリトノ米國上院外交委員會ニ對スル米國國務長官ノ覺悟ノ内容傳ハリタルヲ以テ同公使ハ一九二七年一月廿一日「カイエス」大統領ニ謁見シテ其ノ使命ハ悉モ墨國ノ内政ニ干渉セントスルモノニ非ス「ソ」聯邦ノ企圖スル所ハ墨國ノ原料ヲ利用スル爲用國ノ通商ヲ發達セシメントスルニ在ルノミト明言セリ

然ルニ個々同公使着任ト同時ニ墨國ニ於テ勞務革命ヲ煽村トスル「フィルム」多數上演サレ好評ヲ博シタルコトアリシカ右ハ勞務政府ノ補助金ヲ以テ米國ニ於テ製造セラレ墨國ニ輸入セラレタル

外務省

録

改
未
長
任

昭和五年二月廿八日

長

露墨外交關係ノ斷絶（其ノ二）

歐米局第一課

外務省

4.19

モノトノ風説ヲ爲スモノアリタリ
 一九二七年末「コロンタイ」公使諮威公使ニ任命セラレ「マカー
 ル」公使之カ後任トシテ着任シ以テ今日ニ及ヒタリ
 今同ノ露墨外交代表ノ引揚カ今後如何ナル程度迄進行ス可キヤ又
 露國政府カ突然斯カル態度ヲ採ルニ至レル理由カ果シテ其ノ云フ
 カ如ク單ナル對露抗議ノ意味ニ於テナリヤ目下ノ所不明ナルモ敢
 近米墨兩國ノ關係ガ徐來ニ比シ親善ノ度ヲ加へ來リタルハ事實ナ
 ルモノノ如ク墨國今同ノ措置ハ米國對野ノ好感ヲ博シ從テ兩國ノ
 親善増進ニ多少資スル所ナキニ非サルヘシ

（余詳註ナ

外務省

4.6

調一0215

0185

露墨外交關係ノ斷絶（其ノ二）

一 墨西哥政府ハ米國各地ニ於ケル共產主義者ノ反墨示威運動カ「ソ」聯邦ノ指金ニ基クテ理由トシテ同國ト斷交スルニ決シタルカ駐露墨西哥代理公使ハ一月三十日莫斯科出發歸國ノ途ニ就キタリ而シテ斷交通知ハ別ニ書面ヲ出サス又理由ヲモ示サス單ニ口頭ヲ以テ本國政府ヨリ公使館ヲ閉鎖シ引揚クヘキ旨命令ヲ受ケタリト述ヘタルノミナリト云フ

二 一方墨國政府ハ在露同國公使ヲ召還スルニ決スルト共ニ在露露國公使ニ對シ今後外交官ノ資格ヲ認メサル旨發表シタルカ二月一日莫斯科政府ヨリ在露露國公使ニ對シ引揚方命シ乘リタル趣ナリ（但商業代表ノミハ殘務整理ノ爲當分殘留スヘシト云フ）

外務省

4.13 ナ

三 墨國今回ノ對露斷交ニ關シ「ソ」聯邦側ハ一般ニ之ヲ以テ墨國政府カ主トシテ米國方面ノ壓迫ニ基キテ爲シタルモノト觀察シ居レリ今本件ニ關スル「イズヴェスチャ」ノ論說並「リトヴィー」ノフノ會見録ヲ見ルニ大要左ノ如シ

(1) 「イズヴェスチャ」（一月二十七日）

墨西哥公使館ノ引揚ケハ「ソ」聯邦ノ社會主義的建設外交何レノ方面ニモ累ヲ及ホシ得ルモノニアラス從テ斯ル見地ヨリハサシテ注意ニ値セサルモ右引揚ケカ米國ノ指金ニ依リテ行ハレタルコトハ注意ニ値ス墨西哥ハ一九二四年自己ノ發意ニ依リ「ソ」聯邦ト外交關係ヲ復舊セリ當時ノ墨西哥政府ハ米國ノ侵略政策ニ反抗セル國民ノ自由運動ヲ「リード」セントセル小「ブルジ

外務省

4.13 ナ

ヨア」政府ニシテ外交ノ自主的ナルコトヲ示セリ然ルニ同國ニ於ケル勞農民ノ革命運動熾烈トナルヤ之ニ恐ヲナシ米國ト妥協シ獨リ内政上ノミナラス外交上ニモ米國ノ意ヲ迎フルニ至リ爰ニ「スチムソン」ノ勸告（東支事件關係）ニ加入シ今又宣傳問題ヲ云々シ「ソ」聯邦ヨリ其ノ公使館ヲ引揚ケタリ云々

(ロ)「リトヴィーノフ」ノ會見録（二月二日「イズヴェスチャ」所載）

「ソ」聯邦墨西哥兩國カ平常關係ヲ設定シテ以來兩者ノ關係ハ何等申分ナク兩國ハ政治上ニモ經濟上ニモ何等紛争ヲ醸シタルコトナク數週前離任シタル「ヘルズトツグ」公使ヨリモ其ノ前任者ヨリモ何等抗議等ヲ受ケタルコトナシ尤モ墨西哥政府カ

ニ東支紛争ニ關シ三國干涉ニ加入シタル事實ハ同國ニ對スル外部ノ壓迫カ加ハリタルコトヲ語ルモノニシテ墨西哥代理公使カ斷交ノ理由トシテ恰モ諸方面ニ行ハルル共產黨ノ陰謀ナルモノカ莫斯科政府ノ指圖ニ依ルモノナリト述ヘタル外何等右ニ關シ具體的證據ヲ示シ得サリキ斯ル理由ハ笑止千萬ニシテ墨西哥カ斷交セルハ斯ル理由ヨリモ第三國ノ勢力ニ壓迫セラレタル結果ナリト推定スル外ナシ

極秘

昭和五年二月十日

「クートツエー」ト聯邦中央執行委員會トノ關係

歐米局第一課

外務省



(赤印)

「クートツエー」ト聯邦中央執行委員會トノ關係

「沼田市郎等(註一)」「クートツエー」留學生ノ供述ニ依レハ同大學ニハ「ソツエイト」聯邦中央執行委員會「スターリン」東方勸勞者共產大學 (Zur Kecep. K y T's avsten. nob. Cma ludy. ナル看板ヲ掲ケアリタル趣ナル處在露田中大使來電(二月八日着)ニ依レハ「ソ」聯邦ハ今般右看板ヲ撤去セル趣ナリ

ニ然レトモ同大學カ聯邦中央執行委員會ノ直轄學校ナルコトハ

(1) 同大學ノ經費カ中央執行委員會豫算中ヲ以テ一般國家豫算ニ計上セラレ居ルコト

(2) 同大學ニ關スル一九二七年九月十七日附「ソ」聯邦中央執行委員會幹部會決定ノ法令第一條ハ同大學カ聯邦中央執行委員會

外務省

調一0215

0188

(本件共)

屬シ之ニ對シ毎年同大學ノ活動狀況ニ關スル報告ヲ提出スル義務アル旨ヲ規定シ居ルコト(註二)

ニ依リテ明白ナリ從テ假令同大學ノ看板ヲ撤去スルモ前記事態ニ變更ナキ限り同大學カ聯邦中央執行委員會ニ直屬スルコトハ依然從前ノ通りナリ

(註一) 昭和五年一月十六日沼田市郎ノ東京地方裁判所戸澤檢事ニ對スル供述

(註二) 一九二七年九月十七日附聯邦中央執行委員會幹部會決定(一九二七年十月十七日附聯邦法令集第五八號ノ五八三號)左ノ如シ

「スターリン」東方勤勞者共產大學ニ關スル法令

外務省

(本件共)

第一條 「スターリン」東方勤勞者共產大學ハ「ソツ イ エト」聯邦中央執行委員會ニ直屬シ同委員會ニ對シ毎年活動狀況ニ關スル報告ヲ提出ス

外務省

調一0215



昭和五年二月十三日

杉本 邦彦

「クートヴェー」ノ東洋研究科學協會移管ニ就テ

歐米局第一課

(赤印紙)ナ

外務省

4.5

六

杉本邦彦
ルノニ依
ルアラム

「クートヴェー」ノ東洋研究科學協會移管ニ就テ

一 在露田中大使來電ニ依レハ今般「ソ」聯邦政府ハ「クートヴェー」
及孫逸仙大學ヲ聯邦中央執行委員會ヨリ極東民族研究會ニ移管ス
ルニ決定シタル趣ナル處右極東民族研究會ナルモノハ東洋研究科
學協會 (Association scientifique pour l'Etude de l'Orient) ヲ特スモノノ如シ

ニ東洋研究科學協會ハ一九二一年創立サレ

(1) 政治經濟科 (Section politique et économique)

(2) 歴史及人種學科 (Section historique et ethnographique)

ノ二科ニ分レ右ハ更ニ

(1) 極東部

(2) 近東部

(赤印紙)ナ

外務省

4.5

調一0215

0190

手
紙

外務省長

昭
和
五
年
二
月
十
五
日

外務省



(赤
押
紙)
ナ

「ベセドウスキー」ニ對スル「ソ」聯邦最高裁判所ノ
判決並右ニ對スル「ベセドウスキー」ノ辯明

歐
米
局
第
一
課

外
務
省

4.5

(ハ) 中央亞細亞部

ニ分レ居ル趣ナリ

本協會ハ東洋諸民族ニ關スル學術的研究ヲ爲スト共ニ又此等諸民
族ニ對スル宣傳ノ可能性並其ノ方法等ヲモ研究スルヲ目的トスル
趣ニシテ機關雜誌トシテ「新東洋」ヲ發行ス

本協會ハ一九二一年創立以來聯邦中央執行委員會ノ直屬機關タリ
シ處最近中央執行委員會ヲ離レ私的團體トナリタルモノノ如シ

(赤
押
紙)
ナ

外
務
省

4.5

調一0215

0191

「ベセドウスキー」ニ對スル「ソ」聯邦最高裁判所ノ
判決並右ニ對スル「ベセドウスキー」ノ辯明

「ソ」聯邦最高裁判所ハ本年一月八日公判ヲ開キ「ベセドウス
キー」ニ對スル欠席裁判ヲ行ヒ檢事ハ其ノ論告ニ於テ「ベセドウス
キー」ガ賣國奴タルハ明白ナルモ賣國奴トシテ求刑スル爲ニハ直
接的證據ヲ待ツ必要アルヲ以テ目下ノ處ハ同人ヲ公金費消（一万
五千二百七十弗^{（註）}）ノ理由ノミニ依リ求刑スル旨主張シ裁判所ハ
（イ）十年間ノ自由剝奪
（ロ）全財産ノ沒收
（ハ）五年間一切ノ政治上及私法上ノ權利剝奪
ノ刑ニ處ス可キ旨判決ヲ下セリ

（赤井氏）ナ

外務省

ニ斯クノ如ク裁判所カ殊更「ベ」ヲ政治犯人トスルヲ避ケ單ナル刑
事犯人トシテ判決ヲ下シタルハ「ソ」聯邦政府カ將來佛國政府ニ
對シ「ベ」ノ引渡ヲ要求スル場合佛國側ヲシテ政治犯人トシテ引
渡ヲ拒絶スル口實ヲ有セサラシメントスル底意ニ出テタルモノナ
ルカ如シト云フ

一月十四日佛紙「マタン」ハ前記判決ニ對シ「ベセドウスキー」
ノ同紙記者ニ爲シタル辯明ヲ掲載セルガ之ニ依レハ「ベセドウス
キー」ハ昨年九月廿四日在佛「ソ」聯邦大使館會計掛ヨリ機密費
五千弗ヲ又別ニ一万五千弗ヲ受領シタル趣ナルカ此等ハ總テ「コ
ミンテルン」ノ佛國秘密駐在員タル「アーレンス」ナル者ニ於テ
宣傳ノ爲費消シタルモノナリト云フ但シ辯明ノ内容並口調ニ多少

（赤井氏）ナ

外務省




外務省
事務

「クローテボフ」將軍失蹤事件

昭和五年二月二十八日

トロヤノフスナリシ大佐ノ失蹤ニ依ルニ「クローテボフ」將軍ハ「四年十二月」全
 ノ一部ヲ奪ヒテシタル為メ之ヲ自今ノ襖ニ收メ奉末ニ出遊
 セルヲナリト云フ

歐米局 第一課

長
 印
 蓋


外務省

4.12

疑惑ヲ挾マシムルカ如キ節ナキニ非ス

(余林氏ナ)

外務省

4.5

調一0215

0193

「クローテボフ」將軍事件

一 「ニコラス」大公ノ死後「クローテボフ」將軍 (Général Koutouff) 舊露國軍人聯盟團長トシテ反過激派運動ヲナシ來リタルカ同將軍ハ本年一月二十五日突如行方不明トナリタリ

二 同將軍ハ巴里「ルースレ」街ニ其ノ家族ト共ニ生活シ居タルカ一月二十五日朝露國避難民ノ組織スル或ル會合ニ出席ノ爲自邸ヲ出テタル儘行方不明トナリタリ同將軍ハ從前ヨリ赤系露人ヨリ窺ハレ居リタル趣ニシテ一般ニ露國側密偵ニ於テ同將軍ヲ誘拐逃亡シタルモノト觀察シ居レリ

三 二月四日「ダン」紙ノ報スル所ニ依レハ「ドヴガレウスキー」ハ佛國外務省ニ對シ「クローテボフ」將軍配下ノ舊露國軍人ハ「ミラ

外務省

4.12 ナ

一 「クローテボフ」將軍失踪後臨時團長ニ任命サレタルモノノ指揮ノ下ニ在巴里「ソ」聯邦大使館ヲ襲撃スル企圖ヲ有シ居ル旨正式ニ通告スル所アリタリト云フ

二 「クローテボフ」將軍失踪事件ニ關聯シ佛國言論界ハ一般ニ反露的記事ヲ掲載シ居レリ

外務省

4.12 ナ

調一0215

0194

12

極秘

昭和五年二月十九日

「ボグラニチナヤ」露支國境赤衛軍守備隊長
「ベンソン」ト入露邦人主義者トノ關係

歐米局第一課

外務省

入露邦人
主義者ノ
歸國狀況

沼田市郎
ノ供述

「ボグラニチナヤ」露支國境赤衛軍守備隊長
「ベンソン」ト入露邦人主義者トノ關係

入露邦人主義者ハ歸國ニ際シ莫斯科ヨリ先ツ浦潮迄歸還シ同地駐
在ノ邦人又ハ「ソ」聯邦人共產黨員ト聯絡ヲ採リテ鐵路「ボグラ
ニチナヤ」露支國境ニ向ヒ國境附近ノ小驛ニ下車シ「ソ」聯邦人
ノ案内ニ依リテ夜間國境ヲ超エ支那領ニ入り「ボグラニチナヤ」
(綏芬河)驛ニ於テ再ヒ乘車シ哈爾濱ニ向フ次第ナルカ最近日本
共產黨事件被告人沼田市郎等ノ供述ニ依リ赤衛軍國境守備隊長ニ
於テ此等主義者ノ越境ヲ援助シ居タル事實判明セリ

沼田市郎カ去ル二月十三日東京地方裁判所戸澤檢事ニ爲シタル供
述ニ依レハ其ノ歸國狀況大要左ノ如シ

外務省

調一0215

0195

沼田ハ昭和三年六月十五日山神種一及伊藤政之助ト共ニ露都出發
同二十九日夜浦潮ニ到着シタルカ到着後三日目ノ朝一露西盟人其
ノ宿ニ來訪シ露支國境ニ至ル道順ヲ教ヘタル後車中赤衛軍國境守
備隊ノ兵士臨檢ニ來ル場合ハ守備隊長「ベンソン」ニ會見方要求
ス可ク且同人ニ會見ノ際提示ス可シトテ一ノ封書ヲ手交シタル趣
ナルカ右封書ニハ差出人モ宛名人モ共ニ記載ナカリシト云フ同日
午前十時一行三名浦潮ヲ出發シタルカ國境終驛ヨリ二ツ手前ノ驛
ニ到着スルヤ國境守備隊ノ兵士數名列車内ニ入り來リ一行ノ臨檢
ヲ開始シタルヲ以テ沼田ハ「ベンソン」ニ會見シ度シト述ヘタル
處兵士ハ直ニ一行ヲ下車セシメ同驛ニ隣接セル守備隊本部（木造
懸ノ貧窮ナル建物トイフ）ニ導キ「ベンソン」ニ會見セシメタル

外務省

4.12

(赤紙)

ヲ以テ沼田ハ同人ニ例ノ封書ヲ手交シタル處同人ハ一行ヲ別室ニ
導キ封書ヲ一讀ノ後「カーテン」ヲ揚ケ折柄前面木造建築ノ前ニ
停立シ居タル一露西盟人ヲ指シ彼ハ「ステパン」ト稱スル案内人
ナルヲ以テ彼ニ從ヒテ越境ス可シト申渡シタル趣ナリ
「ステパン」ハ万事了解シ居リ直ニ一行ヲ驛ヨリ數町隔リタル私
宅ニ案内シ一行ノ身体檢査ヲ行ヒ身分證明書（莫斯科出發ノ際「
コミンテルン」ヨリ受領シタルモノ）ノミナラス其ノ所持スル露
貨ヲモ沒收シ又越境ニ困難ナル口實ノ下ニ「トランク」等ノ携帶
品ヲモ沒收シタル趣ナリ
一行ハ「ステパン」ノ案内ニ依リ同夜十時頃出發越境シ支那領ニ
入り「ボグラーニチナヤ」驛ニテ再ヒ乗車シ哈爾濱ニ向ヒタリト云

外務省

4.3

調一0215

0195

「ハンソン」ノ風貌

因「ハンソン」ハ年齢三十五六才中肉ヲシテ脊高ク襟首ニハ長方形ノ赤色徽章三個ヲ有シ居タリト云フ(註一)(註二)
(註一) 參謀本部ニ問合セタル處長方形ノ徽章ハ聯隊長ヲ示スモノナリト云フ

(註二) 被告人中沼田市郎ノ供述カ最モ詳細且具体的ナルハ同人カ最近方向轉換ヲ爲シタル結果ナリト云フ

世古重郎ノ供述

世古重郎カ去ル二月十四日戸籍檢事ニ爲シタル供述ニ依レハ同人ハ昭和三年四月頃莫斯科ヨリ歸國ノ際浦潮ニ於テ一露西人同行者中川爲助ニ一通ノ封書ヲ交付シタルカ一行ハ之ヲ携帶シテ國境ニ向ヒ終驛ヨリ二ツ手前ノ驛ニテ臨檢ノ兵士ニ前記封書ヲ示シタ

外務省

(赤 押 紙) イ

ル處「ステパン」トカ稱スル露西人案内人ニ紹介サレ其ノ案内ニテ越境シタリト云フ(註)

(註) 中川爲助ハ浦潮ニ於ケル封書受領ノ件ハ記臆ナシトテ之ヲ否定シ居ルモ其ノ他ノ點ニ關シテハ大体世古ノ供述ニ同シ

外務省

調一0215

0197

極秘

12

昭和五年三月四日

第十四號

前上海駐在「ソ」聯邦副領事「ウイリデ」ノ

身元證明

歐米局第一號

務省

前上海駐在「ソ」聯邦副領事「ウイリデ」ノ
身元證明

日本共産黨事件被告人ノ供述ニ依リ同黨ト前上海駐在「ソ」聯邦副領事「ウイリデ」トノ關係明白トナリタルヲ以テ先般同人ノ寫眞入手送付方在上海重光總領事宛副令相成リ居リタル處今該副領事ヨリ同人ノ寫眞送付越シタルニ付早速「ウイリデ」ト面談アル被告人ニ之ヲ提示シ其ノ會見シタル人物ト相違ナキヤ否ヤ確カメ方司法當局ニ依頼シ置キタリ

然ル處高橋貞樹ハ去ル二月二十六日東京地方裁判所戶籍檢事ニ對シ提示サレタル寫眞ハ大正十五年四月同人入露ノ際上海「ソ」エントロ、ソニーズ」ニ於テ會見シ種々入露上ノ事情ヲ受ケタル「ウ

高橋貞樹ノ供述

外務省

調一0215

0198

世古重郎
ノ供述

イリデ」ニ相違ナキ旨供述シタルガ又世古重郎ハ三月一日岡シク
戸澤檢事ニ對シ提示サレタル寫眞ニハ確ニ見覺エアルモ其ノ何人
ナリヤ又何處ニ於テ會見シタリヤニ關シテハ明確ナル記憶ナキコ
ト（此ノ時戸澤檢事ハ寫眞ガ「ウイリデ」ナルコトヲ告グルヤ）
右寫眞カ「ウイリデ」ナリト聞ケハ大正十四年九月入歸ノ際上海
「ツエントロ、ソユーズ」ニ於テ入歸ノ手續ヲ執リ吳レタル「ウ
イリデ」ノ模感セラルル旨供述セリ

佐野 學

佐野學ニ付キテモ亦龜山檢事ヨリ「ウイリデ」ノ寫眞ヲ提示シタ
ル處同人ハ其ノ上海滯在中常ニ接觸ヲ保チ且生活費ノ支給ヲ受ケ
居タル「ソ」聯邦領事「ウイリデ」ナルコトヲ肯定シタルモ日
露國交ヲ顧念シタル爲カ總取書ハ之ヲ作成セサル様懇願シタル趣

外務省

北浦千太
郎

ナリ（因ニ佐野ハ最近同人ノ總取書中ヨリ「イアンソン」ヲ「ア
イデンチフアイ」シタル個所ノ削除方龜山檢事ニ囑願セリト云フ）
北浦千太郎モ其ノ供述中ニ「ウイリデ」ト關係アリタルヤニ思料
セラルル節アルモ同人ハ目下發狂中ニシテ「ウイリデ」ノ寫眞ヲ
提示スルコト能ハサル趣ナリ

外務省

局長

昭和五年三月三日

夏

最近ニ於ケル『蘇聯邦友ノ會』ノ活動

歐米局第一課

務省

4.12

蘇聯邦友
ノ會ノ成
立

第一回大
會

同會ノ性
質

最近ニ於ケル『蘇聯邦友ノ會』ノ活動

昭和二年十一月莫斯科ニ開催セラレタル十月革命十週年記念祭ニ列席セル各國代表者ハ『蘇聯邦友ノ會』ヲ組織シ(參加國四十三個國)六十五名ノ委員ヲ選任セルガ本邦ヨリハ秋田雨雀、支那ヨリハ宋慶齡女史、獨逸ヨリハ「クラネ、ツェトキン」女史各委員ニ選任サレタリ

同會ノ第一回大會ハ翌昭和三年五月獨逸「コロニー」ニ於テ開催セラレ各國代表者九百五十名之ニ出席シ「フアシズム」反對、帝國主義戰爭ノ危険防止等ニ關スル決議ヲ採擇發表スル所アリタリ

同會ハ伯林ニ本部 (The International Committee of the Friends of

外務省

(赤井氏)

調一0215

0200

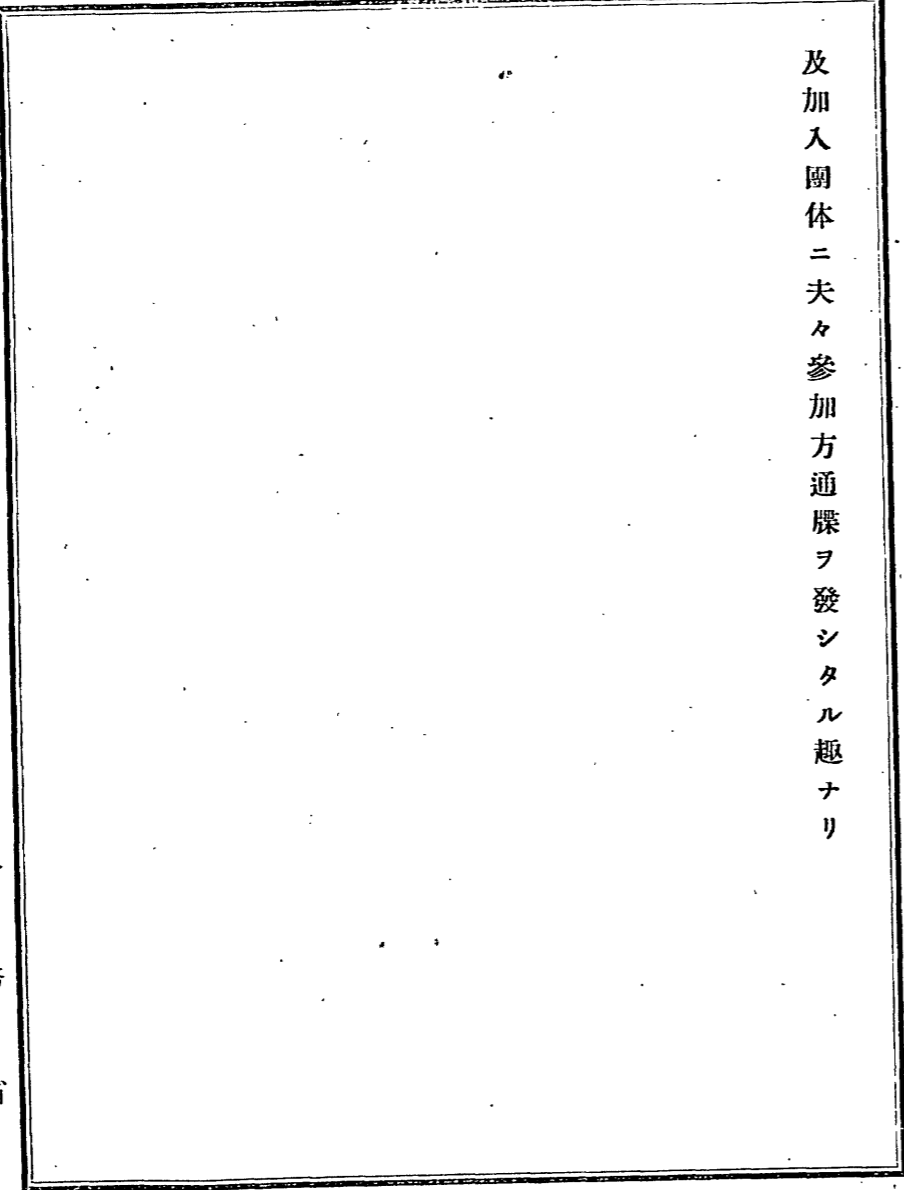
本年二月
第二回大
會ノ開催

Soviet Russia)ヲ有シ其ノ名ノ示スカ如ク蘇聯邦ニ同情ヲ有スル者
ヲ以テ組織スルモノニシテ必スシモ共產主義的團體ト稱スルヲ得
サルモ其ノ會員中ニハ多數ノ共產黨員アルノミナラス「モーブル」
帝國主義反對國際同盟等「コミンテルン」ト密接ナル關係ヲ有ス
ル各種團體ノ代表者ヲモ包含シ居ル點等ヨリ見テ同會ハ少クトモ
左傾的色彩ヲ有スル團體タルハ疑ナキ事實ニシテ殊ニ同會最近ノ
活動狀況ニ鑑ミ益々此ノ色彩ヲ濃厚ニシツアルモノノ如シ
四 本年二月十三日附「インプレコール」ニ依レハ最近英佛獨丁抹等
ニ於ケル反露運動ノ抬頭ニ鑑ミ蘇聯邦友ノ會本部ハ之ニ對抗シテ
「ソ」聯邦擁護運動ヲ起ス目的ヲ以テ本年二月廿二日及廿三日兩
日獨逸「エツセン」ニ於テ第二回大會ヲ開催スルニ決シ同會會員

余詳悉ナ

外務省

及加入團體ニ夫々參加方通牒ヲ發シタル趣ナリ



外務省

4.12

調一0215

0201

上田吉徳

昭和五年三月十日

局長 印

世界主要港ニ於ケル國際海員俱樂部ノ所在地

歐米局第一課

外務省

外務省

主要國際海員俱樂部ノ所在地

一 國際海員俱樂部ハ「コミンテルン」カ

(イ) 資本主義ニ對抗スル爲鞏固ナル海員ノ「ブロック」ヲ構成スル
コト

(ロ) 船舶内ニ細胞ヲ設置スルコト

(ハ) 「コミンテルン」ノ秘密傳書使ノ來往ニ便宜ヲ供與スルコト

等ヲ目的トシテ設立シタルモノナリ

ニ現在世界主要港ニハ國際海員俱樂部アル處其ノ名稱ハ國ニ依リテ

異ナリ Club International des Marins; International Seamen Club;

International Hafenbüro für Seelente; Casa del Marineros; Interkomb

等ト呼ハル今主要港ニ於ケル同俱樂部ノ所在地ヲ見ルニ左ノ如シ

外務省

調一0215

0202

New-York: 28 South Street;
 Philadelphia: 117 Walnut Street;
 Baltimore H.D.: 1710 Barnes Street;
 Amers: 24, Quai du Rhin;
 Marseille: 10 rue Fanchier;
 Hambourg: 8 Rotheroodstrasse;
 Brème: III, Lloydstrasse;
 Rotterdam: 7 Willemshede;
 Leningrad: 15 Prospekt Orodnikova;
 Arkhangel: Naberemaga;
 Vladivostock: 48 Ulitsa Lenina;
 Odessa: 2 Boulevard Feldman;
 Novorossiisk: 5 Beregovaya;
 London: 88 East India Dock Road (Call House);
 Newcastle: Socialist club, Royal Arcade, Pilgrim Street (Call House).

(赤枠紙)

外務省

記録トテ保存ノ下

歐米局長

第一課長



在「ソヴェイエト」聯邦帝國大使館ニ逃亡セル邦人主義

者松元一徳ノ送還事情並費用ニ關スル件

客年十二月四日鹿兒島縣人松元一徳（明治四十一年三月十五日生）ナル者秘ニ在「ソヴェイエト」聯邦帝國大使館内ニ逃亡シ保護ヲ求メタル趣ヲ以テ其ノ處置方ニ關シ在露田中大使ヨリ請訓越シタルニ付内務省側ニ於テモ宣傳關係取調ノ参考ニ供シ度キ希望ヲ有シ居リタル關係モアリ可然方法ニ依リ同人ノ送還取計方回訓シ置キタル處田中大使ヨリ「ソヴェイエト」聯邦政府ニ交渉ノ結果同人ノ出國許可ヲ得在露大使館安東書記官ヲシテ伯林迄同行セシメ同地駐在官野内務事務官ニ於テ更ニ漢堡迄同行シ本年一月二十五日同地出帆ノ郵船松江丸ニテ長崎へ送還ノ手續ヲ了シ本月下旬到着ノ

外務

秘

三再回

貴

豫定ナリ

ニ次ニ同人ノ送還費ニ關シ海上費用（漢堡長崎間船賃）ハ明治三十三年十二月勅令第四百十五號（船員法第二十三條ノ規定ニ依ル送還費用ノ償還ニ關スル制）ニ遵據シ送還ノ任ニ當リタル船長ニ於テ之ヲ被送還者松元一徳（被送還者ヨリ償還ヲ得サル時ハ其ノ扶養義務者、扶養義務者ヨリ償還ヲ得サル時ハ更ニ其ノ住所地府縣又ハ到着地府縣）ニ請求スル次第ナル處陸上費用ニ關シテハ何等ノ規定ナク明治三十六年八月十八日附外務大臣發在漢口事務代理宛訓令ニ依レハ被送還者ヲシテ之ヲ自辨セシムヘキ筋合ナルカ如キ處松元ノ本籍地タル鹿兒島縣廳ノ調査ニ依レハ同人ハ資産ナク實父ハ貧農ニシテ資産總額約六百圓ヲ有シ居ルニ過キサル趣ニシ

外務省

4.12 ナ

テ（別紙鹿兒島縣知事來電參照）前記海上費用ノ支辨ニモ困難ヲ感スルヤニ思料セララル次第ナルニ付陸上費用ニ關シテハ成ル可ク關係官廳側ニ於テ之ヲ負擔スルコト可然ト思料セラレ内務省側ト協議ノ結果内務事務官ニ於テ同行シタル伯林漢堡間送還費用ハ之ヲ同省側ニ於テ負擔スルコトトシ在露大使館員ニ於テ同行シタル莫斯科伯林間送還費用ハ之ヲ當省側ニ於テ負擔スルコトトナリ

外務省

4.12 ナ

調一0215

0204

鹿兒島縣人松元一德及其ノ親權者ノ資産状態ニ關スル
鹿兒島縣知事來電（三月六日着）

松元一德ハ資産ナシ實父松次郎ハ島二段七畝、山林二段、原野四段
五畝以上見積價格五百圓位、住宅一、厩一、物置二其ノ他世帶道具
等見積價格約百圓、合計六百圓位ノ資産ヲ有スル貧農ニシテ客年九
月妻ヲ失ヒ男子十三才、女子十六才二兒ト共ニ困難ナル生計ヲ營ミ
ツツアリ

外務省

4.12 +

本邦臣民送還ノ場合陸上費用支辨方ニ關スル回訓

（明、三六八一ハ附大臣ヨリ在漢口事務代理宛）

（上略）右陸上送還ノ費用ハ明治二十一年外務大臣訓令ニ該當スル
モノヲ除キ目下之ニ關スル特別ノ規定無之ヲ以テ本人ヲシテ自辨セ
シムルノ外致方無之又困難民ニ對シテハ留置ノ處分ヲ行フコトヲ得
ス其他退去ヲ命セラレタル者ニ對スル費用ハ本人ニ支辨セシムルヲ
相當ト存候將又接續スル二個ノ船便ヲ要スル場合ニハ成ルヘク相接
續スル船便ヲ撰擇相成候様致度右等ノ措置ヲ執ルノ外陸上送還ニ關
スル費用ノ支途ニ付テハ他ニ何等ノ規定無之ヲ以テ特別ノ詮議難取
計候間左様御了知相成度（下略）

外務省

4.12 +

調一0215

0205

歐米局長

第一課長

英露暫定通商協定

本年四月十六日倫敦ニ調印セラレタル英露暫定通商協定ハ全文七條ヨリ成ル處其ノ内容左ノ如シ

第一條 兩締約國ノ臣民、法人及生産物ニ對スル最惠國民待遇ヲ約ス

例外

右ハ「ソ」聯邦カ大戰後露國ヨリ獨立シタル諸國又ハ東方接境國ニ與フル特典ニハ適用ナシ

第二條 「ソ」聯邦ノ通商代表部設置ニ關シ規定ス

(一)「ソ」聯邦ハ倫敦ニ通商代表部ヲ設置ス

(二)通商代表部ハ「ソ」聯邦大使館ノ一部ヲ構成シ代表一名代理ニ

4.12ナ

参考

外務省

名ヨリ成ル

(三)代表及代理ハ外交官ノ特權ヲ享受シ(其ノ他ノ職員ハ特權ヲ有セス)代表部專有ノ建物ハ不可侵ナリ

(四)「ソ」聯邦ノ政府ハ通商代表部ノ取引ニ對シ責任ヲ負フ

(五)代表及代理ノ姓名ハ定期ニ廣告ス

(六)通商代表ノ行フ取引ニ關スル紛議ハ英國裁判所ノ管轄ニ屬シ英國法ノ適用ヲ受ク

(七)右ニ關スル判決ハ英國ニ於ケル「ソ」聯邦ノ所有權ニ適用セラ

第三條 船舶(貨物及乗客ニ及フ)ニ關スル最惠國條款ノ適用ヲ約ス

4.12ナ

外務省

調一0215

0205

例外

右ハ沿岸貿易ニハ適用ナシ

第四條 本條約ノ英國自治領及印度ニ對スル適用（自治領又ハ印度ト「ソ」聯邦トノ外交文書ノ交換ニ依ル）

第五條 (一)本條約ノ英國植民地、保護國又ハ委任統治地域ニ對スル適用（英國ノ對露通牒ニ依ル）

(二)「ソ」聯邦ハ右ノ場合此等地域ニ代理人ヲ派遣シ得（代理人ハ外交官ノ特權ヲ有セス）

第六條 前記第四及第五兩條列舉ノ英國屬領ニシテ本條約ノ適用ナキ場合ニ於テモ此等カ「ソ」聯邦ノ生産物ニ最惠國待遇ヲ與フル時ハ「ソ」聯邦モ亦此等地方ノ生産物ニ同様ノ待遇ヲ與フ

4.12 ナ

外務省

第七條 (一)本條約ハ英露通商條約ノ效力發生迄有效ナリ

(二)兩國ハ六ヶ月ノ豫告ヲ以テ本條約ヲ廢棄スルヲ得

4.12 ナ

外務省

調一0215

0207

大臣
政務次官
次官
參與官

秘

歐米局長
第一課

日本共產黨事件首腦者ニ對スル豫審
決定書內容要領

歐米局 第一課

要再回

外務省

目次

- (一) 第二次日本共產黨成立ノ経緯
- (二) 第二次日本共產黨ノ活動狀況
- (三) 日本共產黨事件首腦者ノ活動狀況
 - (イ) 徳田球一
 - (ロ) 佐野學
 - (ハ) 荒畑勝三
 - (ニ) 佐野文夫
 - (ホ) 北浦千太郎
 - (ヘ) 福本和夫
 - (ト) 野中參三

外務省

調一0215

0208

(イ) 中尾勝男
(ロ) 其ノ他

外務省

4.12 ナ

(赤枠紙)ト

日本共産黨事件首腦者ニ對スル豫審決定書内容要領

東京地方裁判所ニ繫屬中ナリシ日本共産黨事件首腦者ノ豫審ハ昭和五年四月八日決定シ右決定書ハ同二十八日各被告人ニ送達サレタルカ右決定書ノ内容概要左ノ如シ

(一) 第二次日本共産黨成立ノ経緯

一、大正十一年七月成立シタル第一次日本共産黨ハ同十二年六月ノ檢舉竝同九月ノ關東大震災ニ依リ黨員大多數ヲ失ヒ同黨ハ事實上潰滅状態ニ陥リタル爲同十三年二三月頃殘存幹部ハ大森ニ會合シテ一先ツ解黨スル旨議決シタルカ其ノ後在上海「コミンテルン」極東部長(「ウ・オイチンスキー」)ヨリ屢々解黨ノ誤謬ヲ指摘シ黨ノ再組織ヲ懲慝シ來リタルヲ以テ大正十四年一月及五月佐野學等

外務省

3.7

決定書中ニハ名ヲ明示セズ

第一次日本共産黨ノ解黨ト再組織問題

調一0215

0209

上海「テ
ーゼ」

「コムニ
スト、グ
ループ」
ノ組織確
立
「コミン
テルン」
駐日代表
トノ接觸

※決定書中ニ名
ヲ明示セス

數名ノ幹部上海ニ會合シ「コミンテルン」代表ト共ニ黨再組織ノ
問題ヲ協議スル所アリ其ノ結果所謂上海「テーゼ」(一月及五月
兩「テーゼ」)ヲ採擇スルニ至レリ
二、佐野學歸朝後渡邊政之輔、德田球一等解黨反對者ハ同十四年八月
府下落合町佐野學方ニ會合シ上海「テーゼ」ニ準據シテ黨ノ再組
織ニ關スル運動方針ヲ決定スルト共ニ「コムニスト、グループ」
ノ組織ヲ確立シ(「コミンテルン」ニ加入ヲ承認セラル)同時ニ
「コミンテルン」駐日代表(「イアンソン」)ト接觸ヲ保チ種々
運動上ノ指令並財政的援助ヲ受ケ黨再組織ノ準備著シク進捗シ大
正十五年三月頃ニハ「グループ」構成員約三十名同年八月頃ニハ
遂ニ約六、七十名ヲ數フルニ至レリ

(赤梓紙)ト

外務省

3.7

德田球一
露都ヨリ
歸リ莫斯科
科「テー
ゼ」ヲ傳

黨創立大
會

第二次日
本共產黨
ノ成立

三、是ヨリ先キ大正十五年一月本邦ニ於ケル運動情勢ヲ「コミンテル
ン」ニ報告ノ爲德田球一露都ニ派遣セラレタルカ同人ハ大正十五
年六月歸朝シ日本共產黨ノ運動方針ニ關スル所謂莫斯科「テーゼ」
ヲ傳ヘタリ依テ「グループ」六群馬縣下ニ擴大「ビューロー」會議
ヲ開催シテ右「テーゼ」ヲ承認シ翌年二月ヲ期シ黨創立大會ヲ開
催スルニ決シタルカ其ノ後九月ニ至リ「コミンテルン」ヨリ大會
期日繰上ノ指令ニ接シタルヲ以テ更ニ其ノ準備ヲ急キ特別委員會
ヲ設ケテ専ラ之ニ當ラシメ遂ニ同年十二月四日ニ至リ山形縣下五
色溫泉ニ於テ佐野文夫、福本和夫、渡邊政之輔等十七名ノ幹部極
秘裡ニ黨創立大會ヲ開キ立黨宣言、組織、規約、運動方針等ヲ議
決シ渡邊政之輔、佐野文夫、福本和夫等ハ中央委員ニ選任セラレ

(赤梓紙)ト

外務省

3.7

調一0215

0210

黨幹部ト
「コミン
テルン」
駐日代表
トノ意見
相違

黨代表者
ノ入露

「コミン
テルン」
日本共産
黨政綱十
三條ヲ

茲ニ第二次日本共産黨正式ニ成立スルニ至レリ

(一) 第二次日本共産黨活動狀況

一、前記五色温泉ニ於テ採擇サレタル立憲宣言、組織、規約、運動方針等ハ所謂福本「イズム」ノ影響ヲ受クル所大ナシカ駐日「コミンテルン」代表之ニ反對ノ見解ヲ有シ居リタルノミナラス黨内ニモ亦意見ノ對立アリ旁々「コミンテルン」カ右大會ノ決定ヲ認容スルヤ否ヤ頗ル疑問ナリシヲ以テ黨ハ其ノ代表者ヲシテ直接「コミンテルン」幹部ト意見ノ交換ヲナサシムル必要ヲ認メ翌昭和二年三、四月頃福本和夫、徳田球一、渡邊政之輔等黨代表者七名ヲ莫斯科ニ派遣シ「コミンテルン」幹部ニ對シ五色大會ノ顛末、本邦ニ於ケル労働運動ノ情勢等ニ關シ報告セシメタルカ「コミンテ

(赤梓紙)ト

外務省

日光會議
ニ於テ「
コミンテ
ルン」ノ
「テーゼ」
ヲ承認ス
黨ノ建直

府縣會議
員選舉、
對支出兵
況太平洋

ルン」ハ黨從來ノ指導理論ノ誤謬ヲ指摘是正スルト共ニ黨ノ採用スヘキ十三ヶ條ノ政綱(君主制ノ廢止ヲ含ム)ヲ授ケタリ

(赤梓紙)ト

入露黨代表者ハ昭和二年十一月歸國シタルカ同年十二月一日黨幹部日光山中ニ秘密報告會(所謂日光會議)ヲ開催シ「コミンテルン」授與ノ「テーゼ」ヲ承認シ其ノ後右「テーゼ」ニ從ヒテ黨ノ樹直(所謂再組織)ヲ行ヒ今後ノ方針トシテ労働者大衆ヲ重要視シ工場細胞ヲ以テ黨ノ基礎組織トナスニ決シ同時ニ中央機關紙「赤旗」ヲ發行スルト共ニ各地方委員會及細胞等ヲシテ各々機關紙或ハ工場新聞ヲ發行セシメタリ

ニ次ニ黨ノ政治的活動ヲ見ルニ昭和二年九月ノ府縣會議員選舉ニ際シテハ地方分權^権モ自治權ノ伸張モ労働者農民ニ對スル欺瞞政策ニ

外務省

労働會議
等ニ對ス
ル運動

總選舉ニ
於ケル活
動

過キストナシ當時擡頭シタル農民運動、青年請願「デー」運動及
婦人運動等ヲ極力支持利用スル所アリタルカ次テ田中内閣ノ山東
出兵トナルヤ之ヲ非難スル對支非干涉同盟運動ヲ支持シ汎太平洋
労働會議ニ對シ代表者ヲ派遣スルノ議左翼労働組合内ニ起ルヤ又
之ニ對シ種々ノ指令ヲ與フル所アリ

又昭和三年二月施行ノ總選舉ニ對シテハ選舉統制委員會ヲ設置シ
選舉「アジテーター」、選舉「オルガナイザー」ヲ任命スルト共
ニ共產黨ハ「ブルジョア」國家機構ヲ内部ヨリ破壊スル爲議會ニ
參加スルヲ要スル旨ノ「スローガン」ヲ掲ケ一面自黨ノ候補者ヲ
立テテ選舉運動ヲナスト同時ニ選舉戰ヲ利用シテ黨ノ政治的影響
ノ擴大竝其ノ組織ノ強化ニ努メタリ

(赤俵紙)

外務省

3.7

第一次日本
共產黨ノ
組織ニ參劃
上海會議
ニ參加
入露及莫
斯科「テ
フゼ」ヲ
傳フ

「コミン
テルン」
極東民族
大會ニ出
席

(三)日本共產黨事件首腦者ノ活動狀況
(イ)徳田球一
一、大正九年判檢事登用試験ニ合格シ同十年辯護士ヲ開業ス
二、同十一年「コミンテルン」極東民族大會ニ出席シ日本共產黨組織
ノ命ヲ受ケテ歸國シ同十一年七月荒畑勝三等ト相謀リ第一次日本
共產黨ヲ組織シ同十二月六日ノ檢舉ニ依リ拘禁サレシモ後釋放サ
ル
三、大正十四年一月及五月ノ上海會議ニ參加シ歸朝後「コムニスト」
グループノ組織確立ニ參劃ス
四、「コムニスト」グループヲ代表シテ大正十五年一月莫斯科ニ到
着シ同三月迄「コミンテルン」日本委員會、極東部小委員會、「

(赤俵紙)

外務省

3.7

調一0215

0212

刑ノ執行
黨代表ト
シテ入露

「プロフインテルン」、
「キム」ノ諸會合ニ數回出席シテ本邦勞働
運動ノ情勢ヲ報告シ莫斯科「テーゼ」ヲ與ヘラレテ歸朝ス
大正十五年六月群馬縣下ノ擴大「ビュ
ドロー」會議ニ出席シ莫斯
科「テーゼ」ヲ審議シ之ヲ承認ス
六第一次日本共產黨事件ニ關リ禁錮十月ニ處セラレ昭和二年一月滿
期放免ナル

七昭和二年黨代表トシテ福本和夫等ト共ニ入露シ「コミンテルン」
幹部ト協議シ同十二月歸國ス

(ロ)佐野學

八大正六年帝大法學部ヲ卒業シタルカ在學中ヨリ新人會ノ創立、水
平社ノ組織等實際運動ニ携ハル

外務省

(赤梓紙)ト

3.7

第一次日
本共產黨
ニ加入ス

「コミン
テルン」
第五回大
會ニ出席
上海會議
ノ開催

刑ノ執行

ニ大正十一年頃荒畑勝三ノ勸誘ニ依リ第一次日本共產黨ニ加入シタ
ルモ翌十二年六月ノ檢舉ヲ豫期シ浦潮ニ逃ル

三次テ黨ヲ代表シテ莫斯科ニ赴キ「コミンテルン」東洋部員トナリ
其ノ第五回大會ニ列シ翌十三年九月「コミンテルン」ヨリ日本共
産黨再組織ノ指令ヲ受ケテ上海ニ到リ日本内地ノ同志ト聯絡ヲ執
リ解黨反對ヲ強調シ「コミンテルン」代表又ハ「プロフインテル
ン」代表ト協議ノ上其ノ翌十四年一月及五月ノ上海會議ヲ開催ス
四同年七月内地ニ歸リ徳田球一、荒畑勝三等ト共謀シテ「コムニス
ト、グループ」ヲ確立ス

五次テ第一次日本共產黨事件ニ因リ禁錮十月ニ處セラレ翌十五年三
月刑ノ執行ヲ受ケ昭和二年一月滿期放免サル

(赤梓紙)ト

外務省

3.7

調一0215

0213

日光會議

「コミンテルン」第六回大會ニ出席ス

六、爾來黨中央委員、無產者新聞主筆トシテ黨ノ樞機ニ參與ス

七、昭和二年十二月入露黨代表ノ報告聴取ノ爲日光會議開催サルルヤ留守中央委員ノ一人トシテ之ニ出席シ「コミンテルン」ノ與ヘタル新方針ニ關シ討議ノ上之ヲ承認スルニ決ス

八、昭和三年三月上海ニ渡航シタルカ其ノ後三月十五日ノ第一次一齊檢舉ヲ知り汎太平洋労働組合會議、支那共產黨並支那「モーブル」ノ各機關紙ニ日本共產黨檢舉抗議ノ記事ヲ掲載セシム

九、昭和三年夏黨代表トシテ市川正一、高橋貞樹等ト共ニ「コミンテルン」第六回大會ニ出席シ黨ノ再組織其ノ他ノ問題ヲ協議シ又「コミンテルン」執行委員及同幹部會員ニ選任サル

十、昭和三年十、十一月頃「クートヴェー」在學邦人服部外三名ニ

(赤梓紙)ト

外務省

3.7

第一次日本共產黨ノ組織

上海會議ニ出席ス

對シ黨ヲ再組織セシムル目的ヲ以テ歸國セシム

十一、昭和三年十二月三十日莫斯科出發獨逸、印度經由ノ上上海ニ歸還シ同地ニ於テ黨大會其ノ他ニ關シ策動中昭和四年六月逮捕サル

(ハ)荒畑勝三

十二、大正十一年德田球一等ト相謀リ第一次日本共產黨ヲ組織シ次テ黨代表トシテ莫斯科ニ赴キ「コミンテルン」ト接觸シタルカ黨員大檢舉ノ報ニ接シテ歸國シ解黨決議等ニ參與ス

十三、大正十三年三月上海ニ赴キ「コミンテルン」代表ニ對シ解黨ノ報告ヲナシタル處同人ヨリ黨ノ再組織ヲ勸告サレテ歸國ス

十四、大正十四年一月佐野學、德田球一、佐野文夫等ト上海會議ニ出席ス

(赤梓紙)ト

外務省

3.7

刑ノ執行

四 大正十五年八月第一次日本共産黨事件ニ因リ禁錮十月ニ處セラレテ刑ノ執行ヲ受ケ昭和二年一月満期放免サル

(二) 佐野文夫

一 帝大文科ヲ中途退學シ大正十二年勸誘ヲ受ケテ第一次日本共産黨

ニ加入ス

二 大正十四年一月上海會議ニ參加シ次テ「コムニスト、グループ」

ニ加入ス

三 大正十五年十二月四日五色温泉ニ於ケル創立大會ニ出席ス

四 昭和二年四月頃黨代表トシテ入露シ「コミンテルン」幹部ヨリ黨

活動上ノ方針ヲ授ケラレテ歸國ス

五 昭和二年十二月ノ日光會議ニ出席ス

(赤 梓 紙) ト

第一次日
本共産黨
ニ加入ス
上海會議
ニ出席
黨代表ト
シテ入露
ス
日光會議
ニ出席

外 務 省

3.7

(四) 北浦千太郎

一 大正十三年「クートヴエー」ヲ卒業ス

二 大正十四年八月頃「コムニスト、グループ」ノ組織確立ニ參與シ

「コミンテルン」日本派遣員ト數回會見シテ其ノ指導ヲ受ケ又無

産者新聞ノ編輯ニ従事ス

(一) 福本和夫

一 大正九年帝大法學部ヲ卒業シニケ年歐米留學後高等學校教授ニ任

セララル

二 大正十五年六月「コムニスト、グループ」ニ加入シ其ノ共産主義

理論ハ所謂福本「イズム」ノ名ノ下ニ一時黨ノ指導精神トナリタ

リ

(赤 梓 紙) ト

福本「イ
ズム」ノ
優勢

外 務 省

3.7

黨代表ト
シテ入露
日光會議
ニ出席

三 同年十二月四日五色大會ニ出席ス

四 翌昭和二年三月黨代表トシテ入露シ「コミンテルン」ノ諸種ノ會
合ニ出席シ前記批判ヲ受ケ十一月下旬歸國シ同年十二月日光山中
ノ報告會ニ出席ス

(ト)野中參三

一 慶大理財科卒業後英國ニ留學シ大正十一年歸朝スルヤ間モナク勞
働組合友愛會ニ加入ス

二 大正十四年「コムニスト、グループ」ニ加入ス

(チ)中尾勝男

一 甲種商業學校卒業後ニシテ出版従業員組合等ニ加入ス

二 大正十五年一月頃「コムニスト、グループ」ニ加入ス

(赤梓紙)ト

外務省

3.7

(赤梓紙)ト

三 大正十五年十二月五色大會ニ出席ス

四 昭和二年春黨代表トシテ入露シ「コミンテルン」ヨリ批判ヲ受ケ
テ歸國ス

五 同年十二月日光會議ニ出席ス

(リ)其ノ他

其ノ他杉浦啓一、志賀義雄、門屋博、松尾直義、河田賢治、南喜一、
村尾薩男、淺野晃、平井直、入江正二、唐澤清八、片山峰登、齋藤
久雄、大島英夫、中野尙夫、湊七良、菊田善五郎、水野成夫、喜入
虎太郎、岸本茂雄、中村義明、是枝恭二、内垣安造、今野健夫、西
雅雄、水野秀夫、小西茂國、渡邊政之輔、日下部千代一ノ豫審決定
シタルカ中渡邊及日下部ノ兩人死亡ニ依リ公訴棄却トナリタル外前

外務省

3.7

調一0215

0215

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

http://www.jacar.go.jp

記被告三十五名總テ公判ニ付セラレタリ

外務省

4.12

上海一月
「テーゼ」

(註一) 上海一月及五月「テーゼ」要領
(二) 上海一月「テーゼ」要領

(大正十四年一月佐野學外數名上海ニ會合シ
極東部長ト謀議ノ結果決定シタルモノ)

日本共産黨解黨ノ主要原因ハ同黨指導者カ大衆ヲ基礎トセス個人
關係ヲ辿リテ黨員ヲ結合シタルコト及黨ヲ指導スルニ當リ專ラ觀
念的抽象的理論ニ依リタル誤謬ニ在ルヲ以テ日本共産主義者ノ緊
急任務ハ「コミンテルン」日本共産黨綱領草案ヲ中心トシテ共産
黨ヲ組織シ一面日和見主義及專制主義ト鬭争シ且自由主義ヲ克服
スルト共ニ從來ノ個人中心主義ヲ止メテ大衆ノ間ニ積極的活動ヲ
開始シ以テ黨ヲ細胞ノ基礎ノ上ニ再建スルニ在リ

外務省

4.13

上海五月
「テーゼ」

(二) 上海五月「テーゼ」要領

(大正十四年五月佐野學外二名上海ニ會合シ
決定シタルモノ)

日本共產主義者ノ緊急任務ハ廣汎ナル未組織大衆ヲ労働組合ニ組織スルト共ニ機關新聞及雜誌ヲ發行シテ大衆ノ共產主義的教育ヲ行ヒ當面ノ「スローガン」トシテハ

(イ) 革命的日常闘争ニ依ル大衆ノ獲得

(ロ) 労働組合ノ自由

(ハ) 無産政黨ノ建設

(ニ) 極東労働者ノ團結

等ノ實現ヲ期スルヲ要スルモノトス

外務省

4.12 +

組織「テ
ーゼ」

(一) 組織「テーゼ」要領

(イ) 共產黨ハ工場細胞ヲ基礎トシテ労働者農民ノ団体内ニ「フラク
ション」ヲ形成スルコト

(ロ) 「コムニスト、グループ」ハ將來ノ共產黨員獲得ノ爲労働者農
民中ノ戦闘的分子ヨリ候補者及「フアンクショナルリー」(方針
實行者)ヲ舉クルコト

(註二) 黨ノ再組織ニ關スル運動方針要領

(大正十四年八月佐野學、徳田球一、北浦千太郎等上海

「テーゼ」ニ準據シテ黨ノ再組織ニ關スル運動方針ト

シテ組織「テーゼ」及無産政黨「テーゼ」ヲ決定シタ

リ)

外務省

4.12 +

調一0215

0218

無産政黨
「テーゼ」

(ハ)中央委員會直接ノ指導下ニ政治委員會、産業部(労働組合部)、農業部、組織部、婦人部、事務係ヲ設ク
(ニ)中央委員會ハ「コミンテルン」ト同シク支那及朝鮮共產黨ノ執行委員會トモ聯絡スヘキコト

(三)無産政黨「テーゼ」要領

一、無産政黨内ノ左翼ハ

(イ)當面ノ「スローガン」トシテ新選舉法ニ依ル總選舉ノ即時施行
(ロ)繼續的「スローガン」トシテ労働者農民政府ノ樹立ヲ掲クヘク

ニ、共產主義「グループ」ノ任務ハ社會民主主義者等ヲ排撃シ大衆

外務省

4.12 +

ヲ動員シテ無産政黨内ニ共產主義分派ヲ形成スルニ在リ
ニ、無産政黨内ノ左翼ハ黨ノ幹部ヲ占メ眞ノ「プロレタリア」黨ハ
共產黨ノミナルコトヲ意識スルヲ要ス

外務省

4.12 +

調一0215

0219

(註三) 莫斯科「テーゼ」要領

(大正十五年六月徳田球一莫斯科ヨリ歸國シテ傳ヘタルモノ)

日本共產主義者「グループ」ハ「コミンテルン」ノ方針ニ基キテ
即時共產黨ノ再建ニ全力ヲ集中スルト共ニ他面労働政黨内ニ黨「
フラクシヨ」ヲ形成シ其ノ領導權ヲ握リテ之ヲ共產黨ノ支配下
ニ置クヘク一方共產黨ハ労働者農民ノ日常要求及闘争ニ積極的ニ
参加スヘシ

外務省

4.12 ナ

立憲宣言

(一) 立憲宣言要領

(註四) 日本共產黨成立ノ際ニ於ケル立憲宣言及規約要領
(大正十五年十二月四日五色温泉ニ於テ採擇シタルモノ)

明治維新以後ニ於ケル資本主義ノ發達、「プロレタリア」ノ抬頭
等ヲ敘述シタル後日本帝國主義ハ世界帝國主義ト提携シテ亞細亞
殖民地解放運動ノ彈壓ニ参加シツツアルヲ以テ我「プロレタリア」
ハ世界帝國主義ノ打破ト世界革命遂行ニ對シ重要ナル使命ヲ負フト
ナシ國內ニ於テハ「ブルジョア」ノ支配、專制的遺制等ヲ打破シ
テ經濟上政治上ノ徹底的變革遂行ヲ期セサルヘカラストナスモノ
ナリ

黨規約要領

(二) 黨規約要領

外務省

4.12 ナ



黨規約ハ(一)黨ノ名稱及「コミンテルン」トノ關係(二)黨ノ組織方針
(三)大會(四)中央委員會(五)地方委員會(六)黨細胞(七)黨員ノ加入條件(八)統
制委員會(九)黨外團體(十)懲罰ニ關シ規定シタルモノナリ

外務省

4.12 ナ

(註五)「コミンテルン」本部ヨリ日本共產黨幹部ニ與ヘタル「テ
ーゼ」要領

(昭和二年七月福本和夫等七名ノ幹部ニ與ヘ
タルモノ)

「テーゼ」要領

太平洋ニ於ケル帝國主義諸國ノ葛藤、日本ニ於ケル資本主義ノ發
達狀勢ヲ述ヘタル後共產黨ハ「プロレタリア」ノ領導權ヲ確立シ
其ノ獨立性ヲ保持シツツ「ブルジョア」及地主ノ反動的團結ニ對
抗スルト共ニ黨内部ニ於テハ同志星(山川均)ノ解黨主義的傾向
及黒木(福本和夫)ノ分離結合論ヲ克服スルヲ要シ中心「スロー
ガン」トシテハ
「労働者農民ノ政府」

外務省

4.12 ナ

調一0215

0221

- ニ「プロレタリア」獨裁
- ヲ掲ケ又當面ノ「スローガン」トシテハ
- 一帝國主義的戦争ノ危険ニ對スル闘争
- ニ支那革命不干涉
- ニ「ソ」聯邦ノ擁護
- ニ植民地ノ獨立
- ニ君主制ノ廢止
- ニ議會ノ解体
- ニ十八歳以上ノ男女普通選舉權獲得
- ニ言論出版集會結社ノ自由
- ニ一切ノ反労働者法ノ撤廢

外務省

4.12ナ

組織「テ
ゼ」

十、失業保險

十一、八時間労働制ノ樹立

十二、宮廷、寺院、地主等ノ土地無償沒收

十三、累進所得税

十四、掲クルヲ要ストナシタルモノナリ

(二)組織「テゼ」要領

日本共産黨ハ「プロレタリア」大衆ノ總意欲求ヲ反映セシメ黨ノ基礎ハ之ヲ工場細胞ニ置キ黨ノ建直ニ際シテハ先ツ第一ニ工場細胞ヲ確立シ之ヲ基礎トシテ鞏固ナル黨ヲ大衆的規模ニ建設シ今日ノ日本ニ於テハ日常活動ノ大部分ヲ非合法的ニ遂行スルノ外ナキ状態ニ在ルヲ以テ些細ナル合法性モ余ス所ナク之ヲ利用スルト其

外務省

4.12ナ

調一0215

0222

鞏固ナル非合法機關ヲ設置シ二名以上ノ黨員存在スル黨外團體ニ
ハ必ス黨「フラクシヨン」ヲ確立シ之ヲ實質的ニ指導スルヲ要ス

外務省

4.12 7

昭和五年五月

日本共産黨事件年表

歐米局第一課

外務省

4.3

(赤紙) 1

調一0215

0223

昭和五年五月五日歐米局第一課調

日本共産黨事件年表

(一) 日本共産黨成立ノ経緯

大正十一年 第一次日本共産黨成立ス

大正十三年 第一次日本共産黨解散ス

大正十四年 一月及五月 佐野學、德田球一、佐野文夫等上海ニ於テ日本共産黨再組織ニ關スル協議會ヲ開催シ所謂上海「テーゼ」ヲ採擇ス

大正十四年 八月 佐野學歸京後渡邊政之輔、德田球一等ノ解黨反對者ニ依リテ日本共産黨再組織ニ關スル運動方針ヲ定ム

大正十四年 九月廿四日 共産黨ノ組織宣傳ニ利用スヘク佐野學主筆トナリ無産

外務省

4.3

(赤 紙) イ

大正十五年 一月 著新聞ヲ發刊ス

大正十五年 六月下旬 德田球一日本ニ於ケル運動情勢ヲ「コミンテルン」ニ報告ノ爲莫斯科ニ赴ク

大正十五年 九月初旬 德田球一莫斯科ヨリ歸國シ日本共産黨ノ運動方針(所謂莫斯科「テーゼ」)ヲ傳フ

大正十五年 十二月三日 日本共産黨ヲ至急組織スヘキ旨ノ指令「コミンテルン」ヨリ來リ特別委員會ヲ設置シテ其ノ準備ヲ進ム

大正十五年 十二月四日 福島縣下穴原温泉旅館ニ於テ黨創立大會ニ關スル準備ノ爲中央委員會ヲ開催ス

大正十五年 十二月四日 山形縣南置賜郡五色温泉宗川旅館ニ於テ佐野文夫議長トナリ日本共産黨創立大會ヲ開催ス

外務省

4.12 ナ

昭和二年
一月中旬

昭和二年
五月

昭和二年
七月十五日

(一) 日本共産成立後ニ於ケル活動状況

中央委員會ヲ開催シ日本共産黨ノ成立報告及運動方針
協議ノ爲「コミンテルン」ニ代表者ヲ派遣スルコトヲ
決定ス
徳田球一、福本和夫、渡邊政之輔等黨ノ代表七名入露
ス
莫斯科ニ於テ日本問題ニ關スル「コミンテルン」ノ特
別委員會ヲ開催シ日本共産黨ノ運動方針ノ「テーゼ」
ヲ決議ス（日本共産黨出席者渡邊政之輔、鍋山貞親、
徳田球一、中尾勝男、河合悦三、福本和夫、佐野文夫、
通譯高橋貞樹）

外務省

4.3

昭和二年
十一月下旬

昭和三年一
月ヨリ二月

(二) 第一次一齊檢舉並其ノ後ノ状況

同時ニ日本共産黨中央委員並候補者ノ指名アリ（中央
常任委員ニ指名セラレタル者渡邊政之輔、佐野學、荒
畑勝三、市川正一、鍋山貞親）
日光山中ニ於テ入露歸朝中ノ「コミンテルン」ニ於ケ
ル決議採擇状況報告會ヲ開催シ（所謂日光會議）右「
テーゼ」ヲ承認スルコトニ決ス
衆議院議員總選舉ニ際シ徳田球一外十名労働農民黨候
補者トシテ立候補ス選舉中綱領其ノ他ヲ謄寫版摺トシ
テ東京、名古屋、京都、岡山、大阪、神戸等ノ大都市
ニ於テ撒布ス

外務省

4.12

調一0215

0225

昭和三年
三月十五日

昭和三年三月十五日拂曉ヲ期シ全國一齊ニ第一次檢舉
ヲ實行ス(所謂三、一五事件)六月迄ノ起訴者四五〇
人(昭和三年六月十日現在數)ニ達シ中堅幹部以下大
多數ヲ檢舉ス

昭和三年
四月八日

檢舉後黨再組織ノ爲ニ活動シタル中央事務局員中尾勝
男、淺野晃、門屋博檢舉セラレ移動事務所全ク潰滅ス
四月以降再組織ニ從事シタル中央事務局員岩田義道、
關東地方委員長河合悦三相次テ檢舉セラレ再ヒ中央事
務局潰滅ス(彼等ハ八月ノ變若ハ八月事件ト稱ス)其
ノ後中央首脳部員渡邊政之輔、鍋山貞親東京ヨリ逃走
ス

昭和三年
八月七日

外務省

4.3

昭和三年
九月十日

渡邊政之輔、鍋山貞親兩名相携ヘテ支那上海ニ向テ逃
亡ス

昭和三年
十月二日

右兩名逃走後後事一切ヲ托サレタル三田村四郎ノ隠家
ヲ襲ヒタルニ同人ハ警察官ヲ射撃逃走ス翌三日三田村
ト共ニ運動シ居リタル國領伍一郎ヲ逮捕シ黨ノ活動ヲ
一先ツ屏息セシム(彼等ハ之ヲ十月ノ變又ハ十月事件
ト稱ス)

昭和三年
十月六日

黨常任中央委員長タリシ渡邊政之輔臺灣ニテ警察署ニ
同行ノ途同行警察官ヲ射撃ノ上自殺ス

(四)市川正一ノ歸朝ト黨再組織運動ノ開始

「コミンテルン」第六回大會ニ出席シタル市川正一歸

昭和三年
十月下旬

外務省

4.12

調一0215

0226

昭和三年
十二月
昭和四年
三月十八日
昭和四年
三月廿一日
昭和四年
三月廿八日
昭和四年
四月十六日
昭和四年
四月廿七日
九日

シ黨ノ再組織ニ着手ス

組織部政治部ヲ確立シ再組織運動進展ス

東京地方「オルガナイザー」菊地克巳逮捕サル

中央事務局政治部員砂間一良逮捕サル

中央事務局組織部員間庭末吉逮捕サル

(五)第二次一齊檢舉並其ノ後ノ狀況

前記中央部員ノ檢舉ニヨリ黨ノ組織判明シタルヲ以テ
昭和四年四月十六日拂曉ヲ期シ第二次一齊檢舉ヲ實行
ス

同年四月二十七日中央首脳部市川正一ヲ其ノ潛居ニ於
テ逮捕シ次テ翌々二十九日早朝遊興中ノ鍋山貞親、三

外務省

43

昭和四年
六月十六日

田村四郎ヲ逮捕ス

當時佐野學ハ上海ニ滞在シ日本共產黨ト「コミンテル
ン」トノ連絡ノ衝ニ當リ且日本共產黨ノ組織ヲ密カニ
指導シツツアリタルカ昭和四年六月十六日同人ヲ上海
ニ於テ支那警察官ノ手ニヨリ逮捕シ八月其ノ引渡ヲ受
ク

昭和五年
一月十九日

在露田中大使ヲシテ「カラハン」ヲ往訪セシメ在本邦
「ソ」聯邦大使館員「イアンソン」、上海駐在副領事
「ウイエルデ」其ノ他各地勞農官憲カ日本共產黨ニ對シ
各種ノ支援ヲ與ヘタルコトハ日露基本條約第五條ノ違
反ナル旨竝「コミンテルン」カ日本共產運動ヲ指導シ

4.12 ナ

外務省

調一0215

0227

昭和五年
三月十六日

タル事實尙今後ニ亘リ繼續セララルルニ於テハ兩國ノ國
交ニ^累及ホスヘキコト重大ナルモノアルヘキ旨ヲ以
テ嚴重抗議セシメタル處「カラハン」ハ之ニ對シ「コ
ミンテルン」ハ政府ト無關係ナル私的團體ナルヲ以テ
之ニ勢力ヲ及ホシ難キモ聯邦官憲ノ行動ニ關シテハ由
々シキ事件ナルヲ以テ直ニ調査スヘキ旨回答ス
三月十六日「カラハン」ハ往訪ノ田中大使ニ對シ「イ
アンソン」及「ウイ ルデ」ハ共ニ全然事實ヲ否認シ居
ルモ政府ハ兎モ角兩人ヲ免職スル意嚮ナル旨述べ
四月八日東京地方裁判所ニ於テ徳田球一、佐野學、佐
野文夫、荒畑勝三、福本和夫、中尾勝男、渡邊政之輔

外務省

4.12 ナ

昭和五年
五月五日

等黨ノ首腦者三十七名ノ豫審決定シ内三十五名公判ニ
附セラル（渡邊外一名ハ死亡ニ因リ公訴棄却サル）
第二次日本共產黨事件關係者中起訴セラレタル者昭和
五年五月五日現在九百九十八名ニ達シ繫屬裁判所總數
三十二ヶ所、豫審ヲ終結シ公判ニ附セラレタル者總數
六百三十六名ニ達ス

外務省

4.12 ナ

調一0215

0228

同...

東欧及巴爾幹諸國ノ同盟又ハ保障條約關係

昭和五年五月歐米局第一課

締約國	條約ノ名稱	調印年月日	更新年月日	備考
「チエコ」 「ユーゴースラヴィア」	同盟條約	一九二〇年八月四日	一九二〇年八月三十一日	洪牙利ニ對ス
「チエコ」 「羅馬ニア」	防禦同盟條約	一九二〇年四月三日	一九二〇年五月九日	洪牙利ニ對ス
「羅馬ニア」 「ユーゴースラヴィア」	防禦同盟條約	一九二〇年七月廿七日	一九二〇年九月九日	洪牙利及勃牙利ニ對ス
波蘭佛國	政治協定 (事實ハ同盟條約)	一九二〇年四月十九日		總テノ外部的 攻撃ニ對ス

外務省

4.12 +

其
他

「チエコ」 佛同盟及修好條約	「ロカルノ」 條約	一九二〇年八月一日		獨逸ニ對ス
波蘭羅馬尼亞 保障條約 (註)		一九二〇年六月二日		總テノ外部的 攻撃ニ對ス
「アルバニア」 防禦同盟條約		一九二〇年七月二日		總テノ外部的 攻撃ニ對ス
(註) 波蘭羅馬尼亞間ニハ 「ソ」聯邦ニ 對スルモノアリタル 處一九二〇年三月 ニハ印ノ同盟條約 ノ廢棄シテ保障條 約ヲ締結スルト共ニ 其ノ範圍ヲ擴張シテ 總テノ外部的攻撃ニ				

外務省

4.12 +

調一0215

0229

對スルモノトナス

外務省

極秘

支那共産黨ノ現狀

昭和五年六月二十五日歐米局第一課

(一) 概説

支那共産黨略史

「支那共産黨ハ「コミンテルン」所屬ノ各國政黨中「ソヴエト」聯邦（黨員約百六十六萬人）、「チエコ、スロヴァキア」（黨員約十七萬人）、獨逸（黨員約十五萬人）ニ次ク有力ナル共産黨ニシテ客年六月二十六日露紙「イズヴェスチヤ」ニ依レハ同黨ハ現在黨員約十三萬三千人ヲ有スル趣ナルモ同黨ノ發達ハ比較的最近ノコトニ屬シ一九二五年五卅事件當時ニ於テハ黨員僅々九百人ニ過キサリシ有様ナリ同黨カ短時日ノ間ニ斯クノ如ク急速ナル發達ヲ遂ケタルハ主トシテ前記五卅事件當時ヨリ一九

支那共産黨

支那共産黨略史

對スルモノトナス

外務省

極秘

支那共產黨ノ現狀

昭和五年六月二十五日歐米局第一課

(一) 概説

支那共產黨略史

「支那共產黨ハ「コミンテルン」所屬ノ各國政黨中「ソヴェエト」聯邦（黨員約百六十六萬人）、「チエコ、スロヴァキア」（黨

五萬人）ニ次ク有力ナル共產

本調書ハ日本共產黨事件被告人ノ供述ヲ

イズヴェスチヤニ依レハ同

主タル資料トシテ作成シタルモノナリ

スル趣ナルモ同黨ノ發達ハ比

較的最近ノコトニ屬シ一九二五年五卅事件當時ニ於テハ黨員僅々九百人ニ過キサリシ有様ナリ同黨カ短時日ノ間ニ斯クノ如ク急速ナル發達ヲ遂ケタルハ主トシテ前記五卅事件當時ヨリ一九

極秘

廣東事件
カ共產黨
ニ與ヘタ
ル打撃

二七年十二月ノ廣東共產黨暴動事件ニ至ル迄約二年半ノ間同黨
カ半合法的存在ヲ有シタル結果ナリ

廣東事件ハ支那共產黨ニ多大ナル痛手ヲ負ハシメ同國共產運動
ハ之ヲ一轉機トシテ退潮時代ニ入りタリトモ稱シ得ヘキ處其主
タル原因ハ

- (イ) 從來共產黨カ半合法的存在ヲ有シタル時代ニ投機的ニ入黨シ
タル分子カ廣東事件以後相次テ脱黨シタルコト
- (ロ) 革命失敗ノ悲觀的情緒黨員間ニ漲リ志氣爲ニ著シク沮喪シタ
ルコト

(ハ) 「ブルジョア」ヲ背景トスル國民黨カ一先ツ支部ノ統一ヲ完
成シタル爲支那「ブルジョア」ハ尙革命性ヲ有シ居レリトノ

右翼的思想共產黨内部ニ擡頭シタルコト
等ナルカ如シ

此等諸種ノ原因ニ依リ爾來同黨ハ党内ニ幾多ノ難問題ヲ控フル
ニ至リ幹部ハ此等ノ整理ニ忙殺セラレ同黨現下ノ最重要問題ハ
寧ろ党内關係ニ在リトモ見得ヘキ状態ナリ

⇒ 廣東事件ハ斯クノ如ク支那共產運動ニ一轉機ヲ與ヘタルカ「コ
ミンテルン」及支那共產黨ハ同事件ヲ目シテ「退兵期ノ英雄的
殿戦」ト稱シ居レルモ亦前記意味ヲ示スニ外ナラス而シテ今日
ニ於ケル黨ノ活動方針ヲ見ルニ要スルニ

支那共產
黨今日ノ
活動方針

(イ) 党内問題ヲ整理シテ思想的並組織的ニ黨ノ完全ナル統一ヲ實
現スルコト



(四) 汎ユル日常闘争ニ参加シテ大衆ヲ獲得スルコト
ノ二點ニ在ルモノノ如ク最近ニ於ケル上海其ノ他ノ「ストライ
キ」ノ頻發、五卅紀念日及八一赤色日ノ示威運動等ハ共產黨ノ
日常闘争参加政策ノ一端ヲ示スモノト見ルヲ得ヘシ

支那共產黨ハ現在幾多ノ弱點ヲ有シ居レル處今其ノ主ナルモノ
ヲ見ルニ
(イ) 有力ナル黨ノ指導者相次テ斃レ黨ハ現在權威アル指導者ヲ缺
キ居ルコト

(ロ) 黨員中ニ労働者分子ノ過少ナルコト(湖北湖南地方ニ於テ黨
員ヨリ裏切者乃至自首者多數出テタルハ主トシテ同地方黨員
中ニ労働者分子ノ少カリシニ基因スルモノノ如シ)

(ハ) 支那ハ領土廣大ニシテ各省ニ對スル指令ノ傳達甚々困難ナル
コト(例ヘハ廣東事件ニ關シテモ黨中央部ハ其ノ計畫ヲ全然
知ラサリシト云フ)

右傾派問題 (二) 右傾派問題

一 昨年夏莫斯科ニ開催セラレタル「コミンテルン」第六回大會ニ
於テハ各國共產黨ニ對シ右傾派ノ克服ヲ懇願スル旨決議シタルカ
支那共產黨内ニモ亦右傾派ノ問題アリ
今回黨内部ニ右傾派ノ擡頭スルニ至リタル経緯ヲ見ルニ
(イ) 支那カ「ブルジョア」ヲ背景トスル南京政府ニ一應統一セラレ
タルコト

(ロ) 廣東共產黨事件失敗シテ共產黨ノ政權奪取ハ之ヲ近キ將來ニ望

ミ得ヘカラサル状態トナレルコト
等ニ職由スルモノノ如シ

而シテ右傾的傾向ハ主トシテ左ノ二ツノ傾向ニ現ハレタリ

(イ) 國民黨左翼(汪精衛、陳公博等)トノ提携ヲ主張スルモノ

(ロ) 黨ノ指導部ノ方針ヲ以テ嚴ニ過クルモノトナシ黨ノ組織ヲ民主
化ヤシコトヲ主張スルモノ

右傾的傾向ハ尙未タ一ノ分派ヲ形成スルノ域ニ達シ居ラサルモ黨
創立以來ノ指導者タル蔡和森ノ如キ多少漸カル傾向ヲ示スニ至リ
タリト稱セラレ旁々本問題ハ黨幹部トシテモ輕視スル能ハス目下
右傾派ノ打破ニ細心ノ注意ヲ拂ヒツツアリ

(三) 指導原理

支那革命
ノ性質

一 支那革命ノ性質

(指導原理就中革命ノ性質ヲ理解スルハ共產運動上最モ重要ナ
ル事項ニシテ支那共產黨カ同國革命ノ性質ヲ完全ニ理解シタル
ハ比較的最近ノコトニ屬シ即チ武漢政府崩解以後ニ於テナリト
稱セラル)

支那共產黨ノ見解ニ依レハ同國ノ革命ハ第一ニハ帝國主義支配
ヲ顛覆スル民族革命ニシテ第二ニハ國內ノ封建的勢力ヲ排除ス
ル「ブルジョア」民主革命ナリ「ブルジョア」民主革命ト稱ス
ルモ十九世紀ニ歐洲諸國ニ行ハレタルカ如キ「ブルジョア」
ヲ革命力トスルモノニ非スシテ労働者及農民ヲ革命ノ推進力ト

農業革命
(土地革命)

ニ農業革命(土地革命)

スルモノナリ支那ノ「ブルジョア」ハ既ニ革命的性質ヲ失ヒ却テ封建的勢力ト結合シ居ルヲ以テ支那ノ「ブルジョア」民主革命ハ封建的勢力ノミナラス「ブルジョア」ヲモ敵トセサルヘカラス從テ支那革命ハ當然非資本主義的性質ヲ帯ヒ社會主義革命ニ轉化スル可能性ヲ有ス然レトモ支那ニ於テハ資本主義ノ發達程度低ク從テ「プロレタリア」ノ數少キヲ以テ共產黨ハ獨力ニ依リ「ブルジョア」民主革命及社會主義革命ヲ實現スルコト甚タ困難ナリ依テ同黨ハ既ニ社會主義革命ヲ達成セル「ソヴェト」聯邦ノ外資本主義諸國ノ革命的労働者ノ援助ニ依リテ革命ヲ達成セントシツツアルモノノ如シ

支那共產黨ノ見解ニ依レハ支那革命ハ前述ノ如ク對外的ニハ民族革命ニシテ對內的ニハ「ブルジョア」民主革命ナル處「ブルジョア」民主革命ノ主タル内容ハ封建的地主ヲ排除スル農業革命ナリ即チ封建的地主ノ土地ヲ無償沒收シテ之ヲ貧農ニ分配セントスルモノナリ支那ニ於ケル封建制度ノ遺物「軍閥、婦人ノ低キ地位、迷信等」ハ總テ其ノ基礎ヲ農村ノ封建關係ノ上ニ置クヲ以テ農村ノ封建的分子ヲ除去スル農業革命ナクシテハ支那革命ハ到底不可能ナリ

武装暴動

ニ武装暴動

政權奪取ハ武装暴動ニ依リテノミ能ク之ヲナシ得ヘシトナスハ支那共產黨ノ根本方針ナルカ如シ(陳文博、施存統等ハ土地革

「ソヴ
イ
エト」政
治

命、武装暴動ヲ非難シ居レルモ何等之ニ代ハルヘキ具體的方法
ヲ提示シ居ラス)

「ソヴ
イ
エト」政治

支那共産黨ハ廣東共産黨事件ヲ以テ支那革命ノ政治状態カ「ソ
ヴ
イ
エト」ノ外ニナキコトヲ明白ナラシメタルモノトシ居レリ
「コミンテルン」第六回大會ニ於テ「ソヴ
イ
エト」形態ハ「ブ
ロレタリヤ」社會革命ハ素ヨリ「ブルジョ
ア」民主革命ニ於テ
モ根本的政治形態ナル旨決議シタルカ右ハ廣東事件ノ經驗ニ基
クモノナリト云フ

國民黨打
倒

國民黨打倒

支那共産黨ハ國民黨即チ南京政府ト何等共通スル所ナク從テ之

ヲ打倒スルコトニ依リテノミ眞ノ支那革命ヲ達成シ得ヘント爲
シ居レリ

(四) 共産運動

指導者

指導者

支那共産黨ノ指導者中主ナルモノ左ノ如シ

向忠發 (中國共産黨中央委員長)

周恩來 (同組織部長)

李立三 (同宣傳部長)

蔡和森 (同政治部員)

瞿秋白 (「コミンテルン」執行委員會幹部會員)

支那共産黨ノ指導者ハ大体二ノ時期ニ豈出シタリト觀ルヲ得ヘ

最近ノ活動狀況

最近ノ活動狀況

シ即チ第一期ハ北京ノ李大釗、上海ノ陳獨秀兩名カ黨員ノ養成及養成ニ努メタル時代ニシテ一九二四―二五年上海ニ於テ發行サレタル週刊『指導』ハ黨員ノ養成ニ最モ效アリタリ前記諸君者中李立三ハ當時輩出シタルモノナリ又第二期ハ一九二六―二七年ノ間即チ革命ノ最高潮ニ達シタル時代ニ輩出シタルモノニシテ向忠發及周恩來ノ如キ其ノ例ナリ

一昨年夏各省代表會議約二百名参加シ約一ヶ月ニ亘リ中國共產黨第六回大會ヲ開催シ過去ノ革命經驗ヲ研究審議シ併テ將來ノ方針ヲ樹立シタルカ同大會ノ可決シタル政治決議案、組織決議案、農民問題決議案ハ現在黨中央部ノ根本方針ナリ

目下支那共產黨ノ進行シツツアル方針ハ日常闘争ヲ通シテ大衆ヲ獲得スルニ在リ日常闘争トシテハ革命的労働組合ノ再建ハ相當ニ困難ナルモ「ストライキ」ハ労働條件極メテ惡キ現在ニ於テハ之ヲ煽動スルコト容易ナルモノノ如ク思料セラル
支那革命ノ成否ハ世界革命達成上極メテ重要性ヲ有スルヲ以テ「コミンテルン」ハ支那共產黨ノ活動方針ニ誤謬ナカラシムル爲常ニ深甚ナル注意ヲ拂ヒ居レリ

機關紙

機關紙

支那共產黨機關紙中主ナルモノ左ノ如シ

(1) 中央通訊（不定期）、、、、黨中央部ノ指令集ニシテ黨員

中限ラレタル範圍ニ配布ス普通一ヶ月一回發行サル支那共產

運動ニ關スル根本資料ナリ

(甲) 布爾塞維克 (月刊) 、 、 、 、 黨中央執行委員會ノ機關紙

(乙) 紅旗 (週刊) 、 、 、 、 煽動及宣傳ヲ目的トスル雜誌ニシテ

日本ニ於ケル無産者新聞ニ相當ス

(丙) 黨的生活 (不定期) 、 、 、 、 黨内問題ニ關スル機關紙ナリ

附 中國工人

(丁) 少年先鋒 、 、 、 、 無産青年同盟ノ機關紙

(戊) 戦旗 、 、 、 、 済難會 (「モブル」) 機關紙

「ソヴ イ エト」聯邦ノ對支宣傳

昭和五年六月二十六日歐米局第一課

宣傳機關 (一) 在露宣傳機關

「ソヴ イ エト」聯邦ノ對支宣傳機關ハ之ヲ (イ) 「ソ」聯邦内ニ在ル

モノト (ロ) 支那ニ在ルモノトアリ 「ソ」聯邦内ニ在ルモノハ (一) 「コ

ミンテルン」 (二) 「プロフ イ ンテルン」 及 (三) 支那青年ニ對スル共產

主義教育ヲ目的トスル諸學校等ヲ其ノ主タルモノト左ニ此等諸機

關ノ組織及活動ニ關シ其ノ概要ヲ述フヘシ

「コミンテルン」

「コミンテルン」ノ東洋方面ニ對スル宣傳ハ其ノ執行委員會幹部

會内ニ於ケル東洋部 (部長「クーシネン」) ノ所管タル處右東

「コミン
テルン」

運動ニ關スル根本資料ナリ

(四) 布爾塞維克 (月刊) 、 、 、 、 黨中央執行委員會ノ機關紙

(五) 紅旗 (週刊) 、 、 、 、 煽動及宣傳ヲ目的トスル雜誌ニシテ

日本ニ於ケル無産者新聞ニ相當ス

(六) 黨的生活 (不定期) 、 、 、 、 黨内問題ニ關スル機關紙ナリ

附 中國工人

(七) 少年先鋒 、 、 、 、 無産青年同盟ノ機關紙

(八) 戦旗 、 、 、 、 済難會 (「モブル」) 機關紙

本調査ハ日本共産黨事件被告人ノ供述ヲ

又宣傳

主タル資料トシテ作成シタルモノナリ

六月二十六日歐米局第一課

宣傳機關 (一) 在露宣傳機關

「ソヴェト」聯邦ノ對支宣傳機關ハ之ヲ (イ) 「ソ」聯邦内ニ在ル

モノト (ロ) 支那ニ在ルモノトアリ 「ソ」聯邦内ニ在ルモノハ (一) 「コ

ミンテルン」 (二) 「プロフインテルン」 及 (三) 支那青年ニ對スル共産

主義教育ヲ目的トスル諸學校等ヲ其ノ主タルモノトシテ此等諸機

關ノ組織及活動ニ關シ其ノ概要ヲ述フヘシ

「コミンテルン」

「コミンテルン」ノ東洋方面ニ對スル宣傳ハ其ノ執行委員會幹部

會内ニ於ケル東洋部 (部長「クーシネン」) ノ所管タル處右東

洋部ハ一九二八年ノ「コミンテルン」第六回大會後其ノ組織及職員ニ變更アリタリ

即チ一九二四年第五回大會ヨリ第六回大會ニ至ル間ハ東洋部ハ

(イ)極東部(支那、日本、比律賓、朝鮮)

(ロ)近東部(土耳其、波斯等)

ノ二部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共産黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウ^オイチンスキー」ナリキ

然ルニ其ノ後一九二八年ノ第六回大會以後東洋部ニハ前記極東近東ノ二部ノ外新ニ中東部(印度)ヲ設置シ極東部長ニハ「ソ」聯邦共産黨員「ミフ」中東部ニハ「ソ」聯邦共産黨員「シユーピン」近東部長ニハ支那共産黨員瞿秋白ヲ任命シタリ(斯クノ

如ク「コミンテルン」カ新ニ中東部ヲ設置シタルハ最近印度ニ於ケル左翼運動ノ激成ニ鑑ミ印度ニ對シ積極的ニ策動セントスルニ至リタル證左トモ觀察スルヲ得ヘシ)

佐野學莫斯科滯在中(一九二八年)東洋部ニ於テハ每週一回會議ヲ開催シタル趣ナルカ會議ノ構成ハ

議長 「クーシネン」(東洋部部长)

委員 瞿秋白(近東部部长)

同 「シユーピン」(中東部部长)

同 「ミフ」(極東部部长)

同 佐野學(極東部勤務)

ノ五人ニシテ支那、朝鮮、波斯、埃及等東洋部ノ所管事務ニ關

シ討議決定シタリト云フ

尙東洋部ニハ前記三部長ノ外部員トシテ「ウイクター・ネン」
ミツケワ「イツチ」等アリト云フ東洋部ノ組織一覽表左ノ如シ

① 極東部

支那、日本、比律賓、朝鮮

部長 「ミフ」(「ソ」學部共産黨) (註一)

② 中東部

印度

部長 「シユービン」(「ソ」聯邦共産黨)

③ 近東部

波斯、埃及、土耳其

部長 櫻秋白 (註二)

(註一) 「ミフ」ハ嘗テ在露孫逸仙支那發行者大學校長タリシ

コトアリ支那問題ノ權威ニシテ重光上海總領事來信ニ依

レハ本年四月上旬上海ニ渡來シタル趣ナリ

(註二) 佐野學ノ供述ニ依レハ櫻秋白ハ近東部長ニ任命セラレ

タルモ其ノ任ニ非ストシ一旦辭退シタル趣ナリ

「プロフインテルン」

「プロフインテルン」

「プロフインテルン」執行局ニハ東洋部アリ東洋部ノ部長ハ「ヘ

ラー」(嘗テ上海ニ渡來シ日本共産黨員ト聯絡ヲ取リ居タルコト

アリ)ナリ

ニ支那青年ニ對スル共産主義教育機關

支那青年
ニ對スル
共產主義
教育學校

支那共產主義者ノ養成機關中主ナルモノハ(イ)孫逸仙支那労働者大
學(ロ)「スターリン」東方勤勞者共產大學(ハ)極東地方共產黨大學等
ナリ

孫逸仙支
那労働者
大學

(イ)孫逸仙支那労働者大學

孫逸仙支那労働者大學ハ一九二五年一月支那共產運動ノ指導者
養成ヲ目的トシテ莫斯科ニ設立セラレタルモノニシテ校長ハ當
初「ラデツク」ナリシカ其ノ後「ミフ」トナリ今日ハ「ウエー
ゲル」ナリ

同校ハ「ソ」聯邦ノ有力者ヲ以テ組織スル孫文大學後援會ニ依
リテ維持セラレ居ル旨傳ヘラレタル處一九二八―二九年「ソ」
聯邦國家豫算中聯邦中央執行委員會直屬機關ノ項ニ同大學ノ經

「スター
リン」東
方勤勞者
共產大學

(ロ)「スターリン」東方勤勞者共產大學

費計上セラレ居ルニ鑑ミ少クトモ同年度以來聯邦政府ノ經費ニ
依リテ維持セラレ居ルコト明白ナリ因ニ今年度(一九二九―三
〇年)ノ同校經費ハ百二十四萬七千六百留ナリ(斯クノ如ク經
費ノ多額ナルハ主トシテ學生カ全部學校側ヨリ學費及生活費ヲ
支給セラレ居ルニ因ル)同校ノ支那留學生ハ一九二七年末現在
約四百名(中約百名ハ婦人)ナリト云フ

「スターリン」東方勤勞者共產大學ハ日、支、鮮、比、印等東
洋諸民族及「ソ」聯邦内ノ亞細亞民族ニ共產主義教育ヲ授クル
目的ノモトニ設立セラレタルモノニシテ「スターリン」其ノ名
譽校長タル關係上校名ニ同人ノ名ヲ冠シタル次第ナル處普通ハ

極東地方
共產大學

略シテ「クートヴェー」ト稱ス現在ノ校長ハ「ライテイエル」
ナリ邦人ニシテ同校ニ學ビタル者ハ北浦千太郎始メ總數四十數
名（中二十數名ハ日本共產黨事件被告人ナリ）ナル處支那留學
生ハ一九二七年六月現在約四百名アリタリト云フ（但別ニ新疆
出身者四十名アリ）

(ハ) 極東地方共產大學

一九三〇一三一年度ヨリ「ハバロフスク」ニ開校ノ筈ナル極東
地方共產黨大學ニハ特ニ東洋部ヲ設ケ支那人（朝鮮人ヲモ）ヲ收
容スル豫定ナリト云フ

在支宣傳
機關

(ニ) 在支宣傳機關

「ソ」聯邦ハ在支外交領事機關ノ外上海ニ「コミンテルン」及「

上海副領
事「ウイ
ルデ」

プロフインテルン」代表ヲ派遣シ實地ニ於テ宣傳セシメタルカ其
ノ狀況大要左ノ如シ
(イ) 外交及領事機關

「ソ」聯邦ハ在支外交及領事機關ヲシテ對支宣傳ノ任ニ當ラシ
メ居タルモノノ如キ處少クトモ在上海副領事「ウイ ルデ」（別
名「ミルレル」）ハ上海九江路大陸申報社内「ツェントロ、ソ
ユーズ」ニ勤務シ支那及日本共產黨ニ對スル資金ノ交付ニ當リ
居タルコトハ日本共產黨事件被告人多數ノ供述ニ依リ明白ナリ
（日本共產黨員ニシテ同人ト關係アリシモノ多數アル處大正十
三年頃荒畑、徳田等同人ヨリ活動資金ヲ受領シ佐野學ハ大正十
四年七月日本ニ歸還ノ際支那共產黨員瞿秋白ノ手ヲ通シテ新聞



資金三千圓ヲ受領シタル外上海滯在中同人ヨリ一ヶ月五十圓ノ生活費ヲ受領シ又大正十五年四月高橋貞樹ハ入露ノ際同人ヨリ種々幹旋ヲ受クル所アリタリ)

(四)「コミンテルン」代表

「コミンテルン」ハ其ノ代表者ヲ上海ニ派遣シ支那及日本ノ共產運動ヲ指導セシメタルカ代表者中主ナル者左ノ如シ

「ウオイ
チンスキー」

(1)「ウオイチンスキー」

「ウ」ハ一九二〇年「コミンテルン」上海駐在員トシテ一度渡支シ同年夏上海、北京、廣東等ニ於テ支那共產黨ノ細胞組織ニ參割シ以テ同黨ノ顧問トナリ又孫逸仙ト共ニ國民黨ト支那共產黨トノ提携ヲ策シタルカ其ノ後莫斯科ニ歸リテ「コミ

ンテルン」東洋部内極東部長ニ就任シ次テ一九二五年(大正十四年)一月頃再ヒ上海ニ渡來シテ同年三月迄同地ニ駐在シ更ニ一九二七年(昭和二年)一月三度上海ニ渡來シタルカ客年(一九二九年)春頃ハ既ニ歸國シ居タルモノノ如シ
前述ノ副領事「ウイルデ」カ主トシテ共產黨ニ對スル資金ノ交付ニ當リ居タルニ對シ「ウオイチンスキー」ハ主トシテ運動ノ指導ヲ擔任シ居リタルモノナリト云フ

(2)「イアンソン」、「ジョンソン」、「ゼームス」

「ウ」ノ外「ジョンソン」「イアンソン」「ゼームス」等亦上海ニ駐在シ居リタルカ就中「イアンソン」ハ大正十四年四月ヨリ昭和二年三月迄在本邦「ソ」聯邦大使館員トシテ日本

「イアン
ジョンソ
ン」
「ゼーム
ス」

共産黨ト密接ナル關係ヲ有シ居タル人物ニシテ昭和二年本邦ヨリ一旦歸國後同年末上海ニ渡來シ昨年春頃迄同地ニ滞在シ居リタルモノナリ

(3) 「オゾール」 「ミフ」

最近朝鮮總督府上海派遣員及上海總領事ノ報導ニ依レハ本年四月「ミフ」又五月「オゾール」ナル者「コミンテルン」代表トシテ上海ニ渡來シタル趣ナル處「ウオイチンスキー」「イアンソン」歸國セル今日前記報導ノ事實ハ十分アリ得ヘキコトト思料セラル

(4) 「プロフィンテルン」代表及太平洋職業組合

上海ニハ又「プロフィンテルン」所屬ノ太平洋職業組合本部ア

「オゾール」 「ミフ」

「ブラウダー」

リ部長ハ米國共産黨員「ブラウダー」ニシテ同人ハ「プロフィンテルン」代表ヲモ案ネ居タル處佐野學ノ供述ニ依レハ同人ハ最近米本國ニ歸還スル豫定ナリシト云フ尙是ヨリ先キ一九二五年頃「プロフィンテルン」東洋部長「ヘラー」支那ニ渡來シ居タルコトアリ

宣傳ノ實 狀 (三) 宣傳ハ實狀

對支宣傳ノ事實中主ナルモノヲ列舉スレハ左ノ如シ

- (1) 一九二五年五月廣東ニ開催セラレタル中國總工會第二回大會ニハ「プロフィンテルン」東洋部長「ヘラー」自ラ出席シタリ
(2) 「ヘラー」ハ上海滯在中佐野學、徳田、北浦等ト日本ノ左翼労働組合ノ運動方針確定ニ關シ協議スル所アリタリ

「コミンテルン」第六回大會ノ支那革命擁護方ニ關スル「テーゼ」

一九二八年「コミンテルン」第六回大會ハ其ノ支部タル各國共產黨ノ當面ノ任務トシテ「ソ」聯邦及支那革命ヲ擁護スヘキ旨ノ「テーゼ」ヲ採擇シタリ

「コミンテルン」東洋部ノ支那問題委員會ノ設置
東洋部ニ於テハ定例會議ノ外特種問題審議ノ爲隨時臨時委員會ヲ開催スル例ナル處一九二八年佐野學滯露中東洋部ハ支那問題委員會ヲ開催シタル趣ナリ其ノ構成ハ

「コミンテルン」東洋部ニ於ケル支那問題委員會ノ設置ト對支決議

「クーシネン」(東洋部長)
「ミア」(極東部長)

張國「タイ」(漢字不明)

佐野學

並ノ他 外國八二名

ノ六名ニシテ同委員會ハ左記趣旨ノ決議文ヲ採擇シタリ

廣東事件ハ支那革命ノ退却戰ニシテ支那共產黨ハ將來守勢ノ状態ニ在ル處此ノ際ニ處スヘキ政策ハ大衆ヲ獲得スルコト及

黨内ノ右翼的傾向ヲ克服スルコトナリ

米國帝國主義ノ支那ニ於ケル役割ニ關シ支那共產黨員中ニハ之ヲ以テ日英兩國ノ夫レニ比シ危險少ク且米國帝國主義ハ支那ノ資本主義ヲ促進シ民族的獨立ヲ助長スル有效ナル作用ヲ有ストノ見解ヲ懷抱シ居ル者アル處右ハ大ナル誤謬ニシテ米

國帝國主義ハ却テ日英兩國ノ夫レヨリモ支那ニ取り危険強大ナリ米國ノ金融資本ハ現在歐洲ノ經濟界ヲ征復シ之ヲ奴隸化シツツアルヲ以テ東洋方面ニ十分留意スルノ餘裕ヲ有セサルモ歐洲ノ資本的征復實現ノ曉ハ直ニ東洋方面ニ全力ヲ傾注シ來ルヘキコトハ明白ニシテ斯カル際ハ米國ハ其ノ豐富ナル金融資本ノ力ヲ以テ支那ノ「ブルジョア」及地主等ヲ利用シ支那ノ労働者及農民ヲ擲取スヘキコトハ想像ニ難カラス支那共產黨ハ米國帝國主義ノ危険性ヲ了解シ之ヲ克服セサルヘカラス

右決議ハ昨年四月頃「支那共產黨ニ與フル書翰」ト題シ在上海「ブラウダー」ノ許ニ送付サレタルヲ以テ支那共產黨ハ同年五

月末中央委員會幹部會ヲ開催シ向忠發、周恩來、李立三、蔡和森ノ外「ブラウダー」及佐野學之ニ出席シ前記決議ヲ審議ノ上採擇シタリ（黨員中ニハ之ニ反對スル者アリタリト云フ）

東洋「ビ
ユーロー」
設置問題

(ニ)東洋「ビユーロー」設置問題

「コミンテルン」ハ現地ニ於テ共產運動ヲ指導スル爲既ニ柏林ニ歐羅巴「ビユーロー」、紐育ニ南米「ビユーロー」ヲ設置シ又東洋「ビユーロー」ヲ設置スルニ決シタルカ佐野學ハ昨年三月以降上海ニ於テ「ブラウダー」、李立三、向忠發ト共ニ右設立ノ準備ニ從事シタル趣ナリ
(佐野逮捕サレタル爲其ノ後ノ經過不明ナリ)
因ニ「コミンテルン」ノ方針ニ依レハ右「ビユーロー」ハ印度

秘

北樺太石油石炭利権関係調査集

昭和五年十月

欧米局第一課

以東ノ各國共產黨ノ政治的組織の方針ノ指導並各國共產黨ニ共通ナル諸問題ニ關スル統一の且政治的指導ヲ其ノ任務トスルモノニシテ設置場所ハ上海、香港、新嘉坡ノ中一ヲ選フ豫定ニシテ且「ビューロー」ハ

「コミンテル」本部ヨリ二名

日本共產黨ヨリ一名

支那共產黨ヨリ一名

印度共產黨ヨリ一名

青年共產「インターナショナル」ヨリ一名

ノ委員ヲ以テ構成スル計畫ナル趣ナリ

昭和五年十月

北樺太石油石炭利権關係調査集

歐米局 第一課

外務省

(添付紙)ト

5.8

北樺太石油石炭利権關係調査集目次

- 一 北樺太石油會社ニ關スル諸問題經過概要
- 二 北樺太石油試掘區域ノ設定及同探掘區域編入方ニ關スル件
- 三 北樺太鑛業會社ニ關スル諸問題經過概要
- 四 朝鮮銀行ニ對スル露貨賣買禁止ニ依ル利権營業者ノ負擔超過問題
- 五 北樺太産業五年計劃ノ北樺太石油石炭利権事業ニ及ボシタル影響
- 附録 「サガレン」管區産業五年計劃大要
- 六 保障占領解除當時北「サガレン」ニ現存セル石油及石炭事業財産ノ歸屬問題交渉經過
- 附録 一 北樺太石油及鑛業兩會社利権財産表
- 附録 二 北樺太石油及石炭利権財産附保問題

(添付紙)ト

5.8

外務省

調一0215

0250

七 同上財産歸屬問題交渉經過概要
八 「ソツイエト」聯邦最高經濟會議對坂井組合訴訟事件經過
附錄 坂井組合「アグネオ」炭坑利權ノ委任管理ノ件
九 在露利權事業一覽表

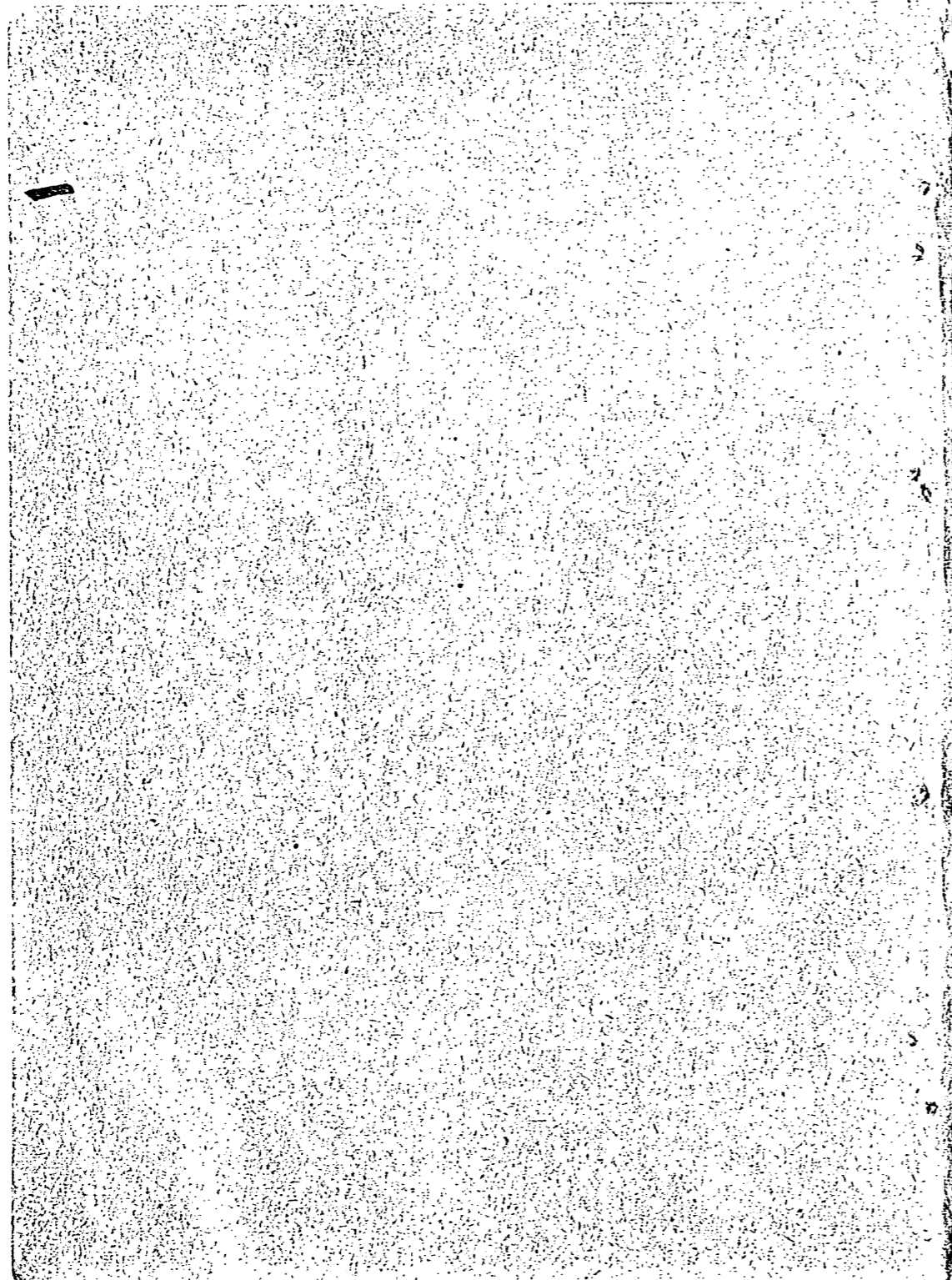
(添付紙)ト

外務省

5.8

調一0215

0251



調一0215

0252



昭和五年十月廿四日

北樺太石油會社ニ關スル諸問題經過概要

歐米局第一課

外務省

余林 啓

5.8

目次

- 一 財産歸屬問題（別稿）
- 二 試掘區域ノ設定及有望區域ノ探掘區域編入問題（別稿）
- 三 朝鮮銀行ニ對スル露貨賣買禁止ニ基ク負擔增加問題（別稿）
- 四 團體契約締結交渉問題
- 五 「サカレン」地方へ赴任スル勞務者ニ對スル特典規定適用問題
- 六 社會保險料附加税（建築目的税）賦課問題
- 七 各支所（「ボロマイ」「ヌトウ」）及「カタンダリ」各領場ニ於ケル社會保險料支拂延滞料問題
- 八 企業地赴任者携帶品及輸入貨物ニ對スル税關吏ノ不當待遇問題及消費税賦課問題

余林 啓

外務省

5.8

調一0215

0253

九「オハ」、「ボロマイ」間電話線架設問題
 十、「ソ」側鐵道ノ石油利権領區通過問題
 十一「オハ」原油購入契約改訂問題
 十二「オハ」「チャイツオ」無線電信所問題

(赤持紙)ト

外務省

北樺太石油會社ニ關スル諸問題經過概要

(昭和五年十月二十四日調成)

- 一 財產歸屬問題 (別稿ニ譲ル)
- 二 試掘區域設定及有望區域ノ採掘領區編入問題 (別稿ニ譲ル)
- 三 朝鮮銀行ニ對スル賂貨買賣禁止ニ基ク員額增加問題 (別稿ニ譲ル)

四 國体契約締結交渉問題

一 國体契約ハ一九二六年(大正十五年)始メテ樺東嶺山勞働組合ト北樺太石油會社トノ間ニ締結シ其ノ後一九二七年及一九二九年兩度ノ今尙改訂ヲ經昭和五年四月其ノ改訂期ニ達シタルヲ以テ之カ交渉ヲ爲セルモ議定マルニ至ラス

(赤持紙)ト

外務省



(四) サガレン地方へ赴任スル勞務者ニ對スル特典規定適用問題
 一 特典規定ノ實質
 サガレン地方其他薩摩邦ノ遠隔地方へ赴任スル勞務者ニ對スル特典
 ハ一九二七年五月十一日附中央執行委員會及人民委員會議ノ決定ヲ
 以テ最初國家營造物及國營企業ノ勞務者ニ限り歐與セラレタル處
 一九二八年五月二十六日附中央執行委員會及人民委員會議ノ決定ヲ
 以テ私營ノ利權企業ニモ前記規定(一九二七年ノモノ)ノ三條、四
 條、五條及八條ニ多少ノ變更ヲ加ヘテ之ヲ適用スルコトナレリ同
 規定ニハ種々ノ特典ヲ規定シ居シモ直接會社ニ關係アル事項ヲ舉ク
 レハ左ノ如シ
 一 管理部ノ發意ニヨリ移動セシメラルル勞務者ニハ次ノ如ク支給セ

外務省

(本件紙)ト

ラル
 (a) 移動者及其ノ家族ノ旅費(雇傭者ニ依リ相當ノ移動機關ヲ提供
 セラレル場合ヲ除ク)
 勞務者一人ニ付 一二〇キロ
 其家族一人ニ付 八〇キロ 迄ノ家具運搬費
 (b) 新任地ニ於ケル月額賃銀ノ三十分ノ一ノ割合ニヨル赴行期間ニ
 對スル日常及追加日常六日分
 (c) 新任地ニ於ケル月額賃銀ノ一時手當
 扶養ヲ要スル家族員カ移動スル時ハ家族ノ各員ニ對シ移動者ノ
 手當ノ四分ノ一額ノ一時手當
 一 病氣、不具、定員縮少、營造物又ハ企業ノ全部或ハ部分的廢止又

外務省

ハ一ヶ月ヲ超ユル期間ノ休業ノ結果竝ニ勞務者カ他ノ作業ニ移ル
コトヲ拒絶セル結果解雇スルニ際シテハ勞務者ハ自己ノ選擇ニヨ
リ月額勞働賃銀ノ一時手當(勞働法ニヨル解雇手當以外ニ)カ又
ハ以前ノ居住地迄ノ自己及自己扶養ノ下ニ在ル家族員ノ旅費ノ賠
償ヲ受クル權利ヲ有ス

ニ作業ノ各一ケ年ヲ經過スル毎ニ定給ノ一〇%増ヲ附セラル但シ
割増金ノ總額ハ定給ノ一〇〇%ヲ超過スルヲ得ス
割増金ヲ受クル權利ヲ與フル勤務地ニ勞務者カ勤報スル限り支拂
ハルルモノナリ

四勞務者カ企業及營造物ニ到着ノ時ヨリ毎年二回雇傭者ノ負擔ニテ
勞務者ノ子供ヲ居住地外ニ在ル學校ニ往復セシムル權ヲ享受ス

(法律紙)ト

外務省

ニ適用問題ノ経緯

昭和四年十二月石油會社カ同年六月浦鹽ニテ傭入セル勞務者中ノ或
者カ現地到着後本規定ノ適用方ヲ申出タルモ右適用ニ關シテハ疑義
ノ點モアリ且ツ會社ノ負擔モ大ナルモノアルヲ以テ之カ對策研究中
ナリシカ勞務者側ハ問題ヲ評價爭議委員會ニ移シ勞働者組合ノ進出
ト俟テ二八年度浦鹽傭入ノ者ヲモ叫合シ選及シテ之カ適用ヲ受ケン
ト企テタルモ評價爭議委員會ニ於テハ結局協定ヲ見ルニ至ラザリシ
ヲ以テ組合ハ評價爭議委員會ニ於ケル審議交渉ヲ打切り昭和五年三
月訴訟ヲ提起シ裁判手續ニ依ツテ一氣ニ之ヲ解決セントスルノ舉ニ
出タリ會社ハ第一審公判ニ於テ先ツ
一組合側ノ訴訟提起ノ手續上ニ缺陷アリ即チ評價爭議委員會ノ審議

(法律紙)ト

外務省

打切ノ後訴訟ヲ提起スル迄ノ法定期間ヨリ二日モ起レテ提出シタルコト

ニ本件ハ利権契約ノ作項ト關聯シ特典規定適用ノ問題ハ同契約ノ解釋及實施上ノ爭議ナルヲ以テ一般裁判ニ於テ審理セラルヘキモノニアラサルコト

等ノ理由ヲ以テオハ裁判所カ本件ヲ受理セルコトノ不當ヲ申立テ裁判ノ中止ヲ願出テタルモ結局審理續行トナリタルヲ以テ

「特典規定適用ニ關スル訓令第一條ニハ適用ヲ受クヘキモノヲ限定シアリ即チ一九二七年三月四日附「勞働市場調節ニ關スル」條聯邦中央執行委員會及人民委員會議規定及「雇入事務調節方法ニ關スル」一九二七年四月十一日附聯聯邦人民委員會議決定ニ適應シ

(案件紙)

外務省

(案件紙)

テ勞働人民委員部機障ト締結スル協定ニ基キテ備入セラレタル勞務者ニ限り適用セラルルモノニシテ會社ハ一般法令ノ除外トシテ規定セラレタル利権契約第三十一條ニ基キ勞務者ノ備入ヲナスヲ以テ主觀的ニ本特典規定ハ會社ニ適用セラルヘキモノニアラサルコト

ニ組合側ノ請求書ハ杜撰極マルモノナルコト

ヲ指摘シテ反駁セルモ結局第一審裁判ハ主觀的ニ之カ適用ヲ承認シ組合側ノ請求書ニ多少ノ修正ヲ加ヘテ之カ支拂ヲナスヘキ旨判決ヲ下セリ會社側ハ直チニ控訴ノ手續ヲ執リオハ裁判所ヲ通シテ哈府ノ上級裁判所ニ前述同様ノ理由ヲ附シテ控訴セル所第一審判決ノ執行ヲ中止シ一件書類ヲ哈府ニ郵送スヘシトノ返電ニ接シタルヲ以テ會

外務省

調一0215

0258

社ハ逆カニ之カ手續ヲ採リタル處昭和五年九月二十四日ニ至リ哈府
板東裁判所ニヨリ第一審道リノ判決ヲ受ケタルヲ以テ台社ハ直チニ
上告手續ノ準備ヲナスト共ニ莫斯科駐在員ヲシテ本裁判問題ト別價
ニ利益契約ノ解釋問題トシテ解決方交渉ヲ命シタル越ナリ

(案付紙ト)

外務省

内 社會保險料附加税(建築目的税)賦課問題

一 會社ハ利權契約ニ依リ社會保險料トシテ總賃銀ノ十六%ヲ支拂ヒ
居ル處昭和四年十二月二十日「オハ」保險代表ハ突如同地石油會
社鐵業所ニ對シ社會保險料ニ對スル附加税(税率二%)トシテ
社會保險料建築目的税ナルモノ(税額約五萬留)ヲ賦課シ同月三
十日迄ニ支拂ハサルニ於テハ強制執行ニ附スヘキ旨通告シ來レリ
然ルニ社會保險料建築目的税ナルモノハ勞働者ノ住宅建築資金ニ
充當スル目的ヲ以テ賦課セラルルモノナル處會社側ハ利權契約上
勞働者ニ對シ既ニ住宅ヲ無償提供シ居ルヲ以テ斯カル租税ヲ支拂
フ義務ナシ依テ會社側ハ右ノ趣旨ニ依リ中央政府ニ對シ嚴重抗議
シタルカ一方「オハ」鐵業所ハ同地保險代表ノ強要ニ依リ已ムヲ

(案付紙ト)

外務省



得ス中央ノ交渉ノ結果納付ノ義務ナキコト決定ノ場合ハ之ヲ將來ノ保険料納入金ニ振替フルヲ條件トシテ右金額ヲ支拂ヒタリ
 其ノ後中央トノ交渉ノ結果「ソ」側ハ昭和五年二月ニ至リ將來ノ分ニ對シ本税ハ之ヲ免除スル旨言明シタルモ過去ノ分ニ對シテハ留保シタルヲ以テ石油會社側ハ更ニ之ニ對シ抗議スル慮アリタルカ一方昭和五年夏中央利權委員會委員「シドロフ」「オハ」視察ノ際會社側ヨリ交渉セルニ同人ハ過去ノ分ニ付テハ若シ既支拂金ニシテ供托金ノ形トナシアルニ於テハ返還セラルヘキモノナルニ付同人莫斯科歸還后可燃取計ヲヘキ旨述ヘタル趣ナリ

(資料紙)ト

外務省

(日)各支所(「ボロマイ」「ストウ」「カタングリ」各債場)ニ於ケル社會保険料支拂延滞料問題
 三 東北各支所ノ社會保險料ハ當首場所ニ保險機關ノ設置ナカリシ爲メ「オハ」ニ於テ積算ノ上一括支拂ノ計ナリシ故交通不便ノ爲メ支所ノ積算書類到着ニ時日ヲ要シ自然支拂延滞スル結果トナリタリ然ルニ「ソ」側ハ昭和五年一月末如延滞料トシテ千五百圓額ヲ請求シ來リ而カモ民管ヲ伴ヒ是カ支拂ヲ強要シタルヲ以テ該支所ハ已ムナク右金ハソ支拂フト共ニ中央ニ對シ嚴重抗議シ且他ニ支拂ヒタル金額ハ之ヲ供托後トナスヘキ旨申入レタルモ先方ハ之ヲ認めス唯將來ノ積金引當トナスニ止メタリ

外務省

調一0215

0250

四 金邊地赴任者携帶品及輸入貨物ニ對スル税關吏ノ不當待遇問題及消費税賦課問題

昭和五年六月金邊地赴任者「オハ」ニ到着スルヤ其ノ携帶品ハ悉ク法定制限内ノモノノミナリシニ拘ラス税關吏ハ携帶品ノ或モノニ對シ新品ナルノ故ヲ以テ通關ヲ禁止シタリ
蓋シ「ソ」聯邦税關法ニ依レハ携帶品ハ使用中ノモノト限定シア
ルモ本邦ヨリ渡航スルカ如キ場合ニハ氣候風土ノ相違・距離ノ遠
隔等ノ理由ニ依リ相當ノ新品ヲ携帶スルハ誠ニ已ムヲ得サル次第
ニシテ之ニ對シ法文ノ末節ニ拘泥シテ之カ通關ヲ禁止スルハ非常
識ト云フヘク旁右ニ關シ會社ヨリ「ソ」聯邦關ニ抗議中ナリシカ
今税關側ニテ一小部分ノモノニ付テノミ携帶ヲ認ムルニ至レリ

(添付紙ト)

外務省

5.8

ト云フ

右ノ外「オハ」税關吏ハ昭和五年初統船ノ「オハ」丸入港ノ際輸
送貨物中茶・砂糖以外ノ品目五十餘種ニ對シ課税二萬一千七百留
ノ消費税ヲ課シ之ヲ納入セサルニ於テハ通關ヲ許可セサル旨ヲ通
告シ來レリ

然ルニ茶・砂糖以外ニ對シテハ消費税ハ免除セララルル規定ニシテ
在京商官發給ノ輸入許可書ニモ右ノ旨明記ニ記載シアリタル次
第ナルヲ以テ會社側税關吏ニ對シ嚴重抗議シタルモ其ノ容ルル所
トナラサリシカ其後在京商務官ノ斡旋ニ依リ漸ク規定通り免除セ
ラルルコトトナリ解決ヲ見タリ
但最近ノ勞農法律ニヨリ茶及甜菜砂糖ニ對スル消費税モ昭和五年

外務省

4.12 ナ

十月一日以降消費税ヲ免セラルルコトナリタル處會社開輸入ノ
茶砂糖ニ對スル取扱振ハ目下ノ處分明セス

外務省

4.12 ナ

(加)「オハ」、「ポロマイ」間電話線架設問題

石油會社稻石代表ヨリ昭和五年五月十一日附ヲ以テ莫斯科利權本部
ニ對シ「オハ、ポロマイ」間電話線敷設ニ付請願セル處同本部ハ六
月十日附ヲ以テ之ヲ許可セリ依テ會社側ハ右建設ヲ開始スルト同時
ニ「ハバロフスク」ニ於テ極東通信部トノ間ニ該電話監督方法及使
用手續ニ關シ契約締結ノ爲目下交渉中ナリ

外務省

4.12 ナ

調一0215

0252

(中) 蘇俄鐵道利権者鐵道通過問題

「ソヴィエト」側「サガレン石油トラスト」ハ北緯太西海岸「モスカレオ」ヲ將來ノ荷役地ニ選定シ「オハレー」「モスカレオ」間ニ鐵道敷設ヲ計劃シ昭和四年十二月其計劃ヲ台社ニ示シ右計劃豫定線路ガ台社側通過ヲ通過スルニ付台社ノ同意ヲ求メ來レリ、右計劃ニ於テハ台社ノ重要通過區タル第十六號通過區、第廿一號通過區ヲ通過シ我作業計劃ヲ困難ナラシムルノミナラズ鐵道ヲ中心トシテ左右兩側百七十米ノ地積ニ建設物ヲ制限スル等ノ問題アリシヲ以テ現場ニ於テハ右通過路ノ變更並ニ沿道制限ノ緩和ニ關シ折衝スルト同時ニ當時吳新科出張中ノ中里社長ヨリ中央當局トモ交渉ヲ開始セリ然爾本件交渉繼續中本鐵道ハ亞港「モスカレオ」間ノ國有鐵道計劃線ノ

（蘇特電）

外務省

一部ニ編入セラレ交通委員部ノ所管ニ移レリ

數次ノ交渉ニ依リ蘇俄ハ通過線路ヲ比較的會社側ニ影響少ナキ地區ニ變更シ且ツ沿道通過タル沿道制限問題ニ就テモ當初ノ主張ヨリ漸次緩和シ軌道中心ヨリ左右兩側四十五米ニ減少シ來レリ然レ共茲ニ吳新科ニ於ケル中里社長ノ交渉ニ對シ利権本部長「レベデフ」氏ガ新法令ニヨレバ沿道左右二十一米ナリト説明セル關係モアルヲ以テ本件引續キ中央ト交渉中ナルニ於テ先方ノ使用鐵道車ハ新築ノモノナルヲ以テ火災豫防上「デイーゼル」機關車ニ變更センコトヲ交渉シタル所經評上ノ理由ニヨリ之ガ變更困難ナリトノ事ニ付事故發生ノ場合ハ損害賠償セシムルコトトシテ新築キ機關車ノ使用ニ承認ヲ與ヘタリト云フ

（蘇特電）

外務省

橋本鐵道用地竝ニ沿道使用制限區或ニ對スル損害ノ賠償方ニ關シ累
次交渉ヲ重ネタルモ解決困難ナル事情アリ勞々將來會社側方本鐵道
ノ如キモノヲ敷設スル場合ニハ相互的ニ「トレスト」調停區ヲ無條
件ニ使用セシムルコトヲ條件トシテ以テ賠償ノ要求ヲ撤回シ只會社
調停設ノ工作物ノ移置其他ニ對シテハ相當賠償セシムルコトトセル
山ナリ

金井氏ト

外務省

5.8

(四)「オハ」原油購入契約改訂問題

北樺太石油會社ニ於テハ昭和三年九月五日東京ニ於テ北樺太石油「
トラスト」代表トノ間ニ三ヶ年間「オハ」原油六萬五千俵噸ヲ購入
スヘキ契約ヲ締結シタルカ右原油ハ豫定ヨリモ一ヶ年早ク即チ昭和
五年九月十三日ヲ以テ金額ノ受入ヲ完了セリ
依テ八月末日以來右「オハ」原油購入契約改訂方ニ付東京ニ於テ會
社側ト「ソヴイェト」聯邦「ソニーズネフテ」代表者トノ間ニ交渉
中ナルカ値段ノ斷等ニ付今尚折合ヲ見サル趣ナルモ近日中妥決ヲ見
ル見込ナリト云フ

外務省

4.12

調一0215

0264

(四)「オハ」及「チヤイ」無線電信所問題

北樺太保護占領當時帝國海軍カ北樺太東海岸ノ「オハ」及「チヤイ」ニ設備シタル長波無線電信所ノ「ソツ イ エト」官憲ヘノ引渡及我方ノ運用權確保方ニ關スル諸問題ハ大正十四年一月二十日北京ニ於テ締結セラレタル日露基本條約附屬交換公文ノ第四號ニ基キ日露兩國政府間將來ノ協定ニ依リ解決セララルコトトナリ更ニ大正十四年五月一日亞港ニ於テ我占領軍司令官「ソツ イ エト」官憲間ニ締結セラレタル北樺太行政引渡協定ノ規定ニ依リ「オハ」「チヤイ」無線電信所ハ引渡及運用ニ關スル問題カ將來日露兩國政府間ノ協定ニ依リ調整セララルニ至ル迄日本側ニ於テ從來通り自由ニ之ヲ運用シ得ルコト明瞭トナリ終ニ大正十四年十二月十四日莫斯科ニ於

外務省

4.12ナ

(添付一紙ト)

テ締結セラレタル北樺太石油利權契約第三十四條ニ從ヒ利權者即チ北樺太石油會社ニ於テ專ラ「オハ」及「チヤイ」無線電信所ノ運用ニ當ルコトトナレリ

越エテ大正十五年五月十八日在亞港帝國總領事代理及在同地「ソツ イ エト」外務部代表者間ニ「オハ」無線電信所ノ運用方法ニ關スル簡單ナル暫定取極成立シ爾來右取極ニ依リ該無線ノ運用行ハレ居レリ而シテ一方「オハ」及「チヤイ」無線電信所ノ引渡並運用ニ關スル問題協定ヲ目的トスル日露兩國政府間ノ交渉ハ大正十五年十月以來在露帝國大使館及「ソツ イ エト」外務部間ニ繼續中ナル處其ノ后使用時間ノ割當、日本文字符號ノ使用、國際「コード」ノ使用

外務省

5.8

新聞情報電報ノ傍受、日本人通信手ノ雇儲電信料等ノ點ニ付大體双方ノ主張接近シタルモ唯日本人通信手ノ雇儲ニ關聯シ將來「ソヴイエト」聯邦人通信手ニシテ十分日本文字符號通信ニ當リ得ヘキ者ヲ生シタル場合ハ「ソ」聯邦人通信手ヲ以テ日本人通信手ニ代ラシムルコトヲ得トスルコトヲ「ソヴイエト」側ヨリ提議シ來リタル爲主トシテ此ノ點ニ付彼我接衝中ナリ

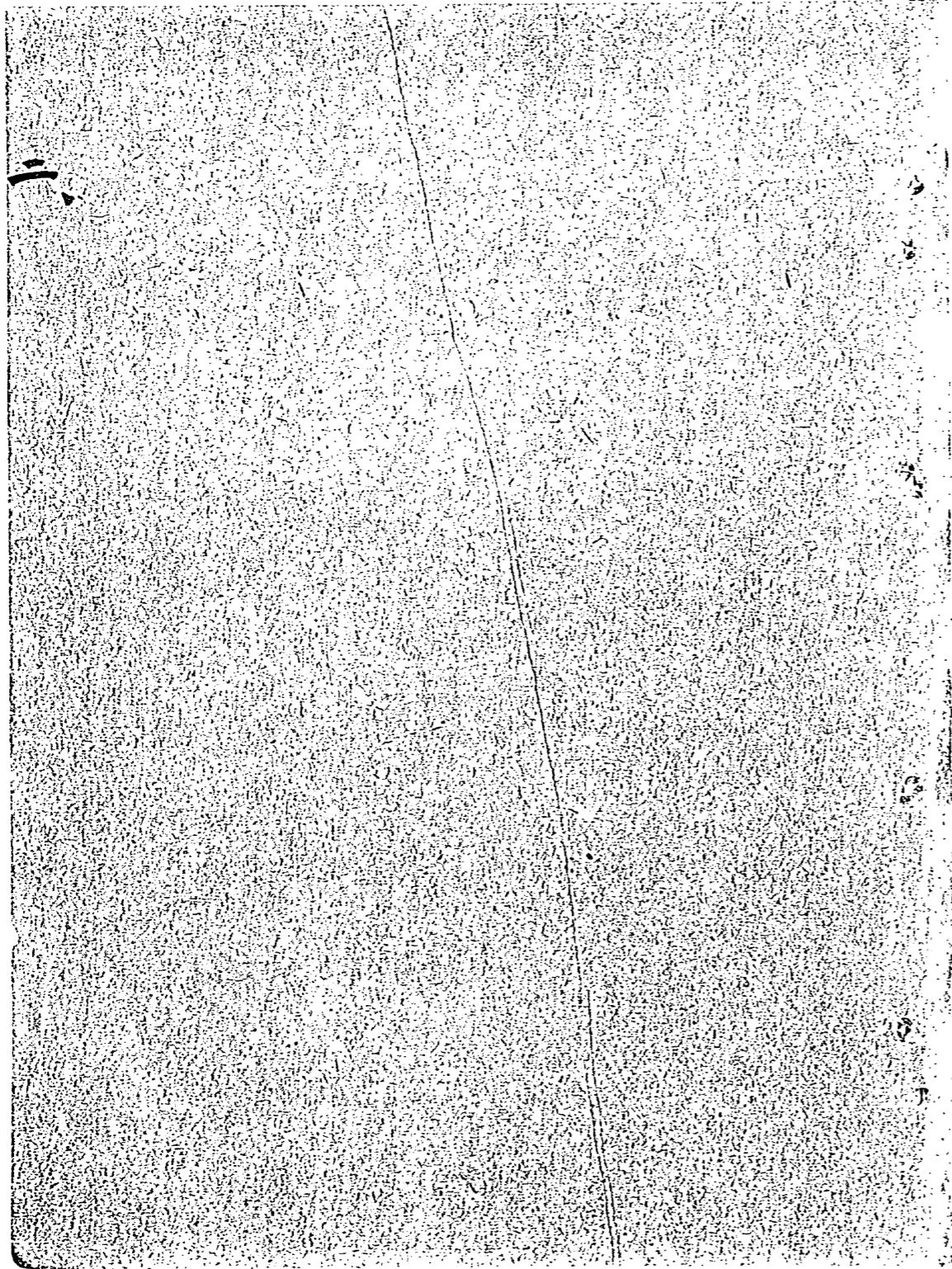
(余林氏ト)

外務省

5.8

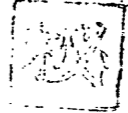
調一0215

0266



調一0215

0267



北樺太石油試掘區域ノ設定及同探掘鑛區編入方ニ關スル件

(昭和五年十月廿七日歐米局第一課)

第一石油利權契約第十三條ニ定ムル試掘區域設定ニ關スル件
石油試掘區域ノ設定ニ當リテハ試掘區域ノ形狀或ハ既設探掘鑛區又
ハ既設試掘區域ノ相互的位置ノ關係上右區域ヲ完全ナル九六〇デシ
ヤチンノ地區ニ分割スルノ不可能ナルコトアリ北樺太石油會社豫定
試掘區域中ニハ此種ノ地區妙カラサル趣ナルカ差當リ特ニ北オハ第
二區域、北バターシン及カタングリ第二區域ヲ擧ケ之カ許可方ニ關
シ同社社長訪露ノ際昭和五年一月十三日附書面ヲ以テ中央利權委員
會ニ交渉セル處同委員會ハ二月二十六日附文書ヲ以テ利權契約第十
三條ニ定ムル試掘區域ハ完全ナル九六〇デシヤチンナルヲ要ストテ

外務省

（添付紙ト）

同意セサリシヲ以テ爾來數次文書及口頭ヲ以テ篤クト事情ヲ説明シ
特ニ北バターシンノ如キ南北ノ長サ短少ナルカ爲メ一個ノ試掘地域
サヘ設定シ得スカタングリニ於テハ背斜軸ニ添ヒヌイオ、ウキグレ
ツク、カタングリノ三探掘鑛區介在シ各鑛區間ノ有望地域ハ一モ利
用ノ途ナキヲ力説セル結果「ソウ イ エト」當局モ會社側要求ノ無理
ナラサルヲ感シ審査ニ附センコトヲ約シテ具体的要求ノ提出ヲ催促
スル迄ニ至リシヲ以テ會社ハ五月十一日附ヲ以テ更ニ要求ヲ提出セ
ル處七月十九日附ヲ以テ左ノ回答ニ接セル趣ナリ
（一）カタングリハウキグレツク鑛區ヲ含メテ設定セハ利權契約第十條
ニ與ヘタル鑛區カ喪失ス、若シ含マサレハ第十三條ニ定ムル形狀
面積ニアラス要スルニ何レノ場合モ利權契約違反ナルヲ以テ許

外務省

調一0215

0268

可セス

(二) 北バターシンニ一個モ試掘區域ヲ設定シ能ハサル結果ニ對シテハ
 會社ノ處置ニモ依ルモノニシテ利權契約第十二條ニ依リ一ケ年間
 ニ區域ヲ選定且ツ追加規約第三條ニ依リ此ノ位置ニ於テ形ヲ設定
 セルモノナリ故ニ會社ノ希望ハ契約違反トナリ許可セス
 (三) 北オハニ於テハ規定ノ形狀、面積ヲ有スル鑛區ヲ地域ノ境界外ニ
 出テサル様設定スルニ充分ナル面積アリ故ニ會社ノ希望ヲ容認ス
 ル能ハス

依テ在莫斯科會社代表ハ八月十四日附文書ヲ以テ中央利權委員會ニ
 對シ再審議方申入ヲ爲シタル事ナルカ更ニ會社ハ八月十四日稻石代
 表ニ對シ先方ノ好意的反省ヲ促スヘキ旨訓電セル事タル事「ソ」個

外務省

(泰特電ト)

ハ當時中央利權委員長レベテフハ休暇ニテ不在又同委員會秘書ニシ
 テ審査委員ノ一人タルシードロフハ北樺太現業地視察中ニ付キ同人
 歸着後解決ヲ見ルヘントノ回答ヲ與ヘシ儘現在ニ及ヘル事ナリ因ニ
 「シードロフ」ハ現地ニ於テ實見ノ結果本問題ニ付相當ノ理解ヲ爲シ
 タル模様ナル由ナリ

第二石油利權契約第十四條ニ規定スル試掘區域ノ工業的價值決定試
 掘深度及試掘作業終了日ニ關スル件

利權契約第十四條第二項ニ依レハ利權者ハ地質調査ト試掘作業ノ結
 果ニ基キ試掘區域ノ工業的價值ノ有無ヲ決定シ地方鑛山監督官ニ届
 出スルトキハ同官ハ其届出ニ從ヒ採掘鑛區編入ノ手續ヲ採ルヘキモ
 ノニシテ換言セハ試掘區域ニ對スル工業的價值ノ認定權ハ石油會社

外務省

備ニ有ルヘキナリ、然ルニ藝ニカタンダリ第一試掘區域ノ試掘成功
 シタルヲ以テ當時之カ探掘鑛區編入方ニ付現地鑛務官ニ交渉シタル
 麻同官ハ本件ハ一件番類ヲ中央ニ回付シ審査シタル上ニ非レハ許可
 ヲ與フル事ヲ得スト謂ヘル由ナルカ同官ノ謂フカ如ク工業的價值ノ
 認定權カ「ソ」側ニアリトセハ試掘區域ヨリ探掘鑛區へ編入ノ時期
 ハ豫測シ得サルコトトナルヘシ依テ昭和四年末會社中里社長渡邊ノ
 際中央利權委員會ニ對シ交渉スル所アリタルカ中央利權委員會ハ之
 ニ對シ昭和五年二月二十六日附文書ヲ以テ
 「第十四條ノ意味ニヨレハ會社ハ試掘區域ノ工業的價值ノ有無ニ關
 シテ政府ニ申請スルノ權利ヲ有スルモ政府及其機關ハ之等申請ノ
 檢査及該試掘區域ノ工業的價值ノ有無ニ關シテ提起セラレタル間

(委件書ト)

外務省

題ノ終結約決定ニ對シテハ議論ノ余地ナキ權利ヲ有ス
 ト回答シ越セリ依テ會社側ハ之ニ對シ同年三月十一日文書ヲ以テ再
 ビ右回答ノ如クンハ一試掘鑛區ノ試掘期間ニ幾年ヲ要スルヤ不明ナ
 リ從ツテ一千平方露里ノ試掘作業實施ニ對スル將來ノ計劃頗ル不安
 定ノモノトナル等ノ理由ヲ述ヘ抗議セル結果本探掘鑛區編入手續ハ
 兩者協定ノ上取極ムルコトトナレル趣ナルカ其後會社側ハ在莫斯科
 稻石代表ヲシテ引續キ「ソ」側ニ交渉セシメタル處七月二十五日附
 同代表發會社宛報告ニ依レハ本件ニ關シ「ソヴエト」側ハ最近鑛
 山部ノ意見據リ目下他ノ關係部ト協議中ナリトノ回答アリシ由ナル
 モ果シテ會社側ノ要求スルカ如ク決定セラルルヤ豫測シ難シトノコ
 トナリ

(委件書ト)

外務省



次ニ「ソヴイェト」當局ニ於テハ試掘深度ニ關シ作業計劃ニ豫定サレ政府機關ニ申請セル深度ヲ鑛山監督ノ地方機關ニ理由書ヲ提出スルノミニテ變更セントスル會社側提案ニ同意スルヲ得ストナシ更ニ試掘作業終了日ヲ試掘終了日（第十四條三項）トシタシトノ會社側希望ニ同意スル能ハス何トナレハ鑛山監督機關ハ本件ニ關シ會社ヨリノ通知ヲ検査スル自己ノ權利ヲ放棄スルヲ得サルヲ以テナリ云々ト會社ニ回答セル事ナリ

第三帝國政府トシテノ措置

依テ北樺太石油試掘區域ノ設定及同探掘區域ノ編入方ニ關シ昭和五年十月十六日在露天羽代理大使ニ對シ電報第三四五號ヲ以テ左ノ通り調令相成タリ

外務省

「本年初頭以來會社側ト「ソヴイェト」政府當局トノ間ニ交渉中ナル北樺太石油會社ノ試掘區域設定及有望地區ノ探掘區域編入方ニ關シ今日尙「ソ」側ハ或ハ利權契約條文ノ末節ニ拘泥シ或ハ之ヲ曲解シ依然トシテ北京條約ニ定ムル利權許與ノ趣旨ヲ無視スルノ態度ヲ改メサルハ專ノ落着如何カ會社ノ死活ニモ關スル重大問題ナルニ鑑ミ極メテ遺憾トスルトコロナリ就テハ貴官ハ會社代表稻石ヨリ詳細ノ事情御聽取ノ上會社ノ立場ヲ支持シ利權現狀ヲ親シク觀察シタル利權本部委員「シドロフ」ノ貴地歸還ヲ機トシテ本問題ノ圓滿解決方ニ付「ソヴイェト」政府ニ對シ可然御交渉相成タシ」

右ニ對シ天羽代理大使ヨリ昭和五年十月十九日電報第五九七號ヲ以

外務省

調一0215

0215

テ左ノ通り回報アリタリ

「貴電第三四五號ニ關シ

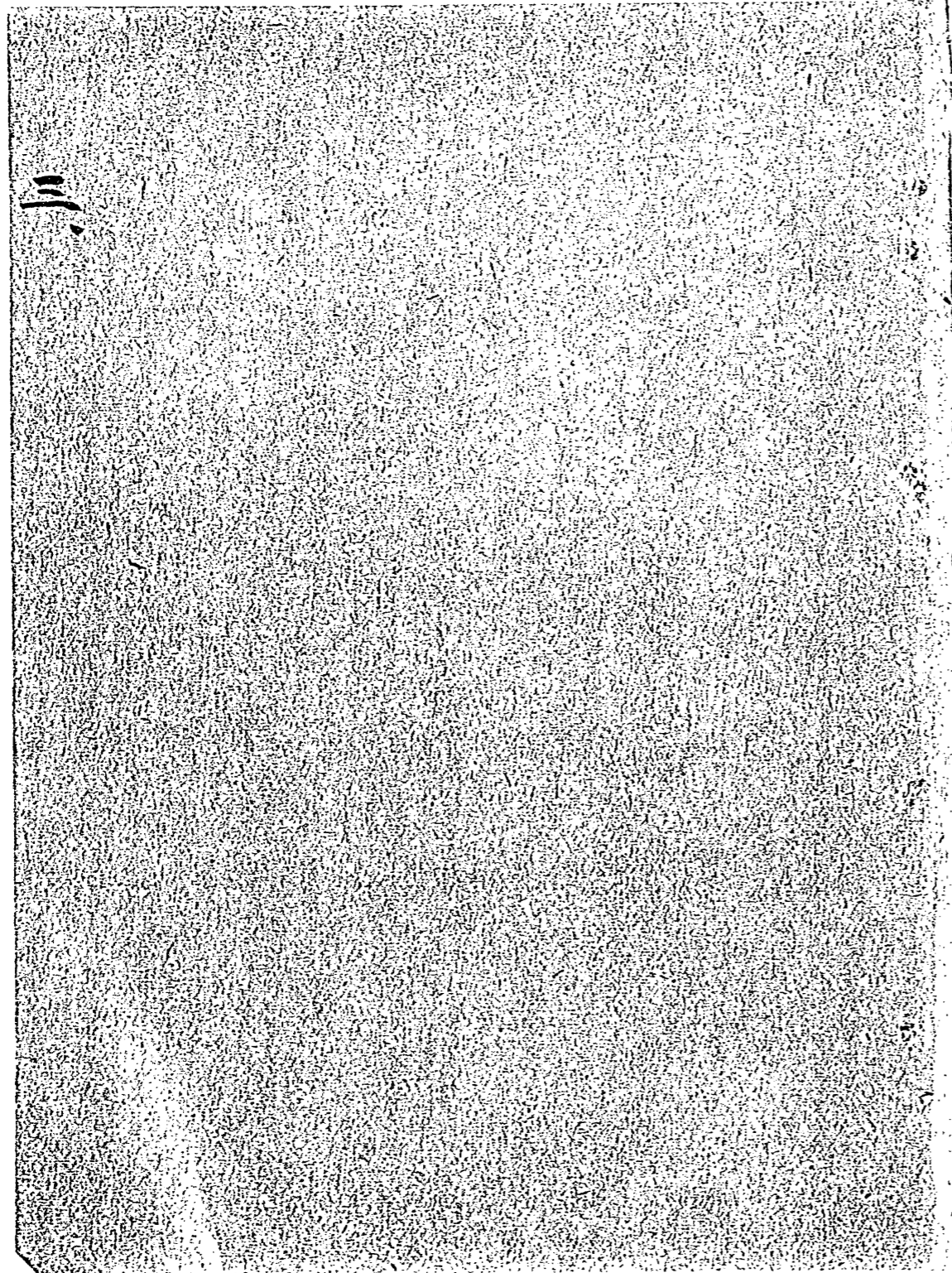
十月十八日「カラハン」ト會見ノ際稻石ノ作成セル圖解及簡單ナル説明書ヲ示シテ申入レタル處「カ」ハ當方ノ説明ハ諒解セルモ何分從來營業者間ノ交渉経緯ニ付テハ何等ノ報告ヲ受ケサル故如何トモ返事シ兼ヌルカ關係當局ニ至急處理方注意スヘシト回答セリ右圖解及説明書ハ「カ」ノ要求ニ依リ手交シ置ケリ」

外務省

5.8

調一0215

0272



調一0215

0273



昭和五年十月二十四日

北樺太鑛業會社ニ關スル諸問題經過概要

歐米局第一課

外務省

(添付紙)ト

5.8

目次

- 一、財産歸屬問題(別稿)
- 二、朝鮮銀行ニ對スル露貨賣買禁止ニヨル會社側負擔增加問題(別稿)
- 三、「サガレン」地方へ赴任スル労働者ニ對スル特典規定適用問題
- 四、北樺太「ジョンキール」岬漁業組合對北樺太鑛業會社訴訟事件
- 五、「マカリエフスキー」鑛區採掘權獲得方交渉問題

(添付紙)ト

5.8

外務省

調一0215

0274

北澤太領事會社ニ關スル諸問題經過ノ概要

(昭和五年十月廿四日)

(添付紙)

一 財産歸屬問題 (別稿ニ詳ル)

二 朝鮮銀行ニ關スル貸付買取止ニヨル北澤太利權營業

三 ノ負債増加問題 (別稿ニ詳ル)

四 「サガレン」地方ヘ委任スル労働者ニ對スル待遇規定

適用問題

(北澤太石油會社ニ關スル諸案件中ノ同一事項参照)

昭和五年五月廿九日土成會社「ルドコム」ヨリ北澤太領事會社約業
所ニ對シ會社ハ一九二七年六月一日ヨリ毎年賃銀ノ一〇%ヲ特異規
定(本文附録)ノ適用ナルカ要スルニ本規定ノ最モ重ナルモノハ「サガ

外務省

(添付紙)

レン」地方等ニ赴ク労働者ニ對シテハ定給額ノ一〇〇%ニ至ル迄毎
年一〇%ヲ増進スヘシトノ條項ナリ)ノ適用ヲ享クヘキ労働者ニ對
シ支拂ハレタキ旨申渡セルニ依リ領事會社側ヨリ右規定ハ法理上及
適用上發多ノ疑義ヲ存シ同社労働者ニ關スル限り適用ナキモノト解
スル旨回答セリ

然ルニ今更ハ政府ニ於ケル昭和五年度ノ團體契約改訂ニ際シ契約ノ相
手方タル領山労働者組合ヨリ七月五日ノ會議ニ於テ本件規定ノ適用
ニ關シ提案シ來レルヲ以テ七月十九日會社側ハ直接中央利權委員會
ヘ本件規定ノ適用除外方ヲ陳情スルト共ニ在政府會社代表ニ對シ會
社ニ對スル本規定適用ノ有無判明セサル限り團體契約ニ於テ此問題
ニ觸ルルノ不可ナルヲ申渡リタル結果八月九日ノ政府ニ於ケル會議

外務省

(赤林紙)ト

ニ於テ前記組合ノ提案ヲ否定シ結局團體契約ニ於テハ全然本決定ニ
 關ルル所ナクシテ契約ヲ締結セリ
 然ルモ八月十九日ニ至リ在東京「ソヴィエト」大使館内ノ東京利權
 委員會ヨリ莫斯科中央利權委員會ノ命令ナリトテ該規定ハ僑業會社
 ノ企業労働者従業員ニ對シ適用アリト決定シ越セリ依テ會社側ハ直
 ニ中央利權委員會ニ對シ東京利權委員會ノ照會ハ意外ニシテ會社ハ
 承認シ得サルニ付該規定ノ適用除外ニ關シ書面ヲ以テ陳情スヘキ旨
 發信シ其旨東京利權委員會ニモ送附シ置キタル處八月二十八日東京
 利權委員會ヨリ其ネテ中央利權委員會ノ決定ハ再審ヲ要セス又該規
 定ノ適用ハ該所ノ餘地ナキニ付抗議理由書ハ中央利權委員會ニ於テ
 審議セスト通達シ附セル趣ナリ

外務省

5.8

(赤林紙)ト

因ニ會社側ニ於テハ本件規定ハ外國人及「サガレン」ニ於テ雇入レ
 タル労働者ニハ適用ナキ結果右以外ニ於テ雇入レタル労働者トノ間
 ニ差別待遇ヲ取テナスコトトナリ労働者ノ不平ヲ惹起シ結局事業ノ
 統制不可能トナル虞アリ更ニ本件規定ノ適用ノ結果適用第五年度ニ
 於テハ十四萬七千圓餘(貸銀ノミ九萬圓餘)第十年度ニ於テハ四十
 二萬四千圓餘(貸銀ノミ三十四萬八千圓餘)ノ全ク過分ノ負担ヲ課
 セラルル結果トナリ會社事業目前見普通リノ利益ヲ上ケ得サルコト
 明ニシテ今尙無配當ヲ發給シ居ル會社事業ノ収益的經營ヲ不可能ナ
 ラシムルモノニシテ即チ本件規定ノ適用ハ不當ナルモノト云ハサル
 ヘカラスト爲セリ。

外務省

5.8



四、「ヨンキール」岬漁業組合對北樺太鑛業會社訴訟事件

北樺太「ヨンキール」岬「チエンハー」漁業組合ハ昭和四年五月北樺太鑛業會社發動汽船カ同漁業組合ノ漁網ヲ破壞シタリトテ會社ニ對シ一万二千六百四十八留四十九哥ノ賠償ヲ要求セル事件アリ同年六月二日哈府管區裁判所巡廻裁判ニ於テハ原告ノ收訴トナリタルモ原告控訴ノ結果哈府控訴裁判所ハ同年九月廿日第一審判決ヲ取消シ事件ヲ再審ノ爲前裁判所ニ差戻ス旨ノ判決ヲ下セリ依テ在亞港哈府管區裁判所巡廻裁判ハ昭和五年二月廿一日本件ヲ再審シ會社ニ對シ六千六百四十七留二十一哥（因ニ組合側ハ本再審ノ始メニ當リ請求額ヲ七千八百四十七留七十七哥ニ減セリ）ヲ漁業組合ニ支拂フヘ

外務省

4.12 ナ

キ旨ノ判決ヲ下セリ

之ニ對シ會社側ハ三月廿六日哈府樺東地方裁判所民事控訴部ニ控訴セルモ右ハ結局棄却トナリ八月卅日迄ニ賠償額等ヲ支拂フヘキ旨裁判官ノ命令ニ接セリ然ル處會社側ニ於テハ九月六日更ニ其ノ判決ヲ不當トシ再審ヲ申請セリ

外務省

4.12 ナ

調一0215

0277

マ「マカリエフスキー」鑛區探掘權獲得方交渉問題

「マカリエフスキー」鑛區トハ北樺太西海岸「ドゥーエ」ニ在リテ
昭和三年四月迄「クンスト」(西比利亞方面ニ活動セル著名ナル獨
逸系商人)ニ屬シ爾來「ソヴイェト」聯邦ノ手ニ歸セルモノナリ「
マカリエフスキー」鑛區ハ「ドゥーエ」利權鑛區へ突入シ將ニ之ヲ
中斷シ居リ地形上我方「ドゥーエ」鑛區ヲ經由セサレハ出炭ヲ海岸
へ運搬スルコト甚々困難ナルノミナラス「ドゥーエ」ノ諸設備ヲ利
用セスシテ獨立ニ之ヲ經營スルコト豫算上先ツ不可能ト目セラルル
状態ニ在リ旁々北樺太鐵業株式會社ニ於テハ「マカリエフスキー」
鑛區ノ炭質カ「ドゥーエ」炭ト同様「コークス」炭トシテ好適ナル
ニモ頗ミ大正十四年秋莫斯科利權交渉當時該鑛區ヲ利權鑛區トシテ

外務省

4.12

獲得セントシ「ソヴイェト」側ト交渉スル所アリタルモ終ニ不成功

ナリシカ「ドゥーエ」炭坑ヲ經營シ行クニ連レ「ドゥーエ」鑛區ニ
於ケル炭層ノ状態豫想シ居タルヨリ悪ク(斷層多ク探掘ニ多大ノ經
費ヲ要ス)埋藏量モ亦少ク事業其ノモノノ將來ニ幾分暗影ヲ投スル
モノアルト共ニ茲數年來内地ノ炭況不振ノ爲石炭ノ賣行悪ク事業ノ
經營困難トナルヤ此際是非共「マカリエフスキー」鑛區ノ探掘權ヲ
獲得スルヲ利トシ昭和二年以來「ソヴイェト」官憲ニ交渉シ在露出
中大使亦會社側ヲ支持シテ外務部ニ申入ルル處アリ更ニ川上社長自
ラ昭和四年末以來數ヶ月間莫斯科ニ於テ交渉セルモ「ソヴイェト」
當局ニ於テハ北樺太鐵業株式會社ハ大正十四年ノ利權契約ニ依リ「
ドゥーエ」、「ウラジミルスキー」及「マーチ」ノ三鑛區ヲ獲得セ

外務省

4.12

ルニ拘ラス實際仕事ヲ行ヒ居ルハ「ドウトエ」鐵區ノミエシテ未タ
「ウラジミルスキー」、「マーチ」ノ二鐵區ニハ手ヲ付ケ居ラス然
ルニ此際更ニ「マカリエフスキー」鐵區ヲ併ントスルハ解シ難シト
スルト共ニ他方同鐵區ハ「アソ」ヲシテ稼行セシムルコトナリタ
ルコト並同鐵區埋藏量ニ付曾社側申出ト「ソ」側専門家等ノ調査ト
ノ間ニ大差アルコトヲ埋出トシテ昭和五年四月會社ノ請願ヲ拒否セ
リ
尙之ヨリ先曾社側トシテハ第二案トシテ「ウラジミルスキー」鐵區
ト本件「マカリエフスキー」鐵區トノ交換案ヲ有シ居タルモ事情右
ノ通りナルヲ以テ曾社側ハ之ヲ其儘トシ只差當リ「アソ」側ノ同「
マカリエフスキー」鐵區調査稼行ノ成行ヲ見送ルコトナリタル趣

外務省

4.12 ナ

ナリ。

外務省

4.12 ナ

調一0215

0279

(一九二八年度U S S R法令集第三五號ノ三一ニ)

極東地方ノカムチャツカ管區、サガレン管區、ニコラエヴ
スキ管區中ノオホーツク區及オリスク區並ニアムール管
區中ノセレムヂンスコーブレインスキ區ニ於ケル勞務
ニ差遣セララル勞務者ニ對スル特典ニ關スルU S S R中央
執行委員會及人民委員會議決定

第一條 本規定ハ次ノ條件ヲ以テ極東地方ノカムチャツカ管區、サ
ガレン管區、ニコラエヴスキ管區中ノオホーツク區及オリスク
區並ニアムール管區中ノセレムヂンスコーブレインスキ區ニ
於ケル國營コーペラチーヴ及個人(利權企業ヲ含ム)企業並ニ營
造物ノ恒久的勞務ニ蘇聯邦市民中ヨリ差遣セララル勞務者ニ適用
ス

外 務 省

4.12 +

(イ) U S S R勞働人民委員會及聯邦共和國勞働人民委員會或ハ雇傭
主ガ勞働者募集ニ關スル前記諸機關トノ特別協定ニ基キ勞務者
ヲ勞務ニ差遣スル場合

(ロ) 最初ノ住所ト新勞務地トノ距離ガ鐵道ニヨリ一千キロ米或ハ其
他ノ交通機關ニヨリ五百キロ米ヲ超ユル場合

(ハ) 勞務ニ差遣セララル者ガ前記諸地方ノ土着住民ナラザル場合

第二條 第一條規定ノ勞務者ニ對シテハ左ノ變更條件ヲ以テ蘇聯邦
遠隔地方ニ於ケル國營々造物及企業ノ勞務者ニ對スル特典ニ關ス
ル、一九二七年五月十一日附U S S R中央執行委員會及人民委員會
議規定(一九二七年度蘇聯邦法令集第二十五號第二七〇條及一九
二八年全第三十五號ノ第三百十一條)ノ第三條、第四條、第五條

外 務 省

4.12 +

及第八條ニ規定スル作業地へ旅行及解雇ノ場合ノ補償ノ増額、定給額ニ對スル割増金及子女教育ノ特典ヲ許與ス

(イ) 雇主ノ負擔ニ依ル家財運搬標準（前記規定第三條）ハ勞務者ニ付一二〇疋、同伴家族一人ニ付八〇疋ト定ム

(ロ) 子女教育ノ特典（前記規定第八條）ハ第一條ニ規定スル企業及營造物ノ作業地ニ到着シタル時ヨリ許與セララルモノトス

第三條 第一條規定ノ勞務者ガ全條列擧ノ地方ニ於テ農業ニ轉職シ之レニ關聯スル家内工業ニ従事スル場合既ニ開拓セラレタル分譲地ニ十ヶ年間定住スルトキ又新ニ開拓スル地區ニ十五ヶ年定住スルトキハ單一農業税及營業税ノ免除並定住地ノ移住民ニ許與セララル特典ヲ享有スルモノトス

外務省

4.12 ナ

第四條 第一條規定勞務者及之レト共ニ移住セシ家族ハ全條列記ノ地方ニ居住全期間ヲ通ジ兵役ノ服務ヲ免除セララルモノトス

備考 家族移住ノ際ニ勞農赤衛軍部隊ニ服役中ノ者並動員召集ノ場合ノ豫備役軍人ハ本條ノ適用ヲ受ケズ

第五條 第一條規定ノ勞務者ハ全條列記ノ地方ニ於テ雇傭勞働ニ服スル全期間中所得税ヲ免除セララルモノトス

第六條 第一條規定ノ勞務者ニ對シテハ作業地ニ到着ノ日ヨリ十ヶ年間左ノ權利ヲ附與ス

(イ) 住宅及經濟的建物ノ建築、修繕並ニ家具及備品ノ製作ノタメ無償ニテ森林拂下ヲ受クル權利

(ロ) 自己ノ需要ニ供スルタメ無料ニテ漁獲ヲナス權利

外務省

4.12 ナ



第七條 第一條掲記ノ地方ヘ旅行ノタメニ要スル總テノ書類ハ全條規定ノ勞務者ニ對シテハ無料ニテ發給ス

第八條 右掲總テノ特典ヲ許與スル場合ハ一九二七年五月十一日附USSR中央執行委員會及人民委員會護前記規定第九條、第十條第十二條及第十三條ノ規定ヲ準用ス

第九條 第一條規定ノ勞務者ニ對シ第二條ニ規定スル補償ニ關スル費用ハ當該雇傭主ノ負擔トス、住所ヨリ作業地ニ出發ノ際勞務者ニ支給サルベキ補償支拂ニ要スル金額ハ該目的ノタメノ勞働人民委員會ノ豫算ニ依リ勞働人民委員會當該機關ヨリ支出セララルモ
ノニシテ特別支出勘定ヲ以テ前渡スルモノトス

第十條 本規定適用ニ關スル訓令ハ蘇聯邦財務人民委員會ト協議ノ

外務省

4.12 7

上全勞働人民委員會之ヲ公布ス

USSR中央執行委員會議長 エム、カリーニン
人民委員會議長 ヤ、ルーズタク
中央執行委員會書記 ア、エヌキーゼ

一九二八年五月二十六日

外務省

4.12 7

調一0215

0282

(一、九二八年度H、K、T、イズヴェリースチャ第三
四一三五號)

極東地方ノカムチャツカ管區、サガレン管區、ニコラエヴスキ
管區中ノオホーツク區及オリスク區並ニアムール管區ノセレ
ムチンスコ、ブレインスキー區ニ於ケル勞務ニ差遣セラル、
勞務者ニ對スル特典ニ關スル一、九二八年五月二十六日附U S
S R 中央執行委員會及人民委員會會議決定ノ適用手續ニ關スル一、
九二八年七月二十三日附U S S R 勞働人民委員會及財務人民委
員會訓令(勞働人民委員會第四二三條、財務人民委員會七〇〇
條)各聯邦共和國勞働人民委員會及財務人民委員會宛
(一、九二八年五月二十六日附U S S R 中央執行委員會及人民

外務省

委員會議決定

一、九二八年度U S S R 法令集第三十五號ノ三一二條一第十條
ニ基キ公布ス)

第一條 極東地方カムチャツカ管區、サガレン管區、ニコラエヴス
キ管區中オホーツク區及オリスク區並ニアムール管區ノセレ
ムチンスコ、ブレインスキー區ニ於ケル勞務ニ差遣セラル、
勞務者ニ對スル特典ニ關スル一、九二八年五月二十六日附U S S R
中央執行委員會及人民委員會會議決定(一、九二八年U S S R 法令集
第三五號第三一二條)ハ勞働取引所調整方法ニ關スル一、九二七年
三月四日附U S S R 中央執行委員會及人民委員會會議決定(一、九二
七年度U S S R 法令集第十三號ノ第一三二條)及勞働者募集事務

外務省

調一0215

0283

調整策ニ關スル一九二七年四月十一日附USSR人民委員會議決
定（一九二七年度USSR法令集第十九號第二一九條）ニ準據シ
USSR労働人民委員會及各聯邦共和國労働人民委員會機關ト締
結スル協定ニ基キ前記企業及營造物へ労働者ヲ（大衆的並ニ個人
的手續ニヨリ）差遣スルコトヲ條件トシ前記諸地方ニ在住スル企
業及營造物ニ差遣セラル、労働者ニ適用ス
本決定ハ労働人民委員會機關ガ雇傭主ト協定スルコトナク他都市
ヨリノ申込又ハ地方的申込手續ニ依リ差遣スル労働者ニ對シテモ
モ之ヲ適用ス

雇傭主ガ労働人民委員會機關ヲ經由セズシテ直接労働ニ差遣スル
労働者ニ對シテハ本決定ニ規定スル労働者ナル場合蘇聯邦遠隔地

（金井 氏）

外務省

方ニ於ケル國營々造物及企業ノ労働者ニ對スル特典ニ關スルUSSR
中央執行委員會及人民委員會議規定（一九二七年度USSR
法令集第二五號第二〇七條及一九二八年同法令集第三五號第三二
條）ヲ前記一九二八年五月二十六日附USSR中央執行委員會及
人民委員會議規定第二條ノ規定ヲ除外スルコトナク適用スルモノ
トス

第二條 雇傭主ガ解雇又ハ本訓令第一條ノ手續ニ依リ作業地ニ到着
シタル労働者ノ雇入ヲ拒絶スル場合ハ一九二七年五月十一日附U
SSR中央執行委員會及人民委員會議決定第四條ノ規定ヲ適用ス
ルモノトス

外務省

55

（金井 氏）

55

十一日附USSR中央執行委員會及人民委員會會議規定第十三條ノ規定ヲ適用スルモノトス

第四條 労働人民委員會機關ハ補償（一九二八年五月二十六日附USSR中央執行委員會及人民委員會會議規定第九條）支拂ニ關シ左記事項ヲ包含スル雇傭主ノ願書ニ依リ前渡支拂ヲナスモノトス
(イ) 労働者ノ種類（人数、職業、職務、作業地、定給額、旅行ニ關スル補償額（普通額又ハ倍額）ノ明示並ニ各人ニ支拂フベキ金額精算書貳通）

(ロ) 前渡金返済期間（一ヶ年以下）及手續

第五條 労働人民委員會機關ハ第四條ニ掲グル願書ヲ受理シタル後當該雇傭主ノ勘定ヲ以テ受領書二通ト引換ヘニ労働者ニ對シ支拂

(法律紙)ト

外務省

ヲナスモノトス本受領書ハ一通ヲ労働人民委員會機關ニ保管シ他ノ一通ヲ雇傭主ニ送附スルモノトス

第六條 労働人民委員會機關ハ労働者ノ出發ニ際シ支拂ヒタル金額ニ關スル證明書ヲ労働者ニ交付ス

第七條 労働人民委員會機關ハ旅行ニ關シ支拂フベキ金額ノ三分ノ二以下ヲ労働者ニ支給ス、殘額ハ労働者ガ作業地ニ到着後第六條ニ掲クル證明書ヲ提示スル場合雇傭主ニ於テ之カ支拂ヲ行フモノトス

第八條 支給シタル前渡金ノ増價トシテ雇傭主ヨリ労働人民委員會機關ニ納入シタル金額ハ會計年度ノ終了迄同機關ニ保管スルモノトス但シ本訓令ニ從ヒ更ニ前渡金交付ノタメ之カ支拂ヲ爲スコト

(法律紙)ト

外務省

ヲ妨ケス

第九條 雇傭主ニ對スル前渡ノタメニ要スル資金ハUSSR労働人民委員會及當該聯邦共和國労働人民委員會ノ豫算ニ計上スルコトヲ要ス

USSR労働人民委員 シユミツト
財務人民委員代 クズネツオヴ

(添付紙ト)

外務省

(添付紙ト)

(一九二七年度USSR法令集第二五號ノ二七〇)

一九二七年十月十一日附蘇聯邦遠隔地方ニ於ケル國營々造

物及企業ノ勞務者ニ對スル特典ニ關スルUSSR中央執行

委員會及人民委員會議決定

第一條 蘇聯邦遠隔地方(第二條)ニ於ケル國營々造物及企業ノ勞務ニ移動(自己ノ希望ニ依ル場合ト雖)又ハ任命セララルル勞務者ハ若シ現住所ト新勤務地間ノ距離カ鐵道ニテ一千キロ米又ハ其他ノ交通機關ニテ五百キロ米ヲ超ユル場合ニハ次ニ規定スル特典ヲ享有スルモノトス
備考一左ノ者ニ對シ本決定ヲ適用セズ
(イ)赤衛軍現役軍人

外務省

調一0215

0286

(四) 大衆的雇入及移動ノ場合

備考ニ本條ニ掲クル勞務者トノ勞働契約ハ三ヶ年以下ノ期間ヲ以テ締結スルコトヲ得

第二條 遠隔地方ヲ二區ニ分割ス、中央部トノ交通及通信ノ特ニ不便ナル條件並ニ不良ナル氣候條件ニアリ又文化ノ程度低キ地方ハ

第一區地方トス其他ノ遠隔地方ハ第二區地方トス

地區別遠隔地方ノ目錄ハ聯邦共和國勞働人民委員會及蘇聯邦關係人民委員會ノ提示ニ基キ蘇聯邦財務人民委員會及同職業組合中央會ト協議ノ上蘇聯邦勞働人民委員會之ヲ認可ス

第三條 管理部ノ命ニ依リ移動スル勞務者ニ對シテハ旅費ヲ支拂ヒ旅行期間及追加六日分ニ對シ月額賃銀ノ三十分ノ一ニヨル日當

(蘇聯語)

外務省

(蘇聯語)

月額賃銀ニヨル一時手當並同棲家族ヲ同伴スル場合家族ノ旅費ニ相當スル一時手當(但シ家族一人ニ付月額賃銀ノ四分ノ一以上)ヲ支給ス

前記總テノ支拂額ハ當事者ノ協定ニヨリ二倍迄増額スルコトヲ得新ニ招聘セラルル勞務者又ハ自己ノ希望ニ依リ移動スル勞務者ニ對シテハ當事者ノ協定ニ依リ本條第二項ニ規定スル標準ヲ超過セサル額ヲ以テ前記支拂ヲナスモノトス

備考、日常及一時手當ノ計算ノ基礎ハ新勞務ノ賃銀トス

第四條 病氣、不具、人員縮少、企業及營造物ノ全部又ハ一部ノ解散或ハ一ヶ月以上事業休止並ニ他ノ勞務ニ移動拒絶ニ因リ第一條ニ掲クル勞務者ヲ解雇スル場合勞務者ハ自己ノ選擇ニ依リ月額賃

外務省

(抜粋)

銀ニ相當スル一時手當（勞働法ニ依ル解雇手當ノ外ニ）或ハ僑住
所迄ノ自己ノ旅費及同棲家族ノ旅費ヲ受取ル權利ヲ有ス
前記手當或ハ旅費ハ死亡勞務者ノ家族ニ對シテモ支給スルモノト
ス

手當或ハ旅費ノ支給ニ關シテハ解雇又ハ勞務者死亡ノ日ヨリ六ヶ
月以内ニ届出ツヘキモノトス

第五條 第一條ニ掲クル勞務者ニ對シ左ノ場合ニ依リ定給額ニ割増
金ヲ支拂フ

- (イ) 第一區地方 一 勤務一年經過毎ニ 一〇%
 - (ロ) 第二區地方 一 勤務三ヶ年經過毎ニ 一〇%
- 割増金總額ハ定給額ノ百パーセントヲ超ユルコトヲ得ス

外務省

(抜粋)

勞務者ハ當該割増金ヲ受クル權利ヲ付與セララルル地方ニ於テ勞務
ヲ繼續中右割増金ノ支拂ヲ受クルモノトス

第六條 條聯邦勞働人民委員會、同勞務監督人民委員會、同財務人
民委員會及同職業組合中央會ト協議ノ上定ムル目錄ノ職別ニ因ス
ル第一條ニ掲クル勞務者ハ第一區地方ニ於テハ同一雇主ノ許ニ
勤務三ヶ年間毎ニ又第二區地方ニ於テハ五ヶ年間毎ニ給與ヲ保留
シ三ヶ月間休暇（普通休暇ヲ含ム）ヲ享クル權利ヲ有ス。休暇利
用地迄ノ往復日數ハ前記期間ニ算入セス
但シ缺勤ノ總數六ヶ月ヲ超ユルコトヲ得ス
備考 本條ニ規定スル目錄ハ本條ニ掲クル手續ニ依リ條聯邦ノ個
々ノ遠隔地方ニ對シ變更スルコトヲ得

外務省



(添付紙ト)

第七條 第六條ニ掲クル勞務者ニ對シ若シ該勞務者カ引續キ學術的
修了ヲ要スル勞務ニ從事スル場合五ヶ年勤續後當事者ノ協定ニ依
リ給與ヲ保留シ三ヶ月乃至六ヶ月間學術的出張ヲ許與ス

第八條 遠隔地方ニ於テ三ヶ年以上勤續(勤務カ各種國營々勞務及
企業ニワタルト雖)シタル第六條ニ掲クル勞務者ノ子女ハ入學ニ
關シテ筋肉勞働者ニ準セラレ採用並ニ授業料ニ關シ聯邦共和國ノ
立法手續ニ依リ規定スル特典ヲ享有シ又雇傭主ノ負着ニヨリ一年
ニ二回學生現行料ニヨリ勞務者ノ住所以外ニアル學校へ往復スル
モノトス

第九條 遠隔地方ニ於ケル勤務ノ開始期ハ勤務地到着ノトキトス

第十條 勞務者カ遠隔地方ニ於ケルアル國營々遺物又ハ企業ヨリ他

外務省

5.8

(添付紙ト)

ニ移動シタル場合並ニ遠隔地方ニ於ケル國營々遺物及企業ノ事業
休止ノ場合ニハ遠隔地方ニ於ケル労働年限ハ新ニ就業シタル時ヨ
リ計算スルモノトス舊年限ノ算入ハ當事者ノ協定ニ依ルモノトス
第十一條 第七條及第八條ニ規定スル特典ハ就業前遠隔地方ニ居住
セシ第六條ニ掲クル職別ノ勞務者ニ對シテモ供與スルモノトス
第十二條 遠隔地方ニ任命セラルルタメ遠隔地方目錄ニ編入セラレ
サル都市ニ派遣セラルル勞務者カ任命迄該都市ニ六ヶ月以下滞在
スル場合ハ本決定ニ定ムル特典ヲ享クル權利ヲ喪失スルコトナシ
但シ最初ノ出發地ヨリ最終ノ任地迄ノ距離カ第一條ニ掲クル距離
ヲ超過スル場合ニ限ル

第十三條 自己ノ希望ニ依ル退職者又ハ労働契約定期間限滿了前ニ

外務省

5.8

労働法第四十七條(二)項ニ因ル被雇傭者ハ一時手當(第三條)ヲ返
給スル義務ヲ有ス

備考 本條ハ健康上醫師診査會ノ決定ニ従ヒ退職シタル場合ニハ
適用セス

第十四條 本決定ニヨリ提供セラル特典ハ蘇邦共和國ノ立法手續ニ
依リ當該蘇邦共和國ノ營造物及企業ノ労働者ニシテ蘇邦共和國内
ノ遠隔地方ノ労働ニ移動セラレ又ハ新ニ招聘セラル者ニ對シテハ
労働者ノ最初ノ居住地ト遠隔地方ニ於ケル勤務地間ノ距離ニ不
供與スルヲ供

第十五條 本規定適用ニ關スル訓令ハ蘇聯邦財務人民委員會及同職
業組合中央會ト協議ノ上蘇聯邦労働人民委員會之ヲ公布ス

外務省

(添付紙)ト

USSR 中央執行委員會議長 エム、カリーニン
人民委員會議長代 ア、チユルーパー
中央執行委員會書記 ア、エヌキーゼ
一九二七年五月十一日

モスコー、クレムリン

(添付紙)ト

外務省

調一0215

0290

(赤枠紙)

(一、九二七年度ハキツイズエスチヤ第二一號)

(一、九二七年度USSR法令集第二五ノ二六九)

一、九二七年五月十一日附蘇聯邦遠隔地方ニ於ケル國營々造物及企業ノ勞務者ニ對スル特典ニ關スル決定實施ニ係ルUSSR中央執行委員會及人民委員會議決定

第一條 本日附認可濟蘇聯邦遠隔地方ニ於ケル國營々造物及企業ノ勞務者ニ對スル特典ニ關スル決定ハ一、九二七年六月一日以降實施ス

第二條 蘇聯邦財務人民委員會及同職業組合中央會トノ協議ノ上ニ九二七年六月一日迄ニ左ノ通り公布スルコトヲUSSR勞働人民委員會ニ委任ス

外務省

(赤枠紙)

(イ)舊法律ニ基キ遠隔地方ニ於ケル勸務ニ關聯シテ特典ヲ享有スル勞務者ニ對シ前記決定適用手續ニ關スル規則

(ロ)同決定第二條ニ規定スル遠隔地方ノ目錄

第三條 蘇聯邦財務人民委員會、同勞務監督人民委員會及同職業組合中央會ト協議ノ上ニ、九二七年六月一日迄ニ同決定第六條ニ定ムル目錄ヲ公布スルコトヲ蘇聯邦勞働人民委員會ニ委任ス
第四條 前記決定ニ應ジテ自己ノ立法ニ着手スルコトヲ聯邦共和國政府ニ提議ス

- USSR中央執行委員會議長 エム、カリーニン
- 人民委員會議長 ア、チュルバ
- 中央執行委員會書記 ア、エヌキーゼ

外務省



一、九二七年五月十一日

モスクバ、クレムリンニ於テ

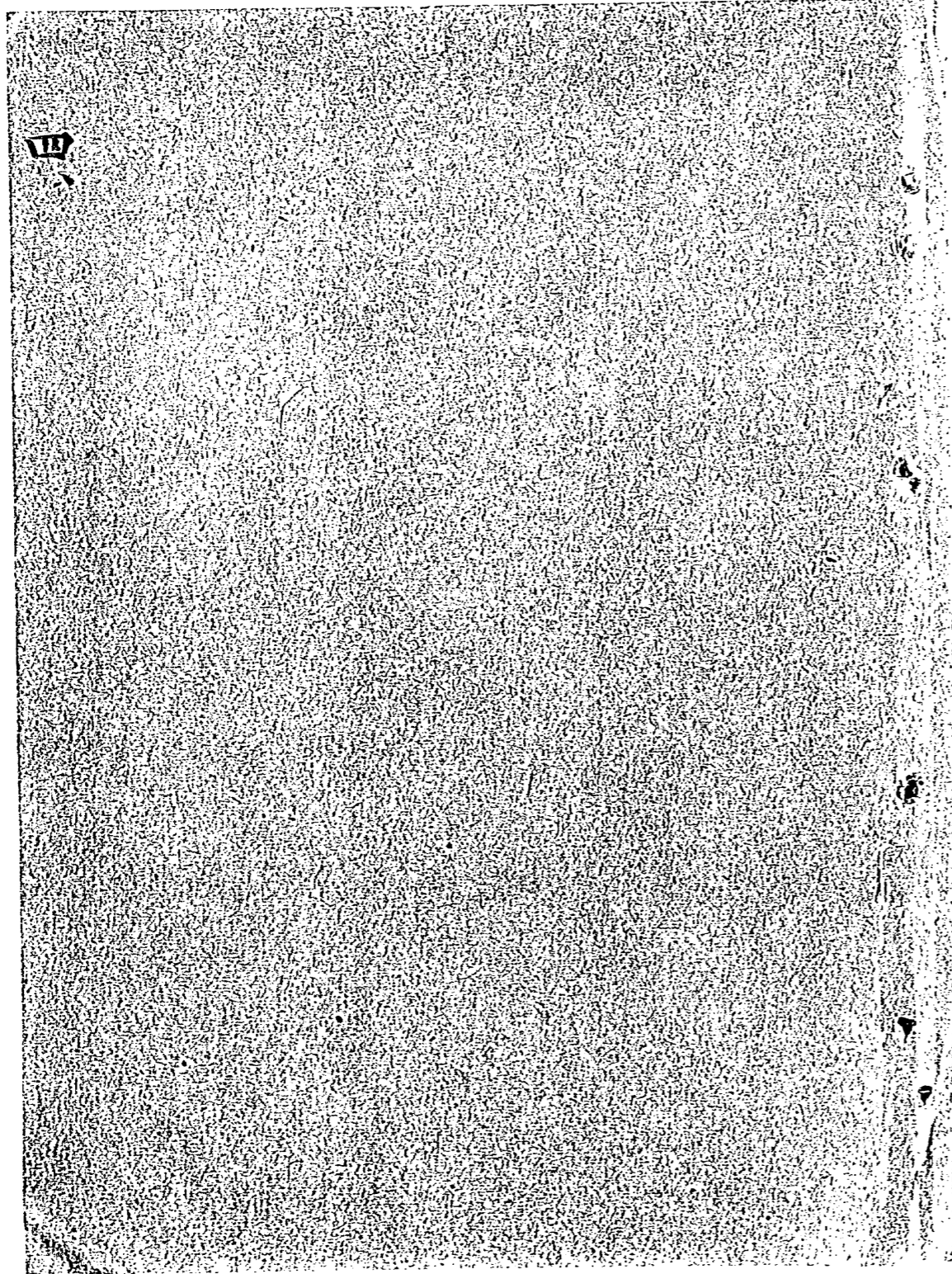
（添付紙ト）

外務省

5.8

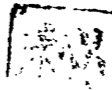
調一0215

0292



調一0215

0293



(昭和五年十月廿五日調) 歐米局第一課

朝鮮銀行ニ對スル露貨買賣禁止ニ依ル利權營業者ノ

負擔超過問題

昭和五年八月樞東地方財政部當局ハ朝鮮銀行浦潮支店検査ノ結果同支店ニ對シ九月十二日附ヲ以テ公定相場ニ依ラサル露貨自由買賣ヲ禁止スルニ至レル結果從來同支店ニ於テ安價ナル相場(約三分ノ一乃至四分ノ一見當)ヲ以テ所要ノ露貨ヲ入手シ居タル我石油石炭利權營業者ニ於テモ大ナル負擔ノ増加トナリ本留問題ノ我方ニ有利ニ解決セラレサル限り今後我營業者ノ受クヘキ打撃甚々大ナルモノアルヘシ依テ今右負擔超過額ヲ最近一ケ年間ニ於ケル露貨受拂額ニ依リ推定計算セハ別表ノ通り北樺太石油會社ニ於テハ一ケ年約四十七

外務省

余林 誌ト

萬圓程度、北樺太領業會社ニ於テハ一ケ年約五十二萬圓程度ノ負擔超過ヲ見ルコトトナル

右ニ付利權營業者ニ於テモ夫々對策攻究中ナルモノノ如ク企業勞働者ニ對スル物資價格引上ニヨル救済策(註、物資供給ニ依リ勞働者ヨリ收納スル金額ハ勞銀ノ約七割見當ノ由)尤モ考量ノ中ニ容レアル模様ナルカ露貨手持金相當アルコト等ノ關係アリ旁々營業者側ハ今暫クハ油業營業者ノ露貨問題ニ關聯スル借區料引下ニ關スル對露交渉ノ經過ヲ見送ラントスルモノノ如シ

外務省

(第一表)

北樺太石油會社露貨資金調書 (自昭和四年四月
至同 五年三月)

支出總額(露貨) 一、四五六、八四七留五七哥

内譯

(一) 給料 一、〇一二、〇二九留四八哥

(二) 社會保險料及組合納付金 三〇九、三六三、四三、

(三) 雜口 一三五、四五四、六六、

収入總額(露貨) 八二八、三四〇、五四、

内譯

(一) 酒保賣上 七二四、四七八、一〇、

(二) 用度賣上 四四、二二一、五六、

外務省

余計モト

(二) 雜口

五九、六四〇留八八哥

右ノ表ニテ露貨差引支拂額 六二八、五〇七留〇三哥

此邦貨一留ニ付三十錢トモ 一八八、五五二圓一〇錢

同 一留ニ付一圓五錢トモ 六五九、九三二、三五、

差引超過額 四七一、三八〇、二五、

トナル

(余計モト)

外務省

(第二表)
 北樺太炭業會社露貨資金調書 (自昭和四年四月
 年出炭十二萬噸トシテ一年所要露貨左表ノ通)

請 要 金 額	物 資 ニ テ 同 收 ス ル 金 額	差 引 支 拂 金 額
一 原 木 代、切 採 掘、跡 片 付 料	3,000,000	3,000,000
二 社 會 保 險 料 (給 料、買 銀ノ一〇%)	3,000,000	3,000,000
三 組 合 納 付 金 (三%)	3,000,000	3,000,000
四 現 地 買 入 物 資 代	3,000,000	3,000,000

外 務 省

火災保險料	2,000,000	2,000,000
扶助料、團體 費、契約 費、其他	1,000,000	1,000,000
四 薪 給 補 給 費	1,000,000	1,000,000
五 休 暇 手 當 及 代 償	1,000,000	1,000,000
六 給 料 及 賃 銀	1,000,000	1,000,000
合 計	1,650,000	1,650,000

右ノ表ニテ露貨支拂額六九六二〇〇〇時價三圓〇五分ニハ八六
 〇圓〇〇ニテ済ミシモノカ公定相場トナル場合セシテ一〇一圓〇〇
 錢トナリ

差引超過負擔額 五二一五〇圓〇〇錢トナル

外 務 省



(添付紙)

一 右ノ外不當裁判ニ依ル罰金、賠償其他不慮ノ強制的賦課金ヲモ見
 込マサルヘカラス
 二 目下係争中ノ財産使用料、特典規定ニヨル貨銀増加モ萬一ノ場合
 相當多額ノ負擔トナル
 三 將來ニ向ツテハ出炭増加ニ伴ヒ所要留額ハ凡ソ出炭増加率ニ比例
 シテ増加スルモノトス(年三十萬噸ハ實現ノ豫定)
 四 新規企業ニ要スル資金ノ大部分ハ留支拂ナルヲ以テ今後ノ投資額
 ハ意想外ノ多額ニ上ルヘシ

外務省

調一0215

0297

五

調一0215

0298

北緯太産業五年計劃ノ北緯太石油石炭利權
事業ニ及ホシタル影響

(昭和五年十月二十九日歐米局第一課)

「ソヴイェト」聯邦中央政府ノ産業五年計劃ニ從ヒ北緯太ニ於テモ別紙附録ノ通り其ノ五年計劃ナルモノヲ對立シ石油石炭ヲ始メ各種産業ノ開發ニ努ムルコトナリタルカ同計劃ハ極メテ雄大ナルモノニシテ資金ト人物ニ缺クル處多キ今日急遽實現ハ素ヨリ想像シ得ヌ旁々北「サガレン」石油「トラスト」ハ別トシ同計劃遂行ヲ使命トシテ設立セラレタル國營開發會社「アソ」ノ如キモ漸ク其ノ一部ノ事業ニ着手セルニスキサル有様ナレハ我利權事業ニ對シテ及ホシタル影響ハ左記ノ通りニシテ目下ノ處差シテ大ナラサルモ將來「ソヴ

外務省

(余林氏ト)

「ソヴイェト」側事業ノ發展ニ伴ヒ事業上ノ競争ハ勿論各般ニ亘リ其ノ影響ヲ及ホスコト尠少ニアラサルヘシ
一 所要労働者ノ不足

(1) 各地ニ産業開發セラレタル結果極東ニ於ケル労働者ハ之カ爲著シク沸底シ我利權營業者ハ所要露國人労働者殊ニ熟練労働者ノ備入レニ著シク困難ヲ感スルニ至レル趨ナリ然ルニ右不足労働者ヲ露國人以外ヲ以テ補充セントスルモ「ソヴイェト」側ノ同意ヲ得ルコト相當困難ニシテ結局絶エス多少ノ労働者不足ヲ見サルヲ得サル趨ナリ

(2) 「サガレン」石油「トラスト」乃至「アソ」(「サガレン」株式會社)ノ事業進展ト共ニ此等企業ハ不足スル労働者ヲ折角多額ノ

外務省

(余林氏ト)

經費ヲ投シテ達レ來レル我利權事業労働者中ヨリ奪ヒテ補充スルノ方法ニ出ツルコト一再ナラスト云フ

ニ労働賃銀ノ上騰ヲ絶エス要求セラルルコト

幾多ノ特典ヲ有スル「ソヴイェト」側企業ニ於テハ物資ヲ供給スルコト極メテ貧弱ナル代リニ勞銀ノ標準幾分高キ概ナルカ労働者側ハ利權營業者ヨリ潤澤ナル物資ヲ受ケ乍ラ尙且勞銀ノ國營企業ト同一ナランコトヲ要求シテ已マス爲ニ毎年改訂セラルヘキ團體契約締結交渉ハ常ニ難澁ヲ極ムト云フ

三「オハ」 「モスカリオ」間鐵道建設ノ件

「ソ」政府ハ北薩哈爾亞狀線建設ノ計劃アリ茲ニ北「サガレン」石油「トラスト」ノ計劃セル「オハ」 「モスカリオ」間鐵道布設

外務省

ヲ自ラ實行スルコトトナレリ然ル處同鐵道ハ「オハ」ニ於ケル石油會社ノ有望ナル鐵區ヲ通過スルノミナラス企業用建物ノ一部ノ取拂ヒヲモ餘儀ナカラシムルニ至レリ

四新利權獲得ノ困難

「マカリエフスキー」炭坑ノ如キハ豫テヨリ北樺太鐵業會社ニ於テ入手豫行センコトヲ希望シ久シキ以前ヨリ「ソヴイェト」當局ニ對シ交渉ヲ爲シ居タルモノナルモ「ソ」側ハ「サガレン」産業開發ヲ目的トスル「アソ」ヲ設立シ之ヲシテ同炭坑ヲ經營ノ爲ニ調査セシムルコトトセリ。

外務省



(附録)

薩哈噠管區産業五年計劃大要

昭和四年一月亞港ニ開催セラレタル全「サガレン」管區「ソヴイエ
ト」大會ニ於テ當時ノ執行委員長「レベデフ」ハ大要左ノ如キ同管
區ニ於ケル五年計劃ヲ發表セル趣ナリ

因ニ「ソヴイエト」側ニ於テハ「サガレン」石油「トラスト」ヲ
シテ採油事業ヲ盛大ニ行ハシメツツアルヲ始メトシ「オハリー」
モスカレオ」間鐵道ノ建設ヲ開始シ亞港管港ノ調査ヲ行ヒ更ニ昭
和四年十月以來「サガレン」開拓ノ使命ヲ帯ヒテ創立セラレタル
國營「サガレン」株式會社(略稱「アソ」)ヲシテ活動ヲ開始セ
シメタルカ右「アソ」ハ「ダリレス」ヨリ森林伐採事業ヲ「ダリ

(金持色)

外務省

51

ウゴリ」ヨリ「ロガトイ」炭坑(右ノ外「ムガイチ」及「マカリ
エフスキ」炭坑ノ調査ヲ行ヒ又ハ行ハントシツツアリ)ヲ「ゴ
ストルグ」ヨリ輸出入業ヲ又「ダリルイブ」ヨリ漁業ヲ夫々繼承
シテ活躍スルニ至レリ

(金持色)

外務省

51



五ヶ年計畫ハ吾カ管區カ全然孤立セル島嶼ニアリテ良港ヲ有セス且ツ航海期間短キ等頗ル不利ノ點アルモ石油、石炭魚族等數モ短期間ニ資金化シ得ル天然ノ富源ヲ有スルヲ以テ産業ノ開發、殖民事業達成ノ好適地ト認メラレ本計畫ノ成功モ難事ニ非サルカ故ニ極東地方一般計畫ニ追從シテ左ノ如ク最大限度ノ五ヶ年計畫ヲ樹テタルカ當管區カ大陸ニ比シテ年々移民ノ増加シ居ルコトト利權事業ノ存在トヲ考慮ニ入レ物貨ノ輸出入ハ權威ア少機關ヲ創立シテ之ヲ統一シ消費組合ヲシテ物資、商品ノ供給、販賣ヲ獨占セシメ以テ個人商業ヲ壓倒シ交通路、文化ノ施設ヲ完備シ熟練有能ノ労働者ヲ發生シテ本大事業ヲ遂行スルコトヲ期ス即チ五ヶ年末期ニハ

「原油 「オハ」二十三萬屯「ヌートオ」二十一萬屯「カタングリ」

(添付紙)

外務省

六萬屯合計四十九萬屯ニ達セシム右計畫遂行ノ爲メニ要スル投下資金ハ二千萬留トス

「石炭 「ロガートイ」炭坑七萬五千屯、新炭坑、十六萬一千屯、「ムガート」炭坑七萬五千屯、合計三十一萬一千屯投下資金ハ「ロガートイ」炭坑百四十萬留、新炭坑二百三十萬留、「ムガート」炭坑百二十萬留合計四百九十萬留トス

「漁業 現在西海岸（アレクサンドロフスク分管區）ノ漁撈額十二萬八千留ヲ二百六十一萬留ニ「ルイブノフスキー」分管區ノ百五十萬留ヲ七千三百六十萬留ニ達セシム

東海岸及北海岸方面ハ主トシテ鯨、蟹、狩獵業ヲ發達セシメ其ノ漁獲物ノ六十一「パーセント」ハ之ヲ輸出シ從來外國ヨリ供給ヲ仰

(添付紙)

外務省



キ居リタリシ輸入品ヲ驅逐シ英米兩市場ノ賣品ニ比スヘキ良質ノ
製品トナスヘシ
投下資金ハ冷藏庫、罐詰工場、沿岸水室、「トロール」船等ノ建
造ニ使用サル

四 林業 石油、石炭其ノ他ノ企業及建築用材ノ需要ヲ滿スタメ一大
林業企業ヲ起ス右産額ハ五ヶ年末期ニハ十五萬立方米突ニ達セシ
メ其ノ中五十「パーセント」ヲ輸出ス林區ハ「アレクサンドロフ
スク」分管區、「ボロナイ」及「トウイム」河流域トス
五 地方産業 煉瓦工場二ヶ所樹脂製造所二ヶ所「ルイコフ」ニ發電
所、工業用酒精製造所等ノ新設費トシテ八十七萬留ヲ投下シ右ノ
内二十七萬留ハ分管區ニ投下ス

(添付紙)

外務省

尙殖林業、調査事業、保護施設等ノ産業用諸費三千五百萬留ヲ支
出スル筈

六 農業 五ヶ年計畫ハ農業ノ革新ヲ期スルタメ乳牛二千頭ヲ輸入シ
種畜ノ輸入ノ計畫ヲ樹テ耕地ハ四十七「パーセント」増加セシメ
收穫高ヲ三十「パーセント」引上ク農業施設及其ノ機械化ニ對シ
テハ徹底的手段ヲ採ルヘシ
右諸費用ハ百二十萬留ニ達スヘシ
七 文化施設 五ヶ年末期ニハ初等科義務教育ヲ實施シ從來通學ノ不
便ヲ改ムル爲寄宿制ヲ採用ス工場所在地ノ學校ハ將來修學年限ヲ
七年ニ延長シテ實業教育ヲ施シ九ヶ年卒業制職業技藝學校ヲ新設
シテ鐵山學ヲ修シム此ノ外模範的活動寫眞館ヲ新築ス而シテ右數

(添付紙)

外務省



(資料紙)ト

育費トシテ二百八十九萬八千留ヲ計上シタリ
 保健ニ關シテハ新病院ノ建設採發網ノ擴張ヲ計畫シ同費目トシテ
 ハ四十一萬二千留ヲ支出ス
 尙亞港ニ無線電信局ヲ新設シ其ノ他一般ノ「ラジオ」化ヲナス貿
 易ハ激増ヲナスニ付五ヶ年計畫ニハ商品分配網ノ擴張價格引下ケ
 輸入品質ノ選擇、倉庫、冷藏庫、卸シ店舗其ノ他ノ創設ヲ含ミ居
 リ右投下資金ハ百五十萬留ニ達スヘシ
 住宅建設 住宅建設ハ一稅計畫ニ順應シ産業地ノ住宅建設及市營
 住宅建設例ヘハ消費組合、市役所其ノ他ヲ含ム建築費トシテ二百
 萬留ヲ投下スル等
 交通路 亞港築港、道路ノ敷設及其ノ修理ヲ計畫シ之ニ三百二十

外務省

(資料紙)ト

萬留ヲ要ス右完成ノ睨ニハ亞港ハ三十五萬屯ノ收容力ヲ有スルニ
 至ルヘク且ツ碎氷船ノ來航スルコトヲ得ヘクカ故ニ航海日數モ二
 百五十日ニ延長スルコトヲ得ヘシ
 亞港―「アグネオ」間及亞港―「マーチ」間ニ鐵道ヲ敷設シ石炭
 産地ト港トヲ結ビ付ケ且ツ亞港―「デルビンスコエ」―「スイス
 ク」間鐵道敷設調査ヲナス右費用ハ七百萬留ヲ以テ完成ヲ期スル
 カ故ニ大困難ヲ伴フヘシ
 此ノ外「サハリンネフチ」ハ「オハ」―「バイカル」間原油輸送
 管敷設ノ計畫ヲ有ス
 尙「ズブコフ、ドウナイスキー」技師ノ案タル「デルビンスコエ
 「オハ」間大水路開鑿ノ計畫アルモ右ニハ巨額ノ工事費ヲ要スル

外務省

調一0215

0304

ニ付更ニ調査ヲナスコトニセリ

大殖民 五ヶ年末期ニハ現在ノ住民總數一萬六千五百人ヲ四萬一千人トナス計畫ヲ樹テ農民五千人、職人一千六百人ヲ沿岸及「ルイコフ」分管區方面ヘ移住セシメ而シテ産業地ニハ熱線労働者一千七百五十人ヲ配置シ石炭、石油事業ニハ特ニ「ドンパス」、高加索ヨリ労働者ヲ招致スヘシ

此ノ外林業地其ノ他ニ仕向クル爲右計畫以外ニ六千名ノ特種移民ノ計畫ヲ目論見居レリ

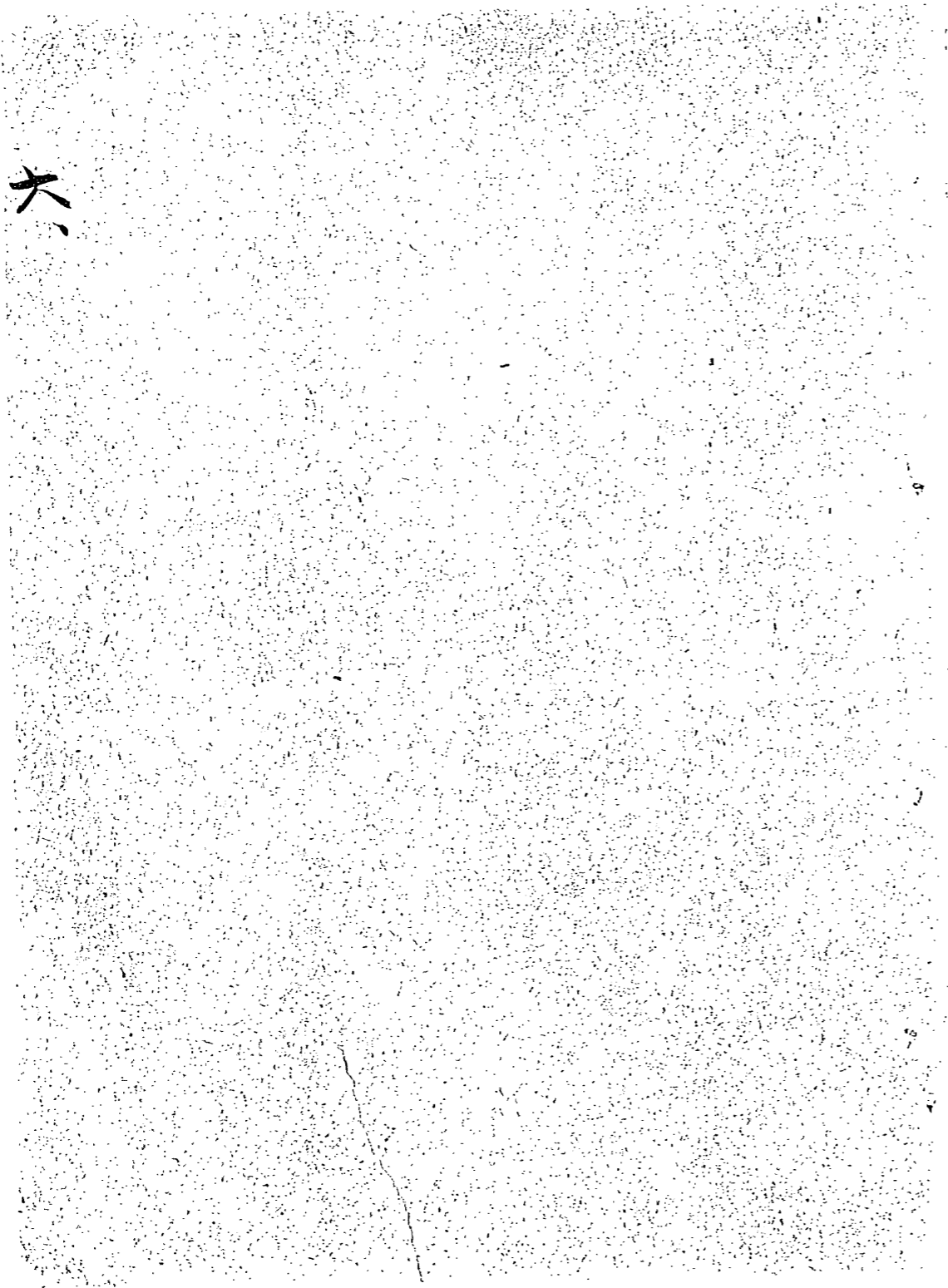
本五ヶ年計畫ニハ總額六千七百萬留ヲ要スル所右ノ内四千五百萬留^{クライ}ハ極東地方廳之ヲ負擔スルコトニナリ居レリ。

以上

外務省

(添付紙)





大

調一0215

0306

極秘

昭和五年十月

保障占領解除當時北「サガレン」ニ現存セル石油
及石炭事業財産ノ帰屬問題交渉經過

歐米局第一課

外務省

(添付紙)ト

58

北樺太石油石炭事業財産歸屬問題

大正十四年一月二十日北京ニ於テ劉田セラレタル日露基本條約附屬
議定書(乙)第一號ニ於テ「ソヴィエト」聯邦政府ハ北「サガレン」東
海岸ニ於ケル油田開發ニ對スル利權ヲ日本政府ノ推薦スル日本當業者
者ニ許與スルコトヲ約シ又第三號ニ於テ北「サガレン」西海岸ニ於
ケル炭田開發ニ對スル利權ヲ等シク日本政府ノ推薦スル日本當業者
ニ許與スルコトヲ約シタリ依テ大正十四年七月北樺太石油企業組合
(北「サガレン」保障占領中北「サガレン」東海岸「オハ」等ニ於
テ油田ノ開發ニ當リ居リタル北辰會(日石、久原、三井外敷社ノ「
シンヂケード」ノ後身ニシテ又現北樺太石油株式會社ノ前身ナリ)
及北樺太石油企業組合(北「サガレン」保障占領中北「サガレン」

(添付紙)ト

外務省

58

調一0215

0307

西海岸「ドゥーエ」等ニ於テ炭田開發ニ從事シ居タル三菱外數社ノ組織セルモノニシテ現北樺太鑛業株式會社ノ前身ナリ）佐野組合（北「サガレン」保障占領中北「サガレン」西海岸「マーチ」ニ於テ炭田ノ開發ニ從事セルモノ）坂井組合（北「サガレン」保障占領中北「サガレン」西海岸「アグニエヴォ」ニ於テ炭田ノ開發ニ從事セルモノ）及塚原組合（北「サガレン」保障占領中北「サガレン」西海岸「ボロヴィンガ」ニ於テ炭田ノ開發ニ從事セルモノ）ノ五組合ハ政府ノ推薦ヲ受ケ莫斯科ニ於テ「ソヴィエト」聯邦政府ト夫々從來稼行セル領區ヲ基礎トシテ權利ノ獲得方交渉シ大正十四年十二月十四日北樺太石油企業組合ハ北「サガレン」東海岸「オハ」等ノ油田開發ノ利權契約ヲ、北樺太石炭企業組合ハ北「サガレン」西海

（本報紙）

外務省

5.8

岸「ドゥーエ」等ノ炭田開發ノ利權契約ヲ、坂井組合ハ北「サガレン」西海岸「アグニエヴォ」ノ炭田開發ノ利權契約ヲ「ソヴィエト」聯邦最高經濟會議ト締結シ（因ニ佐野組合ハ利權契約ヲ放棄セリ）塚原組合ハ大正十五年二月十九日北「サガレン」西海岸「コスチナ」ニ於ケル炭田開發ノ利權契約ヲ「ソヴィエト」聯邦最高經濟會議ト締結セリ（因ニ塚原組合ハ占領中稼行シ居タル「ボロヴィンカ」炭坑ヲ幾ルコトヲ得スシテ代リニ「コスチナ」炭坑ヲ得タルモノナリ）然ルニ大正十四年ノ利權交渉ニ於テ「ソヴィエト」聯邦政府側ハ北「サガレン」ニ現存スル日本人ノ石油及石炭事業財產ハ大正十四年五月保障占領ノ解除ト共ニ全部「ソヴィエト」聯邦ノ鑛業及鑛業企業財產固有令ノ效力ニ依リ同聯邦ノ國有トナレルモノナリト主張シ

（本報紙）

外務省

5.8



タル爲不得已北「サガレン」現存財産ノ歸屬問題ハ後日日露兩國政府間ニ於テ交渉シ之ヲ解決スルコトトシ各利權契約ハ全然本問題ニ觸ルルコトナクシテ調印セラレタルモノナリ

其後各當業者ヲシテ北「サガレン」油田、炭田現存財産ノ調書ヲ作成セシメ大正十五年七月二十六日附歐一機密第二一八號公信ヲ以テ之ヲ在莫斯科田中大使へ送付スルト共ニ現存財産歸屬問題處理方ニ關シ

「北「サガレン」ニ現存スル地方財産ニ付テハ大正十四年莫斯科ニ於ケル利權交渉ノ際ニ於ケル累次ノ電報中ニ申進シタル通り「ソヴイエト」聯邦政府ニ其ノ所有權ノ移轉スヘキ理由ナキニ依リ先ツ此ノ見解ヲ基礎トシテ交渉セラルヘキコト必要ナルモ

(資料紙)ト

外務省

5.8

而モ飽迄我方所有權ヲ固執スルトキハ交渉纏リ難カルヘキニ付已ムヲ得サル場合ニハ所有權問題ヲ離レ實際的見地ヨリ解決スルコトトシ北「サガレン」ニ於テ從來我方ノ施設シタル石油及石炭事業關係財産ニシテ今後引續キ利權當業者ニ於テ使用セムトスルモノハ利權契約ニ基キ當業者ニ於テ新ニ設備スル財産ト同一ニ取扱ハルヘキコトニ取極ムル様努メラレタキ

旨訓令アリタリ

(資料紙)ト

外務省

5.7

調一0215

0309

(添付紙ト)

於茲大正十五年十二月一日附公文ヲ以テ在莫斯科帝國大使館ヨリ「ソヴイェト」聯邦外務人民委員部ニ對シ左ノ通申入レタリ
「一九二六年（大正十五年）十二月十四日附ヲ以テ「ソヴイェト」聯邦政府ト日本當業者トノ間ニ北「サガレン」ニ於ケル石油及石炭企業ニ關シ締結セラレタル利權契約ニ依レハ利權地域内ニ存在スル「ソヴイェト」聯邦政府所有財産ニシテ右企業ニ關係アルモノハ利權者ノ使用ノ爲引渡サルヘク斯ル財産ニ付テハ利權者ハ「ソヴイェト」聯邦政府ニ使用料ヲ支拂フヘキコトナリ居レル處右ニ依リ利權者ニ引渡サルヘキ「ソヴイェト」聯邦政府財産トハ具體的ニ何ヲ指スヤハ利權契約ノ何等規定セサル所ナルカ日本大使館ノ見ル所ニ依レハ從來「ソヴイェト」聯邦

外務省

(添付紙ト)

關ニ於テハ日本政府又ハ日本當業者カ幾ニ北樺太保障占領當時同地方ニ石油及石炭ノ採掘ノ爲投資設備シタル財産ヲモ亦「ソヴイェト」政府ノ財産トシテ取扱ハントスルカ如キ意圖ヲ示セリ即一九二五年（大正十四年）十二月前記利權契約カ將ニ締結セラレントスルニ際シ之ニ關スル諸事項ニ付田中大使ト「アラロフ」氏トノ間ニ致次商議ノ次第アリタルカ一九二五年十一月三十日ハ會議ニ於テ「アラロフ」氏ハ田中大使ニ對シ油田利權ハ現存財産中ニハ日本側所有財産ハミナラス「スタヘト」エハ「ハ所存財産モ混在シ居レリ「スタヘト」ノ財産ハ「ソヴイェト」聯邦ノ法律ニ依リ國有トセラレタルモノナル處其ノ財産ト日本側所有財産トハ之ヲ分明ニスルコト困難ナルヲ以テ

外務省



一括シテ「ソヴ イ エト」聯邦政府ノ所有財産トシ利益者ノ之カ
使用ニ對シ使用料ヲ設スル取扱トシ度ク其ノ代リ「ソヴ イ エト」
聯邦側トシテハ右使用料ヲ低率トスルコトニ異議ナキ次第ナル
旨達ヘラレ又炭坑關係財産ニ付テハ鐵ニ日本大使館ト外務人民
委員部トノ間ニ利益地或外ニ於ケル炭坑採掘權賣方ニ付交渉ノ
次第アリタル際同委員部ハ一九二六年（大正十五年）四月二十
八日附口上書第四一〇五號中ニ從來日本當業者カ採掘セル地
内ニ存在スル財産ハ「ソヴ イ エト」聯邦ニ歸シ之カ處分權ヲ右
當業者ニ許與スルコトヲ得ストノ趣旨ヲ達ヘ居レリ
前記「アラローフ」氏ノ提言ニ對シテハ田中大使ハ當該問題ハ
利益契約以外ノ問題トシテ將來ノ交渉問題トスヘキ旨ヲ述ヘラ

（余計也ト）

外務省

レ又前記外務人民委員部口上書中ノ所言ニ對シテハ日本大使館
ハ一九二六年（大正十五年）五月三十一日附口上書第六〇號ヲ
以テ當該問題ニ付テハ日本側カ鐵ニ北「サガレン」ニ於テ油田
及炭坑企業ノ爲投資設備セル其ノ他ノ懸テノ財産ニ關スル問題
ト一併シ意見ヲ達フルノ權利ヲ留保スル旨ヲ申送り居ル所ナル
カ日本政府ノ見ル所ヲ以テスレハ油田關係財産ニ付日本側所有
財産ハ「スタヘーエフ」所有財産ト混在シ分別困難ナリトハ思
考シ得サルト共ニ炭坑關係財産ニ關シ外務人民委員部ニ於テ日
本側投資財産ヲ以テ「ソヴ イ エト」聯邦政府ノ所有ナリトシ且
投資者ハ其ノ處分權ヲ有ヤストヤラルル理由ヲ解スルヲ得サル
ナリ

（余計也ト）

外務省

前記利権契約ノ規定ニ依ル利権地域内所在「ソヴイェト」聯邦政府所有財産ノ引渡方ニ關聯シ又從來ノ日本關係者ハ其ノ投資財産ノ處分ヲ爲スノ必要アルニ認ミ日本大使館ハ此際事態ヲ明確ニシ置クコトヲ適當ナリト思考スルニ付テハ「ソヴイェト」聯邦國ハ油田及炭坑關係ノ日本關係投資財産ノ如何ナルモノニ付如何ナル理由ニ依リ「ソヴイェト」聯邦政府ノ所有權ヲ主張セラレントスル次第ナリヤ外務人民委員部ヨリ詳細回答アラシコトヲ附フモノナリ

右ニ對シ「ソヴイェト」聯邦外務人民委員部ヨリ一九二六年（大正十五年）十二月二十一日附公文ヲ以テ左ノ通回答シ來タレリ

外務省

（添付紙）

5.8

「北「サガレン」ニ於ケル「ソヴイェト」聯邦地方官憲ノ報告ニ依レハ北「サガレン」ニ於ケル油田、炭田開發ノ日本利権會社代表ハ利権地域内ノ財産ヲ以テ「ソヴイェト」聯邦ノ所有財産ト認ムルヲ得ストノ理由ニ依リ之カ引受調書ニ署名スルコトヲ拒絶セル趣ナリ

「ソヴイェト」聯邦政府ハ北緯太ニ於ケル日本利権會社代表ノ前記行爲ヲ以テ前記日本利権企業ノ締結セル利権契約ノ當該條項ニ違反セルモノト認メサルヲ得ス石油、石炭企業會社トノ利権契約第十一條ノ規定ニハ試掘及採掘ノ爲利権者ニ引渡サレタル利権地域内ニ在ル建物及動産ニシテ政府ニ所屬スルモノハ利権者ノ使用ノ爲之ニ引渡サルヘシ引渡サルヘキ總テノ財産ニ付

外務省

4.12ナ

調一0215

0312

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

http://www.jacar.go.jp

キテハ當事者ノ代表者立會ノ上財産目錄及評價調書ヲ作成スヘク且引渡ニ關スル特別ノ調書ハ營業者ノ代表者ニ依リ作成セラレ且署名セラルヘシ右調書ハ本利權契約ニ添付セラルヘシトアリ斯ル明確ナル規定アルニ拘ラス利權契約ニ基ク政府所有財産引渡調書目錄及評價調書ニ署名スルコトヲ拒否セル前記利權者代表ノ行爲ハ明ニ不當ナリ利權者代表ノ提起セル利權地域内ノ財産所有權問題ニ關シテハ外務人民委員部ハ本件ハ利權契約第一條及第十一條ノ當該規定ヲ以テ完全ニ解決セラルヘキモノト認ム右條文カ「ソヴ イ エト」聯邦政府所有財産ヲ云々スルニ當リテハ利權地域内ニ存在スル財産ハ總テ「ソヴ イ エト」聯邦政府ニ歸シ利權地域内ニハ其ハ他ハ如何ナル所有者モ存在セスト

外務省

ノ推定ノ下ニ論スルモノナリ
事情如斯ナルヲ以テ外務人民委員部ハ一九二六年十二月一日附日本大使館公文ニ依リ提起セラレタル問題即利權地域内ニ存在スル財産ニ對スル「ソヴ イ エト」聯邦政府ノ所有權ニ關スル問題ハ總テ利權契約ノ實施問題ト關係ナク單ニ北「サガレン」ニ於ケル「ソヴ イ エト」聯邦官憲ト利權者代表トノ意見ノ相違ニ過キスト思惟ス右意見ノ相違ニ付テハ政府及利權者間ノ關係ハ利權者ニ引渡サルヘキ對象並利權者ニ許與セラルヘキ權利及利權者ニ課セラルヘキ義務ヲ規定セル利權契約ニ依リ完全ニ調整セラルヘキモノナルコトヲ注意シ度シ殊ニ利權ノ對象ハ之ヲ利權契約第一條及第十條ニ記載セリ故ニ利權契約ノ規定ニ基キ「

外務省

ソヴイェト」聯邦政府ヨリ一定ノ財産ヲ受領セル利権者ハ政府
カ如何ナル名ニ於テ又如何ナル理由ニ依リ該財産ヲ處分スルヤ
ノ問題ノ審議ニ立入ルノ權利ヲ有セサルナリ利権者ハ政府ヨリ
財産ヲ受入レ且石財産ノ使用手續及政府ニ返還スヘキ義務ヲ規
定セル利権契約ノ當該條項ニ依リ政府トノ關係ヲ有スルノミナ
リ
故ニ外務人民委員部ハ利権契約ノ規定ニ基キ利権者ニ引渡サル
ヘキ「ソヴイェト」聯邦財産ノ所有權問題ヲ提起セル利権者代
表ニ對シ本件財産所有權ニ關スル法律上ノ性質ヲ吟味セントス
ル如何ナル種類ノ權利ヲモ否定セサルヘカラス外務人民委員部
ハ日本大使館カ北「サガレン」ニ於ケル日本ノ石油石炭利権企

外務省

4.12

業ニ對シ右「ソヴイェト」聯邦政府ノ見解ニ付キ又財産目錄及
評價調査ニ關スル文書ヲ署名スルコトノ必要ニ付注意ヲ與ヘラ
レンコトヲ希望ス右財産目錄及評價調査ナキトキハ利権契約ノ
實施遲延スルコトナルナリ
一九二六年十二月一日附日本大使館公文ニ依リテ提起セラレタ
ル問題中「ソヴイェト」聯邦政府カ如何ナル證據ニ基キ利権地
域内ニ存在スル財産ヲ自己ハ所有ト認ムルハハ問題ニ關シテハ
外務人民委員部ハ該所有權ハ工業及商業企業ハ固有ニ關スル「
ソヴイェト」政府ハ法律命令ニ基クモハナルコトヲ指摘スルモ
ハナリ」

外務省

4.12

右ニ對シ在莫斯科帝國大使館ヨリ更ニ昭和二年（一九二七年）一月二十九日附公文ヲ以テ左ノ通「ソツイエト」聯邦外務人民委員部ヘ申入レタリ

「外務人民委員部ハ一九二六年十二月二十一日附公文中ニ於テ日本人カ北「サガレン」ノ油田及炭田ニ有スル財産ハ「ソツイエト」政府ノ工業及鑛業企業ノ固有ニ歸スル法令ニ依リ「ソツイエト」聯邦政府ノ所有ニ歸セルモノナリト主張セリ
外務人民委員部ハ前記法令ノ如何ナル關係ヲ採用セントスルヤ明ラカナラサレトモ日本大使館ハ單ニ法規ノ存在ナル事實ニ因リテ正當ニ日本政府及臣民ニ屬シ且ツ未タ嘗テ日本政府及臣民ニ依リテ放棄セラレタルコトナキ財産カ「ソツイエト」聯邦政

（添付紙ト）

外務省

5.8

（添付紙ト）

府ノ所有ニ歸セルモノト認メラルヘントノ主張ニ從フコト能ハス日本大使館ハ何時如何ナル手續ノ下ニ財産ノ所有者ノ知ラサル間ニ他人ノ手ニ渡リタルモノナリヤヲ知ラント欲ス茲ニ原則ノ論議ハ暫ク措キ日本大使館ハ外務人民委員部ノ見解ハ一九二五年一月二十日附ヲ以テ且ソ兩國政府間ニ交換セラレタル公文竝「サガレン」ニ於ケル日本財産受領ノ實狀ヲ看過セルモノト言ハサルヲ得ス交換公文ニ於テハ北「サガレン」油田及炭田ニ於テ日本人カ當時續行シ居タル事業ハ北京條約附屬議定書規定ノ通利權契約ノ締結セラルル迄繼續セラルヘキコトヲ定メタリ此ノ取極ハ油田及炭田ニ關シテ日本人ノ所有シタル財産カ其ノ地位ヲ維持スヘキコトヲ示シタルモノニ外ナラス此等ノ財産

外務省

5.8

調一0215

0315

ハ日本占領軍司令官ニ依リテ撤兵ニ際シ作成セラレタル財産目録中ニ包含セラレ居ラサルニ依リ此等ノ財産カ撤兵ト共ニ「ソヴィエト」聯邦ノ有ニ歸シタルモノナリト言ヒ得サルナリ唯茲ニ所有権カ利權契約ニ依リテ影響セラレサリシヤカ問題ナリ日本大使館ハ一九二六年十二月一日附公文ヲ以テ一九二五年十一月三十日「アラード」氏ト田中大使トノ會談ヲ指摘シタリ其ノ際ノ取扱ハ言フ迄モナク利權地域ニ在ル財産若シ全部ナラストモ妙クトモ一部ハ日本人ニ屬スルコトヲ前提トシタリ從テ外務人民委員部カ前配日本大使館ノ公文ニ答フルニ當リテ全ク右事實ト相容レス且ツ日本大使館カ前同ノ公文ニ於テ外務人民委員部ニ通知セル所ヲ無視セル見解ヲ示シタルハ不可解ナリ就

(添付紙)

外務省

テハ本件ヲ友誼的ニ解決センカ爲日本大使館ハ茲ニ本件ニ付外務人民委員部ニ於テ再考セムコトヲ求メ且ツ切ニ日本大使館ノ前同ノ公文ニ對シ満足ナル回答ヲ與ヘンコトヲ要請ス日本大使館ハ利權者カ利權地域ニ有スル財産ノ引渡調書ニ署名ヲ拒絕シタルハ利權契約違反ナリトスル外務人民委員部ノ出張ニ對シ其ノ見解ヲ誌サントス外務人民委員部ハ「ソヴィエト」聯邦政府ノ財産ニ關スル利權契約第十一條ハ利權地域ニ存スル一切ノ財産ヲ「カヴァー」スルモノナリト推定スルカ如シ即チ日本大使館ニシテ正解スルモノナランニハ外務人民委員部ハ一方ニ於テ北「サガレン」ニ在ル油田、炭田關係日本財産ハ「ソヴィエト」聯邦ノ法律ニ依リ

(添付紙)

外務省



「ソヴィエト」聯邦政府ノ有ニ歸セリト爲シ他方ニ於テ利權契約ノ規定ハ暗々裡ニ財産ノ利權地域復歸ヲ認ムト爲スニ似タリ
第一點ハ既ニ論駁シタルカ第二點ハ日本大使館ハ第一ニ利權契約第十一條ハ明カニ利權地域ニ於ケル全部ノ財産ニ非スシテ單ニ「ソヴィエト」聯邦政府ニ屬スル財産ノミノ引渡ヲ規定セリ而シテ利權契約ノ如何ナル箇條ト雖モ利權地域ニ於ケル日本人財産ノ所有權ヲ「ソヴィエト」聯邦政府ニ賦與スルモノニ非サルコトヲ指摘セントス第二ニ利權者ト財産所有權者トハ必スシモ同一人ナラサルノ事實ニ鑑ミ油田、採田ノ日本財産ノ處分ハ全然利權者ノ權限外ニ屬シ利權契約交渉當時利權者ニ於テ之ヲ受理シ能ハサリシモノナリ

(赤井氏ト)

外務省

5.8

石油及石炭利權者カ第十一條ニ依リテ「ソヴィエト」聯邦ノ財産ノ引渡ヲ受クヘキハ當然ナルモ去リトテ日本側財産ヲ「ソヴィエト」聯邦政府ヨリ引渡シ貰フ理由ナシ從テ日本大使館ハ利權者ニ於テ引渡調書ニ署名スル様利權者ニ勸告アリタシトノ外務人民委員部ノ請求ニ應スルコト不可能ニシテ利權者ニ於テ斯ル文書ニ署名スルコトヲ拒メルハ利權契約ノ違反ナリトノ説カ根據ナキ推定ナルコトヲ認ム

(赤井氏ト)

外務省

5.8

調一0215

0317

右ニ對シ「ソヴ イエト」聯邦外務人民委員部ヨリ一九二七年（昭和二年）三月十五日附公文ヲ以テ左ノ通回答アリタリ

「日本大使館ハ一九二六年十二月一日附ヲ以テ一九二五年十二月十四日附利權契約（複數）ノ規定ニ關聯シ北「サガレン」ニ於ケル「ソヴ イエト」政府所屬財産ノ對利權者移管手續ニ旨及シタル上「ソヴ イエト」聯邦政府ニ於テ管テ「ソヴ イエト」聯邦ノ本地域内ニ在リテ事業ヲ經營セル或種企業ニ對シ當時日本領ノ投セル財産ヲ目シテ聯邦ノ所有ナリト認ムルニ至レル一切ノ根據ヲ日本大使館ヘ通告アリタキ旨申越セリ

右ニ對シ外務人民委員部ハ既ニ一九二六年（大正十五年）十二月二十一日附公文ヲ以テ前記財産ニ對スル「ソヴ イエト」聯邦

（注）

外務省

ノ所有權カ「ソヴ イエト」政府ノ當該決定ニ基ケル旨回答シタルカ「ソヴ イエト」聯邦領域ノ本區域ニ關シテハ茲ニ開フ當該決定トシテ特ニ鐵山企業固有化ニ關スル一般規定以外一九二三年五月三日附勞働國防會議決定アリ而シテ外務人民委員部カ一九二五年十二月十四日ノ利權契約關係當事者間ニ發生シタル異議ニシテ石炭利權契約第三十五條、石油利權契約第四十二條ニ依リ明確ニ指示セラレアル手續ニ從ヒ解決セラルヘキモノヲ以テ對日本大使館交渉ノ對象ト爲スヲ適當ト認メタル所以ノモノハ一ニ外務人民委員部ニ於テ日本大使館カ其ノ管テ他ノ事件ニ於テ一再ナラス示サレタル好意ヲ以テ利權者ヲシテ其ノ提起ニ係リ現ニ尙利權契約ノ常態的運用ヲ妨ケツツアル爭議ヲ平和的

（注）

外務省



ニ解決スルノ途ニ出テシムル様其ノ權威ヲ使用セラルヘキヲ信
シタルカ故ニ外ナラサルナリ

(添付紙)

外務省

5.8

於茲在莫斯科田中大使ヨリ昭和二年三月二十九日附機密第九七號公
信ヲ以テ左ノ通請訓シ來タレリ

(添付紙)

「北樺太利権關係財産ノ所有權問題ニ關シテハ昭和二年一月十
九日附ヲ以テ外務人民委員部ニ對シ再申入ヲ爲シ置ケル處右ニ
對シ同部ヨリ三月十五日附ヲ以テ回答アリ而シテ右回答ニ付テ
ハ趣旨稍明瞭ナラサルモノアルニ依リ領員ヲシテ當局ニ就キ質
サシメタル處先方ハ本件問題ハ當該地方官憲ト利権者トノ間ニ
解決セラルヘキモノナリトテ依然本件財産ヲソ聯邦ノ所有ナリ
トスル從來ノ主張ニヨリ居レリ
惟テニ油田關係ニ付テハ問題ナル財産ハ總テ利権地域内ニ存シ
且現在我營業者ニ於テ引續キ使用シ居ルモノト察セラルルノミ

外務省

5.8

調一0215

0319

ナラス右ハ元來所屬不明ナリシ少許ノ殘留財産ヲ姑ク措キ純然
我方ノ投資財産ナルコトヲ主張シ得ヘキ所ナルヲ以テ問題ヲ此
儘遷延セシメ置キ我方トシテサシテ差支ナカルヘキモ炭坑關係
ニ付テハ問題タル財産中ニハ或ハ我方トシテモ「スタヘーエフ」
カ持分ヲ有スルコトヲ否認スルコト頗ル困難ナルヘキ幾多ノ財
産アルト共ニ中ニハ利權地域外ニ存シ居ルモノアリ而シテ右利
權地域外ニ存シ居ルモノニ付テハ或ルモノハ使用ヲ繼續シ又或
ルモノハ移轉若クハ處分等ヲ爲スノ必要アルヘキ所ナルニ願ミ
何トカ本件問題解決ノ要アリト思考セラルル處「スタヘーエフ」
カ持分ヲ有スルカ如キ財産ニ付テハ結局其ノ持分ニ關スル限り
ハ之ヲ「ソ」聯邦ノ國有ナリトスル先方ノ主張ヲ認メサルヲ得

(余抄紙)

外務省

サルヘキヤニ思料セラル依テ本件解決方法トシテ此ノ際我方ヨ
リ「純然タル我方單獨ノ投資財産ハ他迄我方財産ナルヘキコト
」(一)「スタヘーエフ」トノ共有財産ニ付テハ我方ト「ソ」聯邦側
トノ間ニ公平ニ持分ヲ配分スヘキコト(二)而シテ右(一)及(二)ニ關シ
必要ナル具體的商議ハ我利權關係者ト「ソ」聯邦當該地方官憲
トノ間ニ之ヲ行ハシムヘキコトトスル方針ニヨリ交渉ヲ進ムヘ
キヲ適當ト思料スルニ付何分ノ儀同調アリ度シ
尙一九二七年三月十五日附外務人民委員部回答ニ對シテハ差當
リ當方ヨリ若シ外務人民委員部ニシテ本件財産ヲ「ソ」聯邦ノ
國有ナリトスル前提ノ下ニ本件問題ハ當該地方官憲ト利權者ト
ノ間ニ解決セラルヘキモノナリトノ見解ナラハ我方トシテ從來

(余抄紙)

外務省

既ニ詳細開陳シ置ケル理由ニヨリ右ニ承服シ能ハサル旨ヲ申入
レ置クヘキ積ニ付右申添ユル

外務省

4.12

依テ昭和三年二月六日附公信狀一機密第三六號ヲ以テ在莫斯科山中
大使ニ對シ左ノ通訓令アリタリ

「昭和二年三月十五日附ソヴィエト聯邦外務人民委員部公文ニ依
レハソヴィエト聯邦ニ於テハ依然トシテ北緯太利帶財産ハ工業
及銅鐵金礦ノ國有ニ關スル一般法令就中千九百二十三年五月三
日附労働國防會議決定ナルモノニ基キソ聯邦ノ所有ニ歸シタル
モノナリトノ主張ヲ前提トシ右前提ニ付テハ恰モ自明ノ理ニシ
テ今更論議ノ餘地無シト爲スモノノ如クナル處ソ聯邦側ニ於テ
前述ノ如ク高飛車ナル態度ヲ持スル限り此際我方ヨリスタヘ
エフカ有スルコトアルヘキ持分ニ付テノミソ聯邦ノ國有法令ノ

外務省

4.12

調一0215

0321

效力ヲ認ムルコトヲ提案スルモ果シテ先方ニ於テ之ニ同意スヘキヤ甚ダ疑ハシク假リニ主義上之ニ同意スルトスルモ持分比率ニ付紛議ヲ免レサルヘク又假リニ持分比率ニ付協定成ルトスルモ實際問題トシテ多少ノ動産ヲ除キテハ炭坑設備ニ付持分ニ應シ實際ニ現物ヲ分配スルコト頗ル困難ナルカ故ニ我方トシテハ結局ソ聯邦側ヨリ金銭補償ヲ受クルノ外無カルヘク之カ解決亦容易ナラサルヘシ

更ニ右ノ場合先方ハスタヘーエフノ財産カ國有トナリタルハ三菱スタヘーエフ間契約ノ成立前ニシテ該契約ハ無効ニシテ三菱カスタヘーエフヨリ買収セル部分モ亦ソ聯邦ニ屬スト主張スルコトアリ得ヘク一度先方ニ於テ斯ル主張ヲ爲ス場合ハ分ヒ

外務省

4.12 +

土成炭坑及在亞港三菱單獨所有財産ニ付テモ露人ヨリ買収セルモノハ同様ノ理由ニ依リ其國有タルコトヲ主張スルニ至ルヘシ斯ノ如クムハ保障占領ノ效力ニ關シ相當複雑ナル問題ヲ惹起スルニ至ルヘク思惟セラル

就テハスタヘーエフト共有關係ニ在ル財産ハマーチ炭坑ニ在ル僅少ノモノヲ除キ他ハ凡テ利權地域外ニ存在シ利權事竊ノ遂行上緊急ニ必要ナルモノハ少ナキ越ナルニモ盡ミ此際我方トシテハ單獨投資財産タルトスタヘーエフトノ共有財産タルトニ關係無ク概括的ニ我方利權財産トシテ之ヲ主張シ大正十五年七月二十六日附歐一機密第二一八號副令ノ趣旨ニ於テ先方ヲシテ少クハ利權契約實施後我方ニ於テ新ニ施設シタル財産ト同様ニ之

外務省

4.12 +

ハ取扱ハシムルコトハ決定方針ノ貫徹ニ努ムルコトト致度
シ尤モ先方ニ於テ前述ノ如キ主張ヲ改メ保障占領終了後ニ於テ
スタヘーエフノ有スルコトアルヘキ特分（大正十五年七月二十
六日附歐一機密第二一八號別紙乙號添付三菱側意見書参照）ニ
付テノミ固有法令ノ效力ヲ主張スル點迄其ノ主張ヲ緩和スルニ
於テハスタヘーエフト共有關係ニ在ルヘキ石炭利権財産ノミ後
廻シトシ一級利権財産ニ付本件ヲ片附クルコトトシ左支無キ意
圖ナリ
尙貴地ニ於テ級上ノ原則的問題ニ付解決ヲ見サル以前ニ於テ北
樺太ニ於テ本件ニ關シ我方利権者代表ヲシテソ聯邦當該地方官
意ト具體的商議ヲ行ハシムルコトハ從來ノ例ニ級シ徒ラニ事願

外務省

4.12 ナ

ヲ初辨セシムル處アルニ付右ハ原則的問題解決後更ニ考慮スル
コトト致度

外務省

4.12 ナ

調一0215

0324

然ル處昭和三年六月九日在聖港坂井組合ハ突然「ソツ イエト」聯邦
最高裁判所ヨリ同聯邦最高經濟會議方同組合ニ對シ提起セル「ソ」
聯邦政府財産使用料五千三百六十七留六十八哥支拂請求訴訟事件ヲ
六月二十九日審理ス最高經濟會議ノ訴訟部送セリトノ電報ヲ受取り
タルニ付不取收在美新科大使館ヨリ昭和三年六月二十一日附公文ヲ
以テ

「利權關係財産ノ所有權問題カ目下兩國政府間ノ齟齬問題ナルニ
鑑ミ「ソツ イエト」聯邦政府ニ於テ本件請求ヲ提起スル何等ノ
理由ナキニ付右請求ヲ急速撤回アリ度キ」

旨外務人民委員部へ申入レタル處同委員部ヨリ一九二八年（昭和三
年）六月二十八日附公文ヲ以テ

外務省

4.12 ナ

（添付紙）

外務人民委員部ハ「サガレン」ニ於ケル日本利權者ノ利用ノ下
ニ在ル財産ニ關スル問題カ現ニ人民委員部ト大使館トノ間ニ於
ケル公文往復ノ對象タリシコトヲ確認スルノ光榮ヲ有ス然レト
モ人民委員部ハ右ノ事實ヨリシテ利權契約中ノ數條項ヲ之カ爲
メ打消サレタルモノナルカ如ク看做シ又右條項ニ依リ調整セラ
レタル問題ヲ政府間ノ交渉ニ依テ審査セサルヘカラストスル結
論ヲ出スニ付テハ困難ヲ感ス

人民委員部ハ一九二七年三月十五日附ノ公文中ニ於テモ同委員
部ハ日本大使館カ「ソ」聯邦官憲ト日本國臣民トノ間ニ於ケル
一切ノ爭議ヲ解決スルニ援助ヲ吝マサル同大使館特有ノ用意ヲ
以テ「本件爭議ノ友好的解決方ニ對シ利權者ノ注意ヲ喚起スル

外務省

5.8

爲メ其ノ權威ヲ用キシコト一ヲ期待スルモノナル旨明記スルノ
光榮ヲ有シタリ然レトモ人民委員部ハ猶同公文中ニ於テ當該爭
議ヲ論議シテ同爭議ハ石炭及石油利權契約ノ第三十五條又ハ第
四十二條ノ下ニ入ルヘキモノニシテ右條項ノ定メタル方法ニ依
テ解決セラルヘキモノナリト爲シタリ
人、民、委、員、部、ハ、本、件、争、議、ヲ、利、權、契、約、ト、ハ、別、物、ナ、ル、カ、ノ、如、ク、見、ル、大
使、館、ノ、意、見、ニ、ハ、不、幸、ニ、シ、テ、贊、同、ス、ル、事、ヲ、得、ス、却、テ、同、委、員、部、ハ、利
權、契、約、ノ、所、定、條、件、ハ、不、可、侵、ニ、シ、テ、最、高、利、權、委、員、會、ニ、依、テ、裁、可、セ
ラ、レ、タ、ル、同、當、事、者、ノ、双、方、的、當、該、ノ、合、意、ア、ル、場、合、ニ、非、レ、ハ、何、等、廢
止、又、ハ、變、更、セ、ラ、レ、得、ヘ、カ、ラ、サ、ル、モ、ノ、ナ、ル、事、ヲ、高、調、ス、ル、ヲ、必、要、ト
認、ム、ル、モ、ノ、ナ、ル、事、ヲ、茲、ニ、附、言、ス、ル、ノ、光、榮、ヲ、有、ス

外務省

4.12 +

右ニ願ミ人民委員部ハ既ニ久シキ以前ヨリ發生セル意見ノ相違
カ日本大使館ノ友好的援助ノ方法ヲ以テ解決セラレ得サリシ事
ヲ遺憾トセサルヲ得ス而シテ同委員部ハ右解決ニ援助ヲ吝マサ
リシ大使館ノ用意ヲ敵トスル意ヲ同大使館ニ對シ表示スルト共
ニ同委員部ハ當事者カ他方當事者トノ間ニ於ケル爭議ノ解決方
ニ付利權契約ノ規定シタル方法ニ途ヲ求ムル行動ニ對シ干渉ス
ルノ可能ヲ有セサル事ヲ茲ニ記セサルヲ得ス

ト申越セリ

外務省

5.8

（金林氏ト

調一0215

0327

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

http://www.jacar.go.jp

然ルニ昭和三年七月二十七日在莫斯科酒匂臨時代理大使ヨリ
 坂井組合ニ對スル訴訟ノ件及占領中我方ノ投資、設備セル一般
 油田、炭田關係財産ニ關スル所有權問題ニ付テハ其後「カズロ
 フスキー」及直接擔任者タル「コルチャノフスキー」ト續々懸
 談審議ヲ重ネ來レルカ結局先方ハ「ソ」政府トシテハ「日本軍
 ハ北極太保障占領中ト雖其ハ占領ハ爲ニ必要ナル範圍外ニ於テ
 ハ「ソ」聯邦ハ法律ハ効力カ停止セラルヘキニ非スシテ日本軍
 ト雖其ハ法律ハ尊重セラルヘカヲストハ主張ヲ持ス「ソ」從テ占領
 中北極太ニ存在シタル鐵業財産ハ、鐵山區有令ニ依リ「ソ」政
 府ハ所有ナリト斷言セラルヘカヲサルモ、北京條約ニ於テ利權
 供與ハ約ハ居ル特殊ハ事情ニ鑑ミ「ソ」側トシテハ、當時日本

（添付紙ト）

外務省

人カ「ソ」スルヘトエ「ソ」又ハ「ソ」スルホ「ソ」等「ソ」聯邦人ヨ
 リ取得シタル鐵業財産ハ除キ日本人カ投資設備シタル財産ニ對
 シテハ「ソ」政府ハ所有權ヲ主張セス「ソ」然レトモ「ソ」又ハ「ソ」
 等「ソ」聯邦人カ當時北極太ニ於テ所有シ居リタル財産ニ
 對シテハ「ソ」政府ハ自己ハ所有權ヲ主張セラルヘカヲ不「ソ」坂
 井組合ニ對スル訴訟モ「ソ」カ所有シ居リタル財産ニ對スル使
 用料ノ請求ニ外ナラストノ旨ヲ述ヘタリ
 依テ本官ハ「ソ」側カ右「ソ」ノ態度ニ出テラレタルハ問題ノ解決
 ニ一歩ヲ進ムルモノナリ、殘ル爭點ハ北辰會及「ソ」間ノ組合、
 三菱及「ソ」間ノ組合並ニ坂井組合、「ソ」間ノ組合財産ノミ
 ニ關スルコトトナル處「ソ」側ハ「ソ」又ハ「ソ」カ是等組合

（添付紙ト）

外務省

調一0215

0328

ニ出捐シタル財産ハ「ソ」政府ノ所有財産タリシモノナルヲ以テ、其ノ出捐ハ無効ノ出捐ナリト主張セララルユ對シ、日本側トシテハ日本法權ノ下ニ適法ニ成立シタル組合及共有關係ハ之ヲ認メラレサルヘカラスト主張スル點ニ歸スヘシ、從テ右ハ占領ノ效果ニ關スル問題ニシテ、外交問題ニ外^トス、從テ此ノ際先以テ坂井組合ニ對スル訴訟ハ取下ケラレタキ旨要請セル處先方ハ「ソ」政府ノ財産使用料ヲ支拂フヘキハ利權契約ノ規定スル所ニシテ「ソ」側官憲ハ右支拂方ニ關シ度々利權者ニ「アプローチ」セルモ利權者ハ之ニ應セス、右支拂ハ二年餘モ遲滞シ居レリ爲ニ利權契約當事者タル最高經濟會議ハ、會計監督廳タル勞農検査人民委員部ヨリ嚴重ナル注意ヲ受クルニ至レリ之レ今

(赤持紙)ト

外務省

5.8

同最高經濟會議カ訴訟ヲ提起スルニ至レル所以ナルカ「ソ」側トシテハ使用料支拂ニ關スル問題ハ利權契約規定内ノ問題ナリトノ見解ヲ取ルモノナルヲ以テ訴訟ノ取下ケ、又ハ延期ヲ行フコトヲ得ス利權者カ訴訟ニ係ル財産ノ或ルモノニ付、自己ノ所有權ヲ主張スルニ理由アラハ訴訟ニ於テ之ヲ爲サハ最高法院ハ公正ニ之ヲ判定スヘシト述ヘタリ、依テ本官ハ利權者カ從來「ソ」側官憲トノ間ノ交渉ヲ拒否セルハ「ソ」側カ線テノ財産ヲ「ソ」政府ノ所有ナリトノ主張ヲ持セラレタルカ爲ニ外ナラスシテ、「ソ」側ハ使用料支拂ノ問題ハ利權契約内ノ問題ナリト言ハルルモ當該財産ノ所有權問題ニ付テハ兩國政府ハ從來論議ヲ繼續シ來レル所ナリ日本側トシテハ斯ル財産ニ關スル問題ノ

(赤持紙)ト

外務省

5.8

判定ヲ「ソ」聯邦ノ裁判所ニ委スルヲ得ストナシ又本件問題ヲ
圓滿ニ解決スル方法ハ訴訟ヲ止メテ兩國政府間ニ根本的原則ノ
了解ヲ遂ケタル上具體的交渉ヲ現地ニ於テ利権者ト「ソ」側官
憲トノ間ニ行ハシムルニアルコトヲ述ヘタルモ、先方ハ未タ之
ニ應セス七月二十六日「カラハン」病氣ノ爲「カズロフスキ」
ニ重ネテ訴訟ノ取下ケ又ハ延期方要請セルニ對シテモ、先方ハ
坂井組合カ「ク」ノ財産タリシモノニ付使用料ノ支拂ヲ爲スヘ
キコトヲ申出テサル限り外務部トシテ最高法院又ハ最高經濟會
議ニ對シ何等干涉ヲ試ムル餘地無キ旨ヲ述ヘ日本側ノ要望ハ之
ヲ考慮スヘキモ果シテ如何ナル結果トナルヤ請合ヒ難シト答ヘ
タル

(添付紙ト)

外務省

旨電報アリ次テ昭和三年七月二十九日同代理大使ヨリ
七月二十七日「カラハン」引續キ病臥中ノ爲「カズロフスキ」
ト面會坂井組合裁判問題ニ關シ措置ノ結果如何ヲ問ヒタル處近
來多忙ノ爲未タ知ラサル旨答ヘタルニ付、本官ハ日本人力養ニ
北樺太ニ投資設備セル油田炭坑關係財産ノ所有權問題ニ付テハ
從來日本政府ハ之ヲ外交問題ナリトスル見解ヲ持セルモノニシ
テ殊ニ此ノ點ニ付テハ利権契約締結當時既ニ田中大使ト「アラ
ーロフ」氏トノ間ニ諒解ノ次第モアリ依テ日本政府ハ今日迄本
問題ニ付「ソ」政府トノ間ニ交渉ヲ繼續シ來レルモノナル處「
ソ」政府カ右ヲ無視シ、坂井組合ノ財産ニ對シ何等一方的ニ決
定ヲナスコトアルカ如キ場合ニ對シテハ日本政府ハ抗議ヲナス

(添付紙ト)

外務省

ノ權利ヲ留保ス右「カラハン」氏へ傳達アリタキ旨申入置ケル
旨電報アリタリ

(添付紙ト)

外務省

越へテ昭和三年八月二十四日在莫斯科由中大使ヨリ電報第三六〇號
ヲ以テ左ノ趣請訓アリタリ

(添付紙ト)

其後「ソヴィエト」聯邦外務部ニ於テハ坂井組合の交渉問題ノ成
行ヲ我方ニ通知スルヲ避クルノ態度ヲ取り居タル處「コルチャ
ノウスキー」ハ仲用ニテ往勸セル河句ノ間ニ對シ、最高法院ハ
七月二十七日ヨリ更ニ一ヶ月開廷ヲ延期スルコトニ決定スルト
共ニ、坂井組合ニ對シ今次ノ開廷日ニ出席ナキ時ハ缺席裁判ヲ
行フノ旨ムナキ旨通知シタル趣ナリト述ヘタルニ依リ河句ハ我
カハ本件財産ハ所有權ニ關スル問題ハ外交上ハ問題ト認ムルモ
ハナルヲ以テ「ソ」聯邦ハ裁判所カ勝手ニ所有權ハ認定シナス
コトヲ認ムルヲ供サルハ爰ニ「カズロフスキー」ニ申出置キタ

外務省

調一0215



ル廻ナル處我方トシテモ本件問題ニ付具體的事項迄モ一切政府
間ニ交渉セムトスルモノニ非ス唯必要ノ主義的事項ニ付諒解成
立セハ其ノ餘ノ事項ハ「ソ」側官派及利権者ノ現地ニ於ケル交
渉ニ委スルニ差支ナシ依テ此ノ際更メテ右主義的問題ヲ提起ス
ルコトアルヘキ旨述ヘタル趣ナリ惟フニ本件坂井組合ノ問題ハ
從來懸案ノ所有権問題ノ一部トシテ、此ノ際一律解決ヲ計ルコ
ト適當ト認メラルル處右問題ニ關シテハ「ソ」側ハ從來ハ主張
ハ改メ「ス」外ヘトエフ「カツネツホトフ」等「ソ」側邦人カ
北滿太ニ於テ所有シ居リタル財産ニ對シテハ「ソ」政府ハ所有
権ハ主張スルモ右ヲ除キ日本側カ設備シタル財産ニ對シテハ日
本側ハ所有権ヲ認ムヘシトハ態度ニ出テ來レリ我方トシテ見ル

(赤井氏)ト

外務省

ニ「ス」又ハ「ク」カ北滿太引渡當時「ロガトイ」嶺山係財
産及坂井組合財産ニ對シ持分ヲ有セルコトハ之ヲ否定シ難カル
ヘク而シテ右持分ニ付テハ之カ「ソ」政府ノ有ニ歸スルコトヲ
認メ差支ナキヤニ思考セラル依テ此ノ際「ソ」側ニ對シ公文ヲ
以テ左ノ趣旨ヲ申入レ交渉ヲ試ミルコト一策カト認ム
(一)北滿太占領中油田及炭坑事業ノ爲日本側カ單獨ニ設備シタル
財産ニ對シテハ日本側ノ所有権ヲ認ムヘキコト
(二)北滿太占領中日本側ト「ス」又ハ「ク」トノ間ニ於ケル共同
事業ニ屬シタル財産ニ對シテハ北滿太引渡當時「ス」又ハ「
ク」カ有シタル持分ニ付「ソ」政府ノ權利ヲ認ムヘキコト
(三)右主義カ認メラルル條件ノ下ニ右(二)ノ財産ニ付テハ利権者ト

(赤井氏)ト

外務省

「ソ」供官辦ノ現地ノ交渉ニ依リ或ハ前記持分ニ相當スル財
 産ニ對シ利權契約所定ノ使用料ヲ支拂フコトトシ或ハ現物
 分賦ヲ行フコトトスル等適當ノ方法ヲ討セシムヘキコト
 尤モ前記(一)ノ主義ニ依ルトキハ三菱「ス」共同事業ノ財産ニ
 係シ三菱ニトリ不利ナルヤモ知レス蓋シ右共同事業ニ對シテ
 ハ「ス」ハ鐵業權ヲモ出捐シ從テ「ス」ノ持分ニ付テハ右鐵
 業ノ評價モ計算ノ内ニ入り居ルモノト認メラルル處鐵業權
 カ無ニ時シ計ニ入ラサルコトトナリタル以上「ス」カ當初
 出捐シタル現物トシテハ右持分額以下ノモノナラサルヤノ疑
 アレハナリ事實果シテ右ノ通トセハ我方トシテ右(一)ノ主義ニ
 依ルヨリモ寧ロ「ス」カ當初出捐シタル現物ニ對シ「ソ」政

(注釋)ト

外務省

府ノ所有ヲ認ムトノ鐵廠ヲ轉ル方有利ナリ唯右ニ依ルトキ
 ハ坂井組合財産ニ對シテハ同條ノ趣旨ニ出テサルヲ得サルヲ
 以テ同組合ニ對シテハ不利アルモ「ク」カ相當出捐シタル現
 物ハ、大正十五年歐一機密(二)一八三附屬鐵廠ニトシテハ九萬
 七千圓餘ナルニ對シ「ソ」側カ今世ノ時勢ニ於テ權利ヲ主張
 セル財産評價額ハ六萬五千圓餘ニ止マル關係モアリ同組合ノ
 不利ハ三菱トノ間ニ内部ニ調整スルコトトスルモ尙右趣旨
 ニ依ル方針算上有利ナルヤニ考ヘラル

此テハ前記ニ隨シ何分ノ利益急回電アリ也

(注釋)ト

外務省

依テ昭和三年十月三十日在莫斯科山中大使ニ對シ往電第三三四號ヲ以テ左記ノ通訓令アリタリ

「貴電第三六〇號ニ關シ北滿太石油、石炭事業關係財産ノ所有權問題ハ左記方針ニ依リ今後ノ交渉ヲ進メ差支ナキニ付可然取計ハレタシ。

一 北滿太保障占領中日本側ニ於テ石油及石炭事業ノ爲投資設備シタル財産ニ付テハ「ソ」聯邦ニ於テ日本側ノ所有權ヲ承認スルコト

二 北滿太保障占領中日本側ト「スタヘーエフ」又ハ「クツネツオーフ」トノ共有關係ニ在リタル石油及石炭事業關係財産ニ付北滿太保障占領終了後ニ於テ依然「ス」又ハ「ク」

外務省

余計也ト

カ有シタルコトアルヘキ持分ニ對シテハ日本側ニ於テ「ソ」聯邦ノ權利ヲ承認スルコト

一 右一及二ノ方針ニ從フ條件ノ下ニ「ス」又ハ「ク」ノ持分ノ有無又ハ持分ノ比率ハ關係日本當業者ト「ソ」聯邦當該地方官憲トノ間ニ於テ協議確定スルコト、持分比率確定ノ上ハ右持分カ利權地域内ニアル場合ニ於テハ之ニ相當スル財産額ニ對シ當該利權者ニ於テ利權契約所定ノ使用料ヲ「ソ」聯邦政府ヘ支拂ヒ又右持分カ利權地域外ニアル場合ニ於テハ現物分配又ハ金錢補償等適當ノ方法ヲ講スルコト

一 石油事業ニ付テハ「スタヘーエフ」トノ間ニ共同事業ノ存シタルコトナク事業財産ハ全部日本側ニ於テ單獨ニ出資設

余計也ト

5.8

5.8

外務省

備シタルモノナルニ因リ石油事業ニ關スル限りニ及三八無
關係ナルコトヲ豫メ明ニシ置クコト

北緯太鐵業會社側ニ於テハ事實上三菱「スタヘーエフ」間
組合契約ニ於ケル「ソ」ノ持分ノ範圍ニ於テ「ソ」聯邦ノ
權利ヲ認ムルコトニ異議ナキモ右カ「ソ」聯邦ヲシテ前記
組合契約ノ有效ヲ承認セシムル形式ヲ取ルコトアルニ於テ
ハ日下進行中ナル三菱對「スタヘーエフ」及對鐵亞銀行所
設事件ニ於テ三菱側即會社側カ前記組合契約ノ無効ヲ主張
セサルヘカラサル立場ニ在ル關係上甚々困難ナル地位ニ置
カルヘキカ故ニ三菱ト「ソ」トノ間ノ共同事業ニ屬シタル
石炭事業關係財産ニ付日「ソ」兩國間ニ於テ何等拘束力ア

外務省

(添付紙ト)

ル取極ヲ爲スニ當リテハ直接ニモ間接ニモ追テ提起サルヘ
キ組合契約無効ノ主張ト矛盾セサル形式ヲ採ラレタキ旨會
社側ヨリ特ニ願出居ルニ付右御取計アリタシ因ニ會社側ハ
前記對「スタヘーエフ」訴訟事件ニ於ケル立場ヲ有利ニス
ル爲メニハ「ソ」ト共有關係ニ在リタル財産ノ拋棄ヲ辭セ
サル意旨ナリト
尙坂井組合ニ對スル訴訟ハ我方ニ於テ右記方針ニ從フコト
ヲ承認スル限り「ソ」聯邦側トシテ之ヲ撤回又ハ擲クトモ
「クツネツォーフ」ニ歸屬スヘカリシ財産割合ノ確定ヲ見
ルニ至ル迄審理延期ヲ行フヘキ筋合ナルニ付更ニ嚴重先方
ノ注意ヲ喚起アリタシ

外務省

(添付紙ト)

